年　報

ANNUAL REPORT

I

昭和24年度

東京都立衛生研究所

TOKYO-TO LABORATORIES
FOR
MEDICAL SCIENCES

1949—1950

東京都立衛生研究所

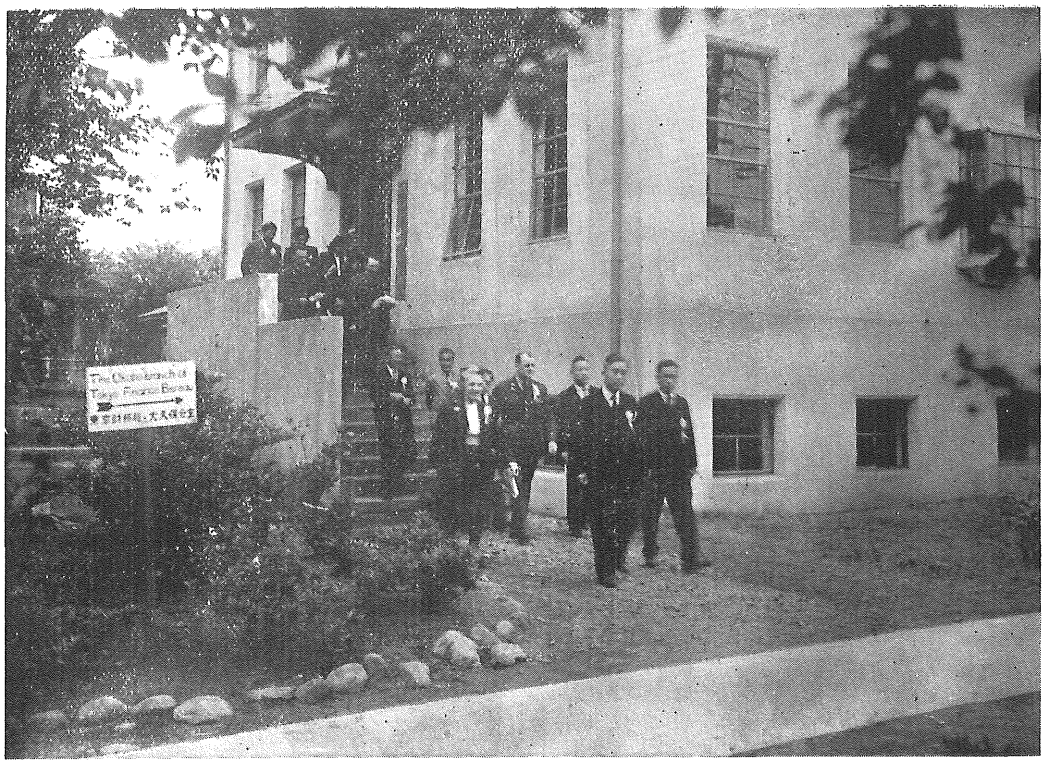

開所式当日

細　　菌　　部

年報刊行に当りて

今回東京都立衞生研究所年報を編輯刊行することが出來て心中ひそかに喜びを禁じ得ない。此の年報刊行は概ね次の3点を目的とした、即ち

第1は、東京都立衞生研究所発足以來1ケ年の経過を総括することである。

從來東京都に存在した6つの衞生檢査機関を統合して新らたに東京都立衞生研究所を設置したことは誠に劃期的な事実であつて、其の第1年の経過を記述して遺すことは都並に衞生局としても亦本研究所としても決して無意義な事ではない。実に本研究所歷史の第1頁である。

第2には、本研究所の歩んで來た1年を振りかえつて観察し、檢討して研究所の今後の歩みを定める資料とすることである。本研究所の機構、運営、仕事の内容等には、今後改良すべき点が少くないと思われる。年報によつてそれらの点を一眸のうちに眺め、冷嚴な檢討を加えることは研究所將來の発展に極めて重要な役割を演ずるものである。

第3には、東京都立衞生研究所の過去1年を赤裸々に述べて各方面え紹介し、殊に既設、未設の地方衞生研究所運営えの参考資料とすることである。

本研究所にも幾多の美点や欠点があるであろう。之を遠慮なくさらけ出して世の批判に訴えることは、吾々としては少し気にかかることである。然しそれを敢てする所以は何等か世を益するものがあるのではないかと思うからである。

以上のような目的を達するためには、出來るだけ精密に記載することが望ましいのであるが、種々の事情に依つてそれが実現されなかつた。其の事情の大きな一つには本研究所の事業月報の刊行がある。即ち之との重複を出來るだけ防いだために或部分に於いては相当の省略を見ているのである。然し此の年報が本研究所の最初のものであるために一部に於いては已むを得ず重複している点もある。

兎に角本年報刊行が其の目的の一部をでも達することが出來て、何かの役に立ち得れば幸である。

昭和25年4月3日

新　井　養　老

目　　次

第一章　序　　說 …… 1

第二章　機構及び事業の概要 …… 5

Ⅰ　機　　構 …… 5

Ⅱ　予　　算 …… 5

Ⅲ　諸規程　1. 條令　2. 庶務規程　3. 條令施行規則　4. 其の他 …… 7

Ⅳ　施　　設 …… 22

第三章　業　　務 …… 23

Ⅰ　総務部　1. 総務課　2. 経理課 …… 23

Ⅱ　細菌部　1. 微生物課　2. 寄生虫課　3. ワクチン課　4. 血漿課 …… 25

Ⅲ　生活衛生部　1. 環境課　2. 栄養課　3. 水質課 …… 34

Ⅳ　食品獣医部　1. 食品課　2. 製品課　3. 獣医衛生課 …… 39

Ⅴ　化学検査部　1. 医薬品課　2. 麻薬化粧品課　3. 衛生用品課 …… 47

Ⅵ　製薬部　1. 資源課　2. 製薬課 …… 52

第四章　日常業務に関連した研究事項 …… 57

Ⅰ　運動性と硫化水素産生能を同時に観察し得る三糖寒天培地（T. S. I. 寒天の一変法）について …… 細菌部微生物課　野辺喜正夫・松井清治・早川武 …57

Ⅱ　保存血液の一分野として Placental blood の利用價値について …… 細菌部血漿課　宮本正治 …59

Ⅲ　落下菌数検査法に関する研究、他一件 …… 生活衛生部環境課　齋藤功 …60

Ⅳ　主要食品中のカルシウム含有量の再検討(第1報) … 生活衛生部栄養課　酒井徹 …62

Ⅴ　井水の調査について、他三件 …… 生活衛生部水質課　相沢金吾 …64

Ⅵ　市販人工あづき色混合色素の分離について（ペーパークロマトグラフ法による2.3例） …… 食品獣医部食品課　松井多一 …66

Ⅶ　製品検査について …… 食品獣医部製品課　長尾元雅 …68

Ⅷ　昭和24年度狂犬病検査成績について …… 食品獣医部獣医衛生課　島田幸治 …68

Ⅸ　市販ビタミンB_1製剤検査成績 …… 化学検査部医薬品課　湯本芳雄 …71

Ⅹ　化粧品中に含有する鉛の問題について、他四件 …… 化学検査部麻薬化粧品課　田村健夫 …72

Ⅺ　最近の脱脂綿の品質について …… 化学検査部衛生用品課　秋山勝治 …73

Ⅻ　海人草の品質試験、他二件 …… 製薬部資源課　平岩通夫 …74

XIII　日本薬局法不適クロラミンTの再製試験、他三件 …… 製薬部製薬課　藤森宗吉 …77

第一章　序　　説

東京都立衛生研究所は、東京都に於ける公衆衛生の向上、及び増進に寄與するため、昭和24年3月5日に設立され、細菌学的血清学的檢査、環境及び栄養の調査研究、水質檢査、飲食物檢査化学的檢査、獸疫檢査、各種ワクチン、藥品、乾燥血漿の製造等の業務を、都民の依頼に應じ或いは防疫行政上積極的に遂行している。

当所は後述の如く6機關を統合し、業務の重複している点を整理し人的、物的内容を充実しますますその機能を発揮す可く努力している。

東京都に於ける衛生檢査研究機關としては、從來より衛生試驗所（明治35年設置）衛生檢査所（明治39年設置）、細菌檢査所（明治39年設置）、獸疫檢査所（明治41年設置）、製藥研究所（昭和21年設置）、血漿研究所（昭和21年設置）の6機關があつて夫々実績を挙げていたが、業務の重複している点が多々あり、早くからその統一が希望されていた。

昭和22年厚生省より全國都道府縣に対し、「衛生機關の統合に關し地方衛生研究所設置要綱案」が通達され、類似機關整備統合の機運は漸く高まつて來た。昭和23年夏、米第八軍々政部当局者が各施設を視察した結果、東京都に於ける衛生機關統合に關する指令が発せられ、10月14日前記厚生省案を基本として統合試案の作成に着手した。

かくて厚生省案に基き10月20日、衛生局統合試案を作成し、之をめぐつて活発な討議が続き12月4日最終案を決定し、以後発足の準備が急速に進められ、昭和24年3月5日東京都條令第22号を以て、東京都立衛生研究所が設置されたのである。

衛生研究所統合による新旧業務の比較は、別表の通りである。

試験研究所統合による新旧業務比較表

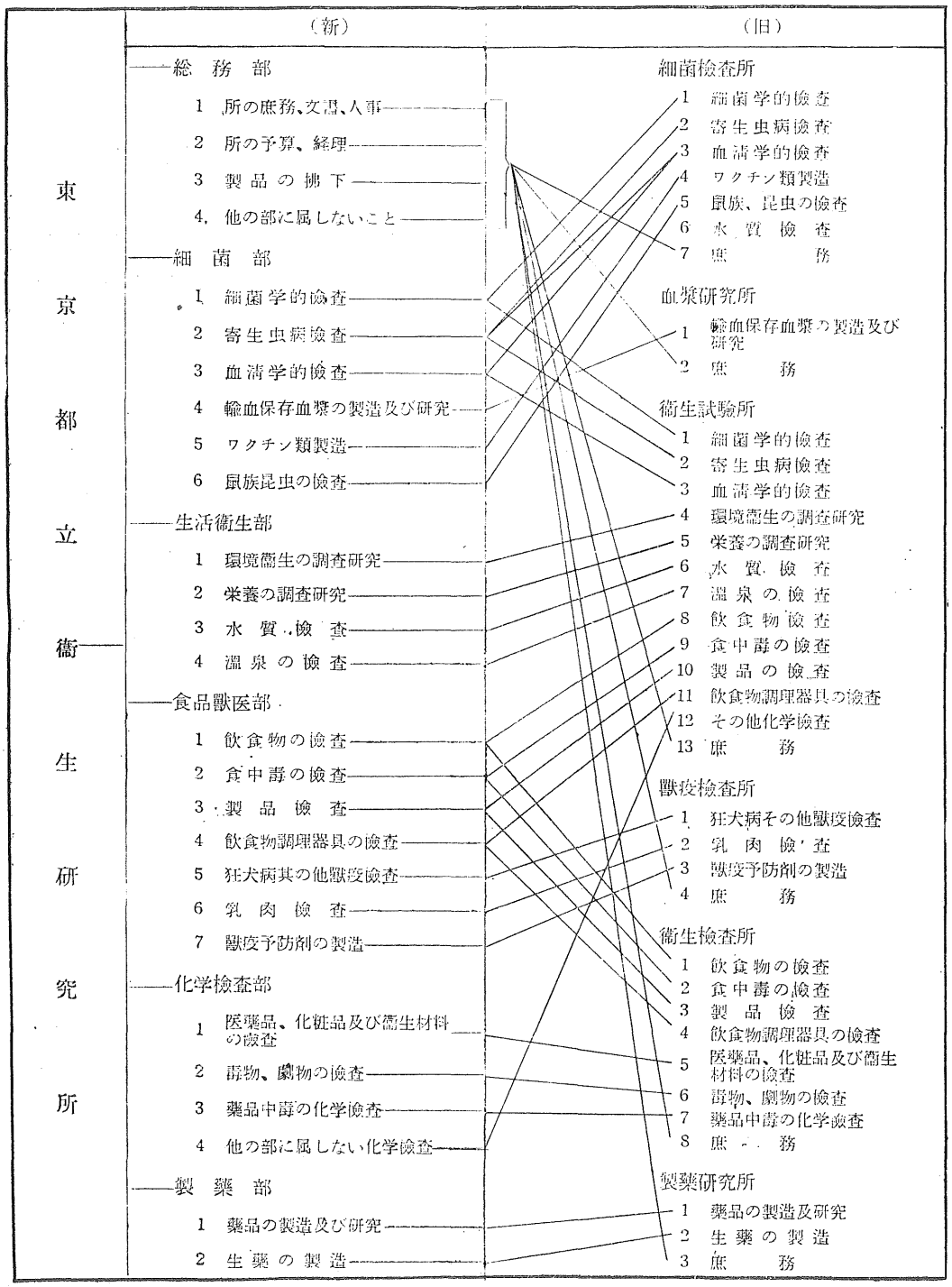

東京都立衛生研究所の組織と事業

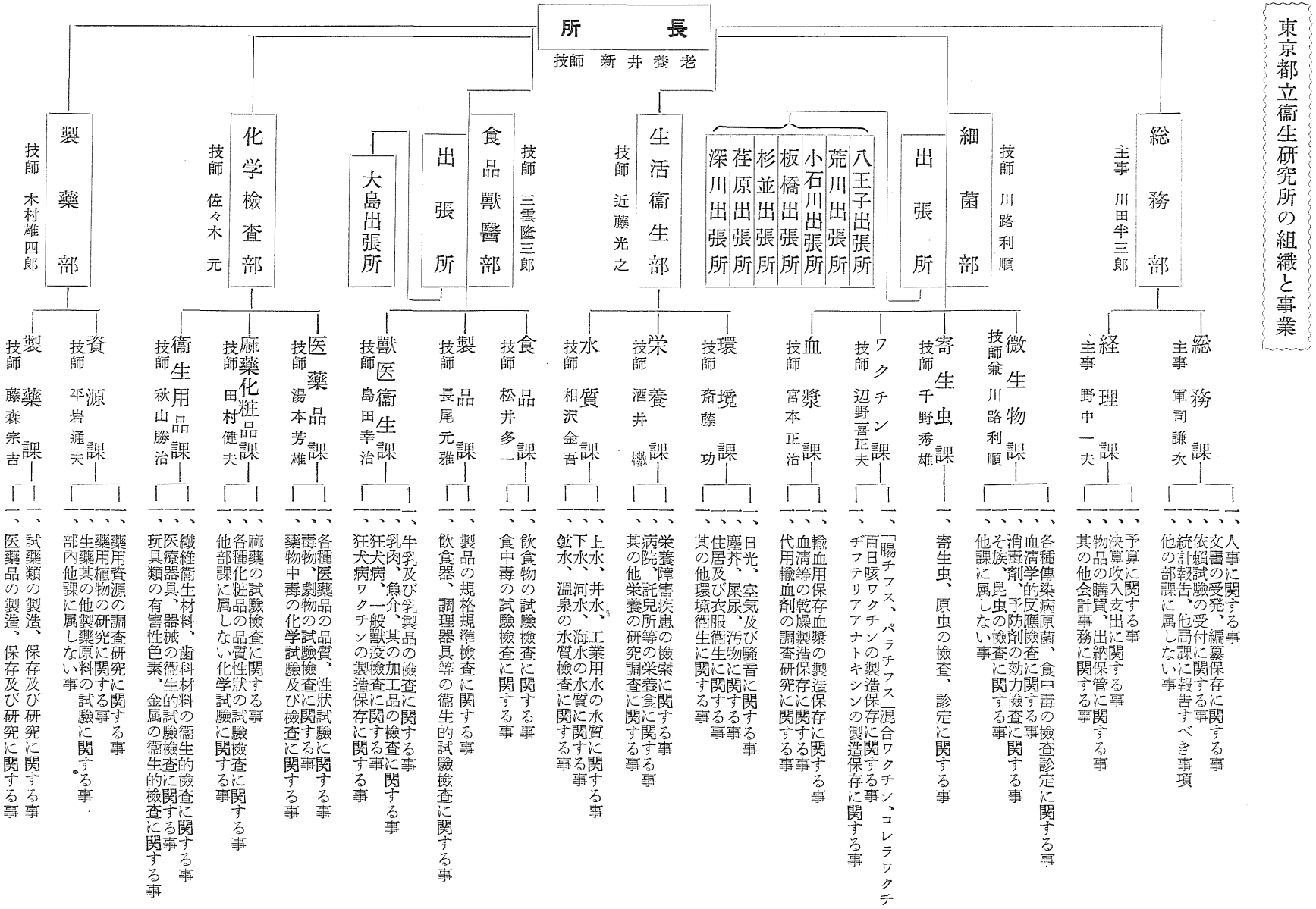

第二章　機構及び事業の概要

I 機　　構

本研究所は、所長の下に総務部、細菌部、生活衛生部、食品獣医部、化学検査部、製薬部の6部よりなり、その細部の組織、担当業務の概要及び配置人員は別表の通りである。

職員配置表（昭25・2・1現在）

所長　新井養老		職名																				
部名	課名	主事(二)	技師(二)	主事(三)	技師(三)	主事補	巡視	技師補	看護婦	事務助手	用務員	技術助手	工員	作業員	檢査員	臨時作業員	臨時医員	臨時作業員	計	合計
総務部 川田主事	総務課	3	1	3	1	6				5	2		2						23	43
	経理課	1		6	1	4	1			5			2						20	
細菌部 川路技師	庶務室			1	2	4		2		1	3			1		6			20	160
	微生物課		1	1	4	1		14				5		1	1	14	4		46	
	寄生虫課		1		1			1				1		2					6	
	ワクチン課			2	4			2				2	1	2	1		1		15	
	血漿課		1		1			10	3			6	1	1					23	
	細菌部各出張所（七ヶ所）		1	2	11	2		9			1	4		6		10	4		50	
生活衛生部 近藤技師	環境課		2		2			3				1							8	31
	栄養課		2		3			3						1					9	
	水質課		3		3			3				4	1						14	
食品獣医部 三雲技師	食品課		2		5			5					1						13	42
	製品課		1		8													3	12	
	獣医衛生課		1		4						1	1	2		1	2		2	14	
	大島出張所				1			1			1								3	
化学検査部 佐々木技師	医薬品課		2		6			1					1						10	23
	麻薬化粧品課		1		5			1											7	
	衛生用品課		1		2			2				1							6	
製薬部 木村技師	庶務室		1	1		1	3			1	2								9	50
	資源課		1		2			1					3						7	
	製薬課		1		2			2					29						34	
合計		4	23	16	68	18	4	60	3	12	10	25	43	14	3	32	9	5	349	349

II 予　　算

昭和24年度の予算は次の通りである。

昭和24年度予算概要

1. 総括

科目		当初予算額	第一次追加予算額	災害追加予算額	第二次追加予算額	追加更正予算額
		円	円	円	円	円
経費	都廳費	39,146,869	422,117	—	—	39,568,986
	保健衞生費	41,678,275	5,133,187	—	3,826,111	50,637,573
	災害應急措置費	—	—	320,656	—	320,656
	計	80,825,144	5,555,304	320,656	3,826,111	90,527,215
特定財源	使用料及手数料	26,946,749	4,885,815	—	2,300,000	34,132,564
	國庫支出金	2,723,101	△ 381,079	—	—	2,342,022
	雜收入	19,875,155	163,000	—	1,330,000	21,368,155
	計	49,545,005	4,667,736	—	3,630,000	57,842,741
差引都費負担額		31,280,139	887,568	320,656	196,111	32,684,474

年度当初の各事業所別予算

科目		細菌檢查所費	血漿研究所費	衞生試驗所費	衞生檢查所費	獸疫檢查所費	製藥研究所費	合計
		円	円	円	円	円	円	円
経費	都廳費	12,844,378	4,459,913	7,957,980	2,696,368	1,499,464	9,688,766	39,146,869
	保健衞生費	21,705,324	9,927,160	1,616,920	1,361,279	969,415	6,098,177	41,678,275
	計	34,549,702	14,387,073	9,574,900	4,057,647	2,468,879	15,786,943	80,825,144
特定財源	使用料及手数料	26,079,500	—	825,885	—	—	41,364	26,946,749
	國庫支出金	2,723,101	—	—	—	—	—	2,723,101
	雜收入	3,024,000	11,208,000	—	—	560,000	5,083,155	19,875,155
	計	31,826,601	11,208,000	825,885	—	560,000	5,124,519	49,545,005
差引都費負担額		2,723,101	3,179,073	8,749,015	4,057,647	1,908,879	10,662,424	31,280,139

2. 経費

A 都廳費

科目			当初予算額	第一次追加予算額	追加更正予算額	備考
			円	円	円	
都廳費			39,146,869	422,117	39,568,986	
	廳費		39,146,869	422,117	39,568,986	
		職員給	22,902,674	—	22,902.674	
		諸手当	15,946,715	294,461	16,241,176	
		旅費	202,800	121,680	324,480	
		需用費	94,680	5,976	100,656	

B 保健衞生費

科目	当初予算額	第一次追加予算額	第二次追加予算額	追加更正予算額	備考
	円	円	円	円	
保健衞生費	41,678,275	5,133,187	3,826,111	50,637,573	
衞生研究所費	41,678,275	5,133,187	3,826,111	50,637,573	
細菌檢査費	21,705,324	1,708,794	2,094,100	25,508,218	
血漿研究費	9,927,160	44,316	695,750	10,667,226	
衞生試驗檢査費	2,978,199	2,930,748	485,541	6,394,488	
獸疫檢査費	969,415	196,308	550,720	1,716,443	
製藥研究費	6,098,177	253,021	—	6,351,198	

C 災害應急措置費

科目	既定予算額	追加予算額	備考
	円	円	
災害應急措置費	—	320,656	
保健衞生費	—	320,656	
防疫費	—	188,556	冠水地井戸檢水費
衞生研究所施設費	—	132,100	災害復旧費

3. 特定財源

科目	当初予算額	第一次追加予算額	第二次追加予算額	追加更正予算額	備考
	円	円	円	円	
使用料及手数料	26,946,749	4,885,815	2,300,000	34,132,564	
手数料	26,946,749	4,885,815	2,300,000	34,132,564	
衞生試驗手数料	825,885	2,408,685	—	3,234,570	
製藥研究手数料	41,364	28,210	—	69,574	
細菌檢査手数料	26,079,500	2,448,920	2,300,000	30,828,420	
國庫支出金	2,723,101	△381,079	—	2,342,022	
國庫負担金	2,723,101	△381,079	—	2,342,022	
保健衞生費國庫負担金	2,723,101	△381,079	—	2,342,022	
雜收入	19,875,155	163,000	1,330,000	21,368,155	
物品賣拂代金	19,875,155	163,000	1,330,000	21,368,155	
生產品賣拂代金	3,584,000	163,000	630,000	4,377,000	
保存血漿賣拂代金	11,208,000	—	700,000	11,908,000	
医藥品賣拂代金	5,083,155	—	—	5,083,155	
歲入合計	49,545,005	4,667,736	3,630,000	57,842,741	

III 諸規程

1. 東京都立衞生研究所條例

第1條 東京都における公衆衞生の向上及び增進に寄與するため東京都立衞生研究所（以下所という）を東京都新宿区百人町4丁目539番地に設置する。

所は概ね次の事項を掌る。

1. 細菌学的及び血清学的検査に関すること
2. 環境衛生の調査研究に関すること
3. 栄養の調査研究に関すること
4. 飲食物等の検査に関すること
5. 獣疫検査に関すること
6. 医薬品、毒物劇物等の化学検査に関すること
7. 薬用資源の調査研究に関すること
8. 水質検査に関すること
9. ワクチンその他予防液、薬品、輸血用保存血漿等の製造及び研究に関すること
10. その他保健衛生に関する試験、研究及び調査に関すること

第2條　本都居住者はこの條例の規定により衛生に関する試験、検査、鑑定、検査済封緘、調査研究の依頼のため所を利用し、又は製品の賣拂をうけることができる。

知事は特別の事由があると認めるときは本都居住者以外のものの依頼に應じ又は製品の賣拂をなすことができる。

第3條　前條の依頼をなし、又は製品の賣拂を求める者に対し次の範囲内において手数料（地方公共團体手数料令に基く規則により都が定めるものを除く）又は賣拂品代金を徴收する。但し急速に施行を必要とするものは、その三倍額以内の手数料を、特別の費用を要するものはその実費を徴收することができる。

手　数　料

1. 試驗檢査手数料　　1件　　5,000円
2. 鑑定、調査、研究手数料

   実費を基準として知事が定める額
3. 文書手数料　　1件　　200円

   但し、半裁1葉につき20円としての算出額が1件200円を超えるものはその算出額による。

賣拂品代金

実費を基準として知事が定める額

前項の手数料は知事が予防上の措置として行う検査についてはこれを徴收しない。

連合國軍に雇傭されている日本人に対する試驗檢査手数料は、社会保險診療報酬点数表により算出した金額以内を徴收し、賣拂品代金は知事が別に定める額とする。

第4條　手数料又は賣拂品代金は、その都度これを納付しなければならない。但し、知事が貧困その他特別の事由ありと認めたものに対しては、手数料又は賣拂品代金の減免、後納又は分納を認めることができる。

第5條　依頼者は、所から貸與された器具等を故なく滅失又は毀損したときは、その損害を賠償

しなければならない。

第6條　この條例施行について必要な事項は、知事がこれを定める。

附　　則

この條例は、公布の日から、これを施行する。

昭和21年7月東京都條例第58号東京都細菌檢査所移轉條例及び同年7月東京都條例第21号東京都細菌檢査所使用條例、昭和21年12月東京都條例第52号東京都衞生試驗所使用條例、昭和22年12月東京都條例第109号東京都立製藥研究所使用條例はこれを廢止する。

2, 東京都立衞生研究所処務規程

第1條　東京都立衞生研究所（以下所という）に次の職員を置く。

所　　長
部　　長
課　　長
主　　事
技　　師

前項の外必要な職員を置くことができる。

第2條　所長は1級又は2級の技術吏員を以つてこれに充てる。

部長は2級の事務吏員又は2級の技術吏員を以つてこれに充てる。課長は2級の事務吏員たる主事又は2級の技術吏員たる技師を以つてこれに充てる。主事、技師及びその他の職員は衞生局員の中から衞生局長がこれを配属する。

第3條　所長は衞生局長の命を受けて所務を統理し、所員を指揮監督する。部長は所長の命を受けて所の事務を分掌し、所属職員を指揮監督する。課長は部長の命を受けて部の事務を分掌する。所員は上司の命を受けて所務に從事する。

第4條　所に次の部、課を置く。

総　務　部	総務課、経理課
細　菌　部	微生物課、寄生虫課、ワクチン課、血漿課
生活衞生部	環境課、栄養課、水質課、
食品獣医部	食品課、製品課、獣医衞生課
化学檢査部	医藥品課、麻藥化粧品課、衞生用品課
製　藥　部	資源課、製藥課

第5條　各部の事務分掌は次の通りである。

総　務　部

1. 所の庶務、文書及び人事に関すること
2. 所の予算及び経理に関すること
3. 製品の拂出に関すること
4. 他の部に属しないこと

細　菌　部

1. 細菌学的検査に関すること
2. 寄生虫病検査に関すること
3. 血清学的検査に関すること
4. 輸血保存血漿の製造及び研究に関すること
5. ワクチン類製造に関すること
6. そ族、昆虫の検査に関すること

生活衛生部

1. 環境衛生の調査研究に関すること
2. 栄養の調査研究に関すること
3. 水質検査に関すること
4. 温泉の検査に関すること

食品獣医部

1. 飲食物の検査に関すること
2. 食中毒の検査に関すること
3. 製品検査に関すこと
4. 飲食器、調理器具等の検査に関すること
5. 狂犬病その他獣疫検査に関すること
6. 乳肉検査に関すること
7. 獣疫予防剤の製造に関すること

化学検査部

1. 医薬品、化粧品及び衛生材料の検査に関すること
2. 毒物、劇物の検査に関すること
3. 薬品中毒の化学検査に関すること
4. 他の部に属しない化学検査に関すること

製　薬　部

1. 薬用資源の調査研究に関すること
2. 薬品の製造及び研究に関すること

第6條　各課の事務分掌は次の通りである。

総　務　部

総　務　課

1. 所の文書の受発に関すること
2. 所の人事に関すること
3. 公印の管守に関すること
4. 所内他部課に属しないこと

経　理　課

1. 所の予算及び決算に関すること
2. 物品の調達及び工事その他の契約に関すること
3. 製品の排下その他の処分に関すること

細　菌　部

微生物課

1. 各種傳染病原菌、食中毒菌の檢査並びに診定に関すること
2. リケツチヤー・ヴイールスの檢査及び診定に関すること
3. 血清学的反應檢査に関すること
4. 消毒剤、予防剤の効力檢査に関すること
5. 衞生細菌学的調査に関すること
6. そ族、昆虫の檢査に関すること
7. 部外他課に属しないこと

寄生虫課

1. 寄生虫の檢査及び診定に関すること
2. 原虫の檢査及び診定に関すること

ワクチン課

1. 生物学的製剤の製造及び保存に関すること

血　漿　課

1. 輸血用保存血漿の製造及保存に関すること
2. 代用輸血剤の調査研究に関すること
3. 血清等の乾燥製造及び保存に関すること

生活衞生部

環　境　課

1. 日光、空気、溫度、煤煙及び騒音に関すること
2. 塵介、糞尿その他汚物に関すること
3. 建築及び衣服衞生に関すること
4. その他環境衞生に関すること

栄　養　課

1. 栄養の調査研究に関すること

水　質　課

1. 水質檢査に関すること
2. 溫泉檢査に関すること

食品獣医部

食　品　課

1. 飲食物の試験及び検査に関すること
2. 食中毒の試験及び検査に関すること

製　品　課

1. 製品検査に関すること
2. 規格基準検査に関すること
3. 飲食器、調理器具等の検査に関すること

獣医衛生課

1. 乳肉検査に関すること
2. 毒物、劇物の試験及び検査に関すること
3. 薬物中毒の化学試験及び検査に関すること

麻薬化粧品課

1. 麻薬の試験及び検査に関すること
2. 化粧品の試験及び検査に関すること
3. 他部課に属しない化学的試験に関すること

衛生用品課

1. 衛生用品及び衛生材料の試験及び検査に関すること
2. 玩具類の検査に関すること

製　薬　部

資　源　課

1. 薬用資源の調査研究に関すること
2. 薬用植物の研究に関すること
3. 生薬その他農薬原料の試験に関すること
4. 部外他課に属しないこと

製　薬　課

1. 試薬類の製造、保存及び研究に関すること
2. 医薬品の製造、保存及び研究に関すること

第7條　所長が不在のときは、総務部長が、総務部長が不在のときは主務部長がその職務を代理する。

第8條　部長が不在のときは、主務の課長がその事務を代決する。

第9條　第7條及び第8條の規定により代理又は代決した事項のうち重要なものについては、上司に報告しなければならない。

第10條　所長は別に定めるものを除いては、次に掲げる事項を専決することができる。

1. 所務に関して所員に3日以内の出張を命ずること
2. 所員に超過勤務を命ずること
3. 所員に休暇、欠勤及び旅行を許否し又は忌引出勤を命ずること

4. 所員の進退、賞罰に関して具申すること

5. 雇傭員の進退、賞罰に関すること

6. 処務細則及宿直心得を定めること

7. その他定例ある事項で軽易なもの

前項第5号及び第6号の事項に関しては、施行後直に衛生局長に報告しなければならない。

第11條　所長は毎年5月末日迄に前年度の事業成績を衛生局長に報告しなければならない。

第12條　所の部に次の通り出張所を置く。

東京都立衛生研究所	細菌部	八王子出張所
	〃	三河島　〃
	〃	駒込　〃
	〃	豊島　〃
	〃	豊多摩　〃
	〃	荏原　〃
	〃	本所　〃
	食品獣医部	大島　〃

第13條　出張所に出張所長を置く、出張所長は衛生局長の承認を得て所員の中から所長がこれを命ずる。

出張所長は上司の命を承けて出張所の業務を掌理し所属職員を指揮監督する。

出張所職員は所員の中から、所長がこれを配属する。

出張所職員は上司の命をうけて所務に従事する。

第14條　出張所長は次の事項を専決する。

1. 出張所の職員に管内の出張を命ずること

2. 出張所の職員に超過勤務を命ずること

第15條　出張所長に事故のあるときは、上席の職員がその職務を代理する。

第16條　出張所長は別に定めるものの外毎月5日迄に前月の事業成績を部長に報告しなければならない。

第17條　この規程に定めるものの外は都廳中処務規則を準用する。

附　　則

昭和18年7月東京都訓令甲第46号東京都衛生試験所処務規程、昭和21年6月東京都訓令甲第152号、東京都血漿研究所処務規程、昭和21年11月東京都訓令甲第246号東京都細菌検査所処務規程、昭和22年12月東京都訓令甲第176号東京都立大島乳肉検査研究所処務規程、昭和23年1月東京都訓令甲第8号東京都獣疫検査所処務規程及び昭和23年2月東京都訓令甲第30号東京都立製薬研究所処務規程は、これを廃止する。

5. 東京都立衛生研究所條例施行規則

東京都規則第34号

東京都立衞生研究所條例施行規則を次のように定める。

昭和24年3月5日

東京都知事　安　井　誠　一　郎

第1條　東京都立衞生研究所條例（以下條例という）第2條の規定による試驗檢査、鑑定、檢査濟封緘、調査研究の依頼又は製品の賣拂の申請は衞生研究所長（以下所長という）にしなければならない。

第2條　前條の依頼又は申請であつても次の場合には、これに應じないことがある。

1　試驗、檢査、鑑定、調査、研究等の價値がないと認めたとき

2　事務の都合によるとき

第3條　第1條の依頼は第4條別表に定めある場合を除くの外所長の指定する量の供試品を提出しなければならない。

供試品はこれを還付しない。但し、依頼の際予め申出があつたものは殘品があつた場合に限りこれを還付する。

所長は試驗、檢査、鑑定、調査研究等の終了後檢査書、鑑定書又は証明書を交付する。但し、その必要がないと認めたときは交付しない。

檢査書、鑑定書、又は証明書の謄本若しくは翻訳文は申請によりこれを交付する。

第4條　條例第3條の規定による手數料及び賣拂品代金は次の各号に定める場合を除く外別表の通り定める。

1　急速に施行を必要とするものの場合は、各々別表の3倍額以內で所長が定める額

2　價格の急騰によつて所要の藥品、物品、動植物等の原價が所定の手數料の額を超える場合又は特別の費用を要する場合はその実費を基準として所長が定める額

3　職員の出張を申請する場合は、本都所定の旅費及び用具の運搬費その他の実費を基として所長が定める額

前項の規定に該当しないものについては、それぞれその類似項目の額を基準として所長がこれを定める。

第5條　手數料及び賣拂品代金は依頼又は申請の際所長がこれを徵收する。

前條第3号の実費は予納させ、依頼事務終了後精算して過不足あるときは、これを還付又は追徵する。

第6條　條例第4四條但し書の規定により貧困のため手數料又は賣拂品代金の減免を受けようとする者は、手數料賣拂品代金免除減額申請書（第1号様式、区市町村長又はこれに準ずる者の証明書添付を要する）を提出し、所長の承認をうけなければならない。

官公署及び公共團体からの依頼又は申請が公益上必要と認めた場合は、所長は手數料又は賣拂品代金を減額し又は免除することができる。

前項に定めるものの外第4條別表試驗檢査手數料中1ないし3にして傳染病予防上必要なものについては、團体（50件以上）の申込に限り次の通り減額し、これを後納せしめることができ

る。

1　手数料

500件未満の場合	1割以内減額
1,000件未満の場合	3割以内減額
1,000件以上の場合	5割以内減額

第7條　虚偽の申立により手数料又は賣拂品代金の減免を受けたものからは、その徴收すべき手数料又は賣拂品代金を追徴する。

第8條　條例第3條第2項の予防上の措置として行う檢査とは、本都の衞生官吏、衞生吏員、檢疫役員、傳染病予防委員等が予防上必要と認めて依頼した檢査をいう。

第9條　この規則によつて試驗、檢査、鑑定、調査又は研究等をうけたものについて廣告、揭示印刷物又は容器、包紙等に東京都立衞生研究所（以下所という）の保証又は試驗済その他これらに類する文字を使用しようとする場合は、予め所長の承認をうけ、且つ檢査書、鑑定書又は証明書等の全文を表示しなければならない。但し、所の封緘を施したものは、この限りでない。

第10條　この規則施行上必要な事項は別にこれを定める。

附　　則

この規則は、條例施行の日から施行する。

昭和21年7月東京都規則第29号東京都細菌檢査所使用條例施行細則、昭和21年12月東京都規則第53号東京都衞生試驗所使用條例施行規則及び昭和22年12月東京都規則第135号東京都立製藥研究所使用條例施行細則は、これを廃止する。

この規則施行の際從前の規定により保護又は試驗済その他これらに類する文字の使用の承認をうけたものについては、第9條による所長の承認をうけたものとみなす。

別　表

第1　手数料

試驗檢査手数料

1	血清学的檢査		
1.	ウイダール反應	1件	25円
2.	ワイルフエリツクス反應	1件	25円
3.	ワツセルマン反應檢査	1件	80円
4.	その他血清学的檢査	1件	80円
2	細菌学的顯微鏡檢査	1件	20円
3	細菌学的培養檢査	1件	120円
4	動物実驗		
	実費を基準として所長が定める額		
5	環境衞生試驗		
1.	室内溫度條件に關するもの		

(1) 気温、気湿、気流、輻射熱の測定　1件　30円

(2) 冷却率、感覚、温度の測定　1件　30円

2. 照明測定　1件　50円

3. 紫外線測定　1件　60円

4. 騒音測定　1件　60円

5. 塵埃検査

(1) 塵埃粒子の大きさ　1件　80円

(2) 塵埃粒子の数　1件　80円

(3) 塵埃の種類　1件　80円

6. 空気イオン測定　1件　150円

7. 炭酸ガス定量　1件　100円

8. 一酸化炭素定量　1件　150円

9. 被服材料の検査

(1) 表面重、比重、含気重　1件　70円

(2) 吸濕性並びに放濕性　1件　70円

(3) 含水量並びに吸水量　1件　70円

(4) 保 溫 性　1件　50円

(5) 汚 染 性　1件　50円

10. ビルデイング、工場、事務所、店舗、校舎、アパート、住居の環境衛生的検査

1件　2,000円以内

で坪数、構造その他を考慮し所長がこれを定める。

6. 飲食物、嗜好品及び飲食用器具試験検査

1. 酒類、醤油及び清涼飲料水類2「リツトル」以上

乳汁類1「リツトル」以上、その他の食料品類500「グラム」以上

定性分析　1件　300円

1成分以上を指定し試験を依頼する場合

1成分に付　100円

定量分析　1件　1.500円

1成分以上を指定し試験を依頼する場合

1成分に付　250円

2. 乳汁類の脂肪比重測定(加工品を除く)

500立方「センチメートル」以上　1件　100円

3. 飲食物又は嗜好品中防腐剤、人工甘味質、人工着色料又は有害金属有無試験

1「リツトル」又は300「グラム」以上　1件　300円

1成分以上を指定し試験を依頼する場合は1成分を増す毎に

1成分に付　100円

4. 酒精性飲料中「メチールアルコール」含量、比重「アルコールパーセント」

500「グラム」以上	1件	400円以内
5. 比重測定	1件	50円
6. 膨剤の衛生上害否試験	1件	300円
7. 肉類の鑑別	1件	100円
8. 人工甘味質の衛生上害否試験	1件	500円以内
9. 保健食、病人食その他の献立表作成(1日分、材料を要しない場合)	1件	100円
10. 着色料の衛生上害否試験	1件	500円
11. 飲食、調理用器具類の衛生上害否試験	1件	100円

7. 規格適否試験

1. 合成調味料	1試料に付	700円
2. 合成着色料	〃	850円
3. 合成保存料	〃	300円
4. 合成漂白料	〃	350円
5. 合成膨脹剤原料	〃	200円
6. 器具及び容器包装	〃	60円
7. 飲料牛乳及び乳製品	〃	500円
8. 清涼飲料水及保存飲料水	〃	300円
9. 氷　　雪	〃	100円
10. 其 の 他		

8. 水質試験

1. 水

定性分析6「リツトル」以上	1件	700円
1成分を指定し試験を依頼する場合		
1「リツトル」以上	1成分に付	100円
定量分析10「リツトル」以上	1件	3,000円
1成分を指定し試験を依頼する場合		
2「リツトル」以上	1成分に付	200円

2. 井水飲用適否試験2「リツトル」以上	1件	150円
現場調査を要する場合は五十円増とする。		
3. 水道水試験2「リツトル」以上	1件	200円
4. 工業用水試験2「リツトル」以上	1件	300円
5. 下水又は排水試験3「リツトル」以上	1件	1,500円
6. 水中細菌試験又は水中微生物試験	1件	150円

7. 電解法による定量分析3「リツトル」以上　1件　600円

9．鉱泉及温泉

1. 療養温泉適否試験2「リツトル」以上　1件　500円
2. 定性分析2「リツトル」以上　1成分に付　60円
3. 定量分析2「リツトル」以上　1成分に付　100円
4. 定性分析6「リツトル」以上　1件　600円
5. 定量分析10「リツトル」以上　1件　5,000円

10. 医薬品及び衛生材料

1. 局方適否試験　1件　1,000円

但し小分を伴う試験は小分2口以上の場合小分1口毎に100円増とする。

2. 定性分析　1件　500円

1成分以上を指定し試験を依頼する場合首位の1成分に付100円、次位以下の成分につき50円

3. 定量分析　1件　1,000円

1成分以上を指定し試験を依頼する場合首位の1成分に付200円、次位以下の1成分につき100円　1件　300円

11. 化　粧　品

1. 化粧品の定性分析

1「リツトル」又は300「グラム」以上　1件　500円

1成分以上を指定し試験を依頼する場合

首位の1成分に付　100円

次位以下の1成分に付　50円

2. 化粧品の定量分析

1「リツトル」又は300「グラム」以上　1件　1.000円

1成分以上を指定し試験を依頼する場合

首位の1成分に付　200円

次位以下の1成分に付　100円

3. 化粧品の有害金属有無試験　1件　500円

1成分以上を指定し試験を依頼する場合

首位の1成分に付　100円

次位以下の1成分に付　50円

12. 瓦　　斯

1. 定性分析　1成分に付　300円
2. 定量分析　1成分に付　400円
3. 発生試験　1件　500円

13. 油脂、蠟、精油及鉱油類

1. 酸價試験	1件	60円
2. 沃度價、鹸化價試験	1件	100円
3. 含量試験1「キロギラム」以上	1件	500円
4. 比重、融点、沸点、引火点の試験	1件	100円

14. 「ラヂウムエマナチオン」検査又はこれに類似するもの5「リツトル」以上又は1「キログラム」以上　1件　2,000円

15. 消毒剤、殺虫剤、消毒器具機械等の効力試験又はこれに類似するもの　1件　150円

16. 製薬原料試験

1. 定性分析	1成分に付	200円
2. 定量分析	1成分に付	200円
3. 比重、融点、沸点の試験	1件	200円
4. 酸價沃度價鹸化價の試験	1件	200円
5. 精油の含量試験	1件	200円
6. 水分の試験	1件	200円
7. 灰分、エキスの試験	1件	200円
8. アルコール類の試験	1件	200円

17. 生薬の鑑別試験

1. 顕微鏡的検査 2. 化学的検査 3. 局方適否試験	各簡易なもの	1件	100円
	複雑なもの	1件	500円

18. 製造試験

1. チンキ、エキス製造試験	1,000円
2. 丸剤、錠剤、製造試験	1,000円
3. 膏剤、製造試験	1,000円
4. 注射藥製造試験	1,000円

第2．鑑定、調査、研究手数料

試験検査手数料を基準として所長がこれを定める額

第3．封緘小分手数料

1. 藥品又は嗜好品その他の小分、東京都立衞生研究所又は厚生省衞生試験所の試験を経たものに限る

10個までに小分するものは1口とし	100円
11個以上100個までは10個又はその端数を増す毎に	50円
100個以上1,000個までは100個又はその端数を増す毎に	30円

1,001個以上は1,000個又はその端数を増す毎に　　20円

2. 検査済封緘

第1号紙から第7号紙まで、その様式は別に定める各25枚を1口として次の区別による。但し25枚未満の端数は25枚として計算する。

第1号紙から第5号紙まで	1口	15円
第6号紙から第7号紙まで	1口	30円

第4　文書手数料

規則第3條第3項の規定によるものの内、謄本、飜訳文の手数料

1. 謄　　本	1件	50円	
2. 飜 訳 文	1件	200円	

第5. 賣拂品代金

1. 膽汁培養基	1個	40円	
2. 各種予防液			
1. 腸「チフス」「パラチフス」混合ワクチン	50cc	1瓶	90円
2. コレラワクチン	50cc	〃	120円
3. ヂフテリアアナトキシン	20cc	〃	90円
4. 百日咳ワクチン	20cc	〃	80円
5. 動物用狂犬病予防液	100cc	〃	900円

3. その他の製品

実費を基準として別に定める額

4. 其　の　他

東京都恩給條例

不健康業務加算

第21條　都の公務員がその職務で不健康なる業務に引き続き6月以上服務したときは、その期間の1月につき半月を加算する。

2. 前項の規定による不健康の業務とは、有毒の瓦斯若しくは蒸気又は危險なる細菌の研究又は製造に直接に従事する別表に掲げる勤務をいう。

3. 前項に規定する業務に従事中引き続き30日以上服務しないときは、全く服務しない月に対しては不健康業務の加算をしない。

（加算の方法）

第22條　前條の規定により附する加算年は在職年の計算につき実在職年に從としてこれを算入する。

2. 加算年を附すべき基礎在職年は、加算事由の生じた月からこれを起算し、その事由の止んだ月で終る。

加算別表

1. 有害毒の瓦斯若しくは蒸気の研究又は製造に直接従事する勤務

廳名	作業の場所
衞生檢査所	塩素「シアン」「フオスゲン」芳香族「アミド」化合物、亜硝酸、燐化水素、硫化水素等の有毒瓦斯を多量に発生し又は使用する研究室又は作業室

2. 危險なる細菌の研究又は製造に直接従事する勤務

廳名	作業の種類
細菌檢査所	「コレラ」、腸「チフス」「パラチフス」、発疹「チフス」「ペスト」「流行性腦脊髄膜炎」「赤痢」「狂犬病」「炭疽」「鼻疽」の各病源体の研究並びに檢菌作業

東京都保健衞生業務従事者特殊勤務手当支給規程

第1條中「特別勤務手当」を「特殊勤務手当」に改める。

別表を次のように改める。

(別　表)

種別	支給範囲		手当額		
(イ) 檢便手当	寄生虫病診療所 衞生研究所 保健所 養育院附属病院	勤務者で常時檢便業務に従事する者	1日		30円
(ロ) 不潔手当	都立性病病院 性病診療所 保健所 養育院附属病院	勤務者で常時局部の檢診介補業務に従事する医師、看護婦、保健婦及び常時性病病毒汚染物品の消毒処分業務に従事する作業員又は用務員	1日		15円
(ハ) 傳染病接触手当	第1種 患者死者又は病毒汚染物品に常時接近する業務に従事する者	(イ)患者の治療看護、病原菌檢査、消毒病舎内清掃に従事する者 (ロ)檢菌、菌培養、ワクチン製造、病毒汚染物品の消毒、洗濯、病原菌感染動物の処分等に従事する者 (ハ)患者消毒、患者死者の輸送、病毒汚染物品の消毒等に従事する者 (ニ)傳染病発生の患家其の他に臨み患者死者の檢診檢染に従事する者	ペスト 1日 50円	コレラ 1日 35円	其他傳染病 1日 25円
	第2種 患者死者又は病毒汚染物品に屢次接近する業務に従事する者	(イ)常に病舎内(所謂有菌部)にあり受付物品の直接受授等事務又は監督指導に従事する者 (ロ)事務処理のため檢菌、菌培養、ワクチン製造場に出入する者 (ハ)病舎内の施設の造修後工事病毒汚染物品の処理、病毒汚染器の修覆調整等に従事する者 (ニ)主として傳染病患者死者発生の患家其の他に臨み檢診檢案の補助檢査材料の採取等に従事する者	1日 25円	1日 25円	1日 20円
	第3種 患者死者又は病毒汚染物品に随時接近する業務に従事する者	(イ)随時傳染病予防施設発生患家その他に臨み檢診の補助檢査材料の採取、防疫措置の監督指導等に従事する者 (ロ)事務又は雜務に従事し第1種及び第2種に属しない者	1日 25円	1日 20円	1日 15円
(ニ) 結核接触手当	保健所 小兒結核保養所 病院その他医療施設	結核病棟常時勤務者、その他結核專從職員で結核の予防治療業務に従事する者	1日		15円

(ホ) 巡回指導手当	保健所	保健衞生の巡回指導に従事する保健婦（保健婦を補助する看護婦を含む）	1日	20円
(ヘ) 無菌室従事者手当	衞生研究所	勤務者で消毒密閉した無菌室内で1日4時間以上ワクチンの製造作業に従事する者	1日	15円
(ト) レントゲン従事手当	普通病院 衞生研究所 保健所 養育院附属病院 その他医療施設	勤務者でレントゲン操作のためレントゲン室に常時勤務するもの	1日	30円
(チ) 有害毒薬物取扱手当	衞生研究所 養育院附属病院	勤務者で次に掲げる有害薬物を使用若しくは発生する試驗研究檢査又は作業に従事する者 亞硫酸、ハロゲン、ハロゲン水素、シアン水素、フオスゲン、芳香素、アミド化合物 亞硝酸、燐化水素、硫化水素、4エチール鉛、有害アルカロイド	1日	30円
(リ) 屍体処置手当	消毒所	勤務者で屍体の取扱又は搬送作業に従事する者 （屍体1体につき1回とし、手当を受ける者の数は1体につき4人以内とする）	1日	80円
	普通病院 傳染病院 精神病院 養育院 その他収容医療施設		1日	40円
(ヌ) 狂犬病従事者手当	衞生局公衆衞生課 獸医衞生係	勤務者で常時又は随時狂犬病の疑ある咬傷犬の檢診に従事する者	1日	30円
	衞生研究所	勤務者で狂犬病鑑定のため疑似病犬の屍体解剖及び病理学的檢査、狂犬病予防液の製造に要する固定毒の取扱、狂犬病接種犬の飼養管理に従事する者		
備考	(ハ)(ヘ)(リ)は併給することができる。 (イ)(ロ)(ホ)(ヘ)(ト)(ヌ)は勤務日誌により確認の上支給することを要する。 (イ)乃至(チ)及び(ヌ)は、実勤務日数によつて支給する。			

附　　則

この規程中狂犬病従事者手当については、昭和24年8月1日から、その他については、昭和24年4月1日から適用する。

IV 施　　設

本研究所の施設は次の通りである。

敷地建物一覧表

所在地	棟数	延坪数	敷地坪数	摘要
新宿区百人町4丁目539	24	1,051坪	4,774坪	鉄筋コンクリート 地上 2階 地下 1階 及附属建物23棟
文京区大塚辻町18	3	580坪	1,110坪	鉄筋コンクリート 地上 3階 地下 1階 細菌部 及附属建物2棟
世田ヶ谷区玉川用賀町2丁目346	5	526坪	3,368坪	木造平家建（附属舍共）製藥部
計	32	2,157坪	9,252坪	

第三章　業　　務

I　総　務　部

1. 総　務　課

本課の組織及び配置人員は次の通りである。

庶　務　班　　7名　　人　事　班　　3名　　調査渉外班　　7名

(1) 発　　足

3月5日本研究所が発足の際、事務関係に於ては旧6機関の人員より編成されたので、統合の際の混乱を最小限度に喰い止める為に所員一同努力し、新旧業務の引継ぎを迅速に行い、直ちにその機能を発揮するに至つた。

(2) 開　所　式

旧6検査研究機関が統合されて本研究所が設立された事を関係各方面に周知徹底させる為に、5月6日開所式を行い、総司令部よりサムス代将マニトフ博士等を初め、衛生各界より関係者を招待し、本所の業務を紹介した。

(3) 事業月報の創刊

本研究所の機関誌として、本研究所の業務を廣く紹介し、各研究機関との技術を交換し、連絡を密接にする目的で事業月報を創刊し、以來号を重ねて10号に及んでいる。

(4) 調査渉外班の設置

開所以來の一般依頼試験は増加の一途を辿り、その業務も繁雑を加えて來たので、之に対処する為に従來庶務、会計の一部に於いて行はれていた渉外事務を調査班に移管し、新に調査渉外班を設置した。

(5) 各種連絡協議会

関東各衛生研究所間に於ける連絡を強力にする為に協議会結成の機運が高まりつつあつた際、当所はその成立に積極的に努力し、第1回会合を当所に於いて挙行した。又全國協議会結成準備の為に連絡斡旋役としてその結成に努力した。又衛生研究所に法的根拠を與える為の運動に際して代表として活躍した。

(6) 其　の　他

当所の運営の参考とする為に埼玉、神奈川、千葉、山梨の各衛生研究所の視察に課員を派遣した。

一般関係各方面よりの見学も日を経るに従つて増加し、21件延539名に達している。又24年中に於ける文書の受発件数は次の通りである。

文書発議件数	536件
文書收受件数	653件

2. 経理課 （要員20名――予算班、出納班、用度班）

Ⅰ 概　　況

(1) 衛生検査所の移轉。3月5日衛生研究所が統合設置せられて、最初の仕事は、從來警視廳内に在つた衛生檢査所の研究所内への移轉であつた。

(2) 第一次追加更正予算編成。年度当初の予算を統合し科目更正並に追加予算を編成5月9日要求書を提出した。

(3) キテー颱風被害復旧。8月31日キテー颱風の被害は、細菌部三河島出張所の浸水による被害、製藥部構内の塀195間の倒壞等があつた外比較的軽微であつた。この應急予算を要求した。

(4) 第二次追加予算。細菌部出張所移轉外6件の追加予算を編成10月22日要求書提出。

(5) 昭和25年度当初予算編成。11月通達の編成方針により、各課からの25年度の事業計画により12月28日要求書を提出した。

Ⅱ 予　　算

(1) 第一次追加更正予算

都立衛生研究所の昭和24年度当初予算は從來の6試驗研究機關が統合前機關毎に夫々計上議決せられたものであるので、先づ(1)予算科目を統一更正し、(2)重複事業を整理し予算更正をなす必要がある、補正予算編成方針により、(3)使用料及手数料並に生産品賣拂代金の値上により税外收入の積極的增收を図り他面物價改訂に伴う物件費の增額を計上した。猶(4)新規事業として都民生活上緊急整備を要する血液金庫事業及これに伴う廳舍增築費を計上要求したが(4)は時期尚早の理由に依り否決された。（別表参照）

(2) キテイ颱風

キテイ颱風の予算を(1)水害地の井戸檢水（細菌学的檢査並に化学檢査）実施経費、(2)衛生研究所本廳舍、細菌部及各出張所、製藥部の建物、その他の修理に要する経費を計上。（別表参照）

(3) 第二次追加予算

イ、当所に於ける事業拡張及び施設整備案のため、特定財源を挙げて追加予算を計上する。

1. 細菌檢査增量処理　2. 細菌部出張所移轉　3. 細菌部受付及び事務室增築　4. 乾燥血漿製造無菌室設置並に自家檢定施行　5. 衛生研究所本廳舍土地建物賃借　6. 狂犬病予防ワクチン增産　7. 試驗動物舍新築

ロ 衛生研究所既定予算を事業運営の必要のため、更正を要求したが更正が承認されなかつた爲流用に依り処理した。（別表参照）

(4) 昭和25年度当初予算

本年度当初予算は衛生研究所として統一した独自の立場で編成したもので、特に重点を置いたのは次の事項である。

1. 歳入について試験檢査件数並に生産品数量は過去の実績によつて確実を期した。

2. 收支等の檢査経費は各課から配布を受けていたが試験檢査手数料として歳入に計上した。

3. 歳出については前年度同様事業別経費の他研究所運営の事務的経費を新設。

4. 以上の歳入出経費は嚴密な原價計算に基いて諸経費を計上し、歳入との均衡を計つた

区分 / 年別	歳出			歳入				差引
	都廳費	事業費	計	使用料及手数料	國庫支出金	雜收入	計	都負担
24年当初予算	37,504,719	43,320,425	80,825,144	26,946,749	2,723,101	19,875,155	49,545,005	31,280,139
25年当初予算	38,909,262	63,912,298	102,821,560	40,602,100	916,530	28,385,910	69,904,540	32,917,020

Ⅲ 工　　事

3月5日統合により、3月7日内部各室の移轉をなし、同12日警視廳内に在つた衞生檢査所の引越、続いて各試驗室の実驗台其他機械器具の取付、内部塗裝、電気、水道、瓦斯各工事を施行、統合に伴う工事を完了し、更に本所並に各事業所に亘つて増築、改修、其他雜工事を併せて37件2,726,810円を施行した。

Ⅳ 物品調達

細菌部、製藥部の要求物品も一括購入契約を行い。

中型凍結眞空乾燥機（800,000円）血漿課

東芝電気冷藏庫（250,000円）細菌部

細口五号壜（224,000円）製藥部

其他機械器具、藥品、其他購入件数1,013件16,901,000円、7月藥務課に補給係が設けられ、局内医藥品、医、理化学機械の購入をすべて行うことになつたので、補給係を通して125件5,100,000円の物品を購入した。

Ⅴ 製品拂下

品名	数量	金額	備考
		円	
保存血漿	786,980cc	8,379,690	細菌部血漿課製造
腸チフス パラチフス 混合ワクチン	35,690cc	571,040	〃　ワクチン課〃
コレラワクチン	29,005cc	69,600	〃　〃
百日咳ワクチン	1,280cc	41,120	〃　〃
狂犬病予防液	65,300cc	404,700	食品獸医部獸医衞生課製造
医藥品（リニメント外31種）	62,514ヶ	3,234,391	製藥部製造
計	—	12,700,541	

Ⅱ 細菌部

1. 微生物課

本課の業務中、健康保菌者の檢索は、檢査業務中最も主力の注がれるものの一である。之は進駐軍雇傭者並に特種営業者等が主な対象とされ、4月より12月迄の間に、161,424 名が檢査された。戰前は相当大規模に行われたが、現在は流行狀況を反映して幾分雌伏の裡にある。

又別に、右同年間に腸管系傳染病の注意患者3,936 名の血液、屎等から腸「チフス」、「パラチフス」。赤痢等の各病原菌の檢査を行つた。

「コレラ」関係の檢査は1,042名を算し、此等の中には相当濃厚な疑のある者があつて、結果の社会的影響の大なる事から、其の檢査は愼重に行はれたが、幸に眞性「コレラ」患者の決定を見なかつた。

食中毒は6.7月の候は殆ど連日に亘つて続発し、結局年間に255件が都公衆衞生課と緊密な連絡の許に檢査された。

性病は戰後の社会狀況と性病予防法の制定を見た事情等からして、其等の内の梅毒の血清学的檢査の如きは、本年は著しく増加し総数 41,829 名に及んだ。現在「ワツセルマン」反應の他に村田・KTN の二沈降反應が併用されて成績の確実が期されている。檢査対象は患者の外、姙婦結婚予定者等を含み、特に証明書が交付されている。

淋菌は年間662名で、其の大部分は特殊な婦人であるが、少数は治療目的の者もある。

結核は同じく年間に、1,188 名で從來主に顕微鏡檢査を求められたが、現在は殆ど全部培養檢査となり、特に集團的健康診断に利用される様になつて來た。

「ヴイールス」、「リケツチヤ」系傳染病は何れも都予防課直接取扱の材料である。而して発疹「チフス」は年間に827件、又日本腦炎は336件であつて、此等は何れも患者の血液から補体結合反應檢査が行われた。

流行性腦脊髄膜炎は268件、「ヂフテリア」は170件で、檢査を通じて特記すべき事はなかつた。此等の諸檢査の外、腸「チフス」等の早期診断の爲に、膽汁培地を江湖開業医師諸家に提供し、又梅毒等特別な檢査材料は都内6出張所から自動車聚集を行つて大塚の本課で処理して都民の便宜を計つている。

尙、三河島出張所に於て鼠体17,488匹に就いて「ペスト」菌檢索を行つて、海外との交通再開の曉の國際防疫に遺憾無きを期しつゝある。

昭和24年度に於ける業務成績は別表の通りである。

2. 寄生虫課

昭和24年4月より12月迄の間に於て当課で取扱つた檢査材料として主なるものは進駐軍関係の材料であつた。之等の進駐軍関係日本人の内娯樂機関に從事する者と直接雇傭されて日常一般の業務に從事せる者とは毎月1回檢査を繰返して行う事になつている。又進駐軍雇人として新規に採用される予定者についても檢査を行つている。

上記の毎月繰返す檢査件数の内9ヶ月間に於ける檢査件数は90,197名であつて檢査の結果蛔虫卵の保有者は12,009名で十二指腸虫は167名であつて、比較的僅少であつた。

業務成績表

細菌部微生物課（七出張所検査数を含む）

検査所別	腸チフス 注意患者 膽汁培養	腸チフス 注意患者 ウイダール反應	腸チフス 注意患者 尿	腸チフス 解熱患者	腸チフス 保菌者	腸チフス 健康者	腸チフス 計	パラチフス 注意患者 膽汁培養	パラチフス 注意患者 ウイダール反應	パラチフス 注意患者 尿	パラチフス 解熱患者	パラチフス 保菌者	パラチフス 健康者	パラチフス 計
細菌部	303	320	55	—	1	61,875	62,554	303	320	55	—	1	61,875	62,554
	(13)	(101)	(1)	—	—	—	(115)	(21)	(49)	(3)	—	—	(2)	(75)
八王子出張所	45	67	25	58	—	13,868	14,063	45	67	25	15	4	13,868	14,024
	(4)	(27)	—	(4)	—	—	(35)	(2)	(20)	—	—	(1)	(2)	(25)
駒込出張所	71	64	8	54	6	15,037	15,240	71	64	8	24	1	15,037	15,205
	(6)	(5)	(1)	—	(1)	—	(13)	(3)	(5)	(1)	—	—	—	(9)
豊島出張所	90	65	9	—	—	12,210	12,374	90	65	9	2	22	12,210	12,398
	(8)	(5)	—	—	—	—	(13)	(4)	(1)	—	—	(15)	—	(20)
豊多摩出張所	108	111	46	—	—	19,074	19,339	108	111	46	—	—	19,074	19,339
	(7)	(14)	(2)	—	—	(4)	(27)	(3)	(1)	(1)	—	—	(6)	(11)
荏原出張所	88	81	8	—	9	12,526	12,712	88	81	8	—	22	12,526	12,725
	(8)	(42)	—	—	(3)	(1)	(54)	(10)	(5)	(1)	—	(7)	(1)	(24)
本所出張所	195	145	11	147	—	12,267	12,765	195	145	11	147	—	12,267	12,765
	(7)	(10)	—	—	—	—	(17)	(23)	(15)	—	—	—	—	(38)
三河島出張所	97	77	22	—	—	9.310	9,506	97	77	22	—	—	9,310	9,506
	(14)	(10)	—	—	—	—	(24)	(3)	(4)	—	—	—	—	(7)
計	997	930	184	259	16	156,167	158,553	997	930	184	188	50	156,167	158,516
	(67)	(214)	(4)	(4)	(4)	(5)	(298)	(69)	(100)	(6)	—	(23)	(11)	(209)

検査所別	赤痢 注意患者	赤痢 解熱患者	赤痢 保菌者	赤痢 健康者	赤痢 計	ヂフテリヤ 注意患者	ヂフテリヤ 解熱患者	ヂフテリヤ 健康者	ヂフテリヤ 計	流行性脳脊髄膜炎 注意患者	流行性脳脊髄膜炎 解熱患者	流行性脳脊髄膜炎 保菌者	流行性脳脊髄膜炎 健康者	流行性脳脊髄膜炎 計
細菌部	96	524	17	62,291	62,928	13	6	14	33	20	—	2	35	57
	(8)	(190)	(3)	(6)	(207)	(1)	(1)	—	(2)	(1)	—	(1)	(1)	(3)
八王子出張所	227	438	18	13,961	14,644	4	14	92	110	6	1	—	100	107
	(2)	(36)	(2)	(2)	(42)	—	—	—	—	(2)	—	—	—	(2)
駒込出張所	—	52	7	15,127	15,186	1	—	—	1	—	—	—	25	25
	—	—	(5)	(1)	(6)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豊島出張所	40	19	13	12,377	12,449	5	3	3	11	2	—	—	11	13
	(2)	(2)	(4)	(3)	(11)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豊多摩出張所	153	—	—	19,106	19,259	11	—	—	11	3	—	—	5	8
	(3)	—	—	(2)	(5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
荏原出張所	27	4	62	12,996	13,089	—	—	—	—	—	—	—	29	29
	(3)	(2)	(17)	(24)	(46)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本所出張所	29	108	54	12,706	12,897	4	—	—	4	1	—	—	28	29
	(1)	—	(13)	(4)	(18)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三河島出張所	16	—	—	9,531	9,547	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(1)	—	—	—	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	588	11,145	171	158,095	159,999	38	23	109	170	32	1	2	233	268
	(20)	(230)	(44)	(42)	(336)	(1)	(1)	—	(2)	(3)	—	(1)	(1)	(5)

検査所別	コレラ 注意患者	コレラ 健康者	コレラ 計	ペスト 鼠体	ペスト 計	発疹チフス ワイルフエリックス反應	発疹チフス 補体結合反應	発疹チフス 計	結核 鏡検	結核 培養	結核 計	淋菌 鏡検	淋菌 培養	淋菌 計
細菌部	3	30	33	—	—	274	25	299	77	479	556	442	2	444
	—	—	—	—	—	(22)	(3)	(25)	(14)	(52)	(66)	(25)	—	(25)
八王子出張所	—	160	160	—	—	82	6	88	69	108	177	6	1	7
	—	—	—	—	—	(2)	(1)	(3)	(18)	(11)	(29)	(2)	(1)	(3)
駒込出張所	—	146	146	—	—	53	—	53	10	11	21	1	—	1
	—	—	—	—	—	—	—	—	(1)	(4)	(5)	(1)	—	(1)
豊島出張所	—	87	87	—	—	52	—	52	100	23	123	16	—	16
	—	—	—	—	—	(4)	—	(4)	(23)	(6)	(29)	(1)	—	(1)
豊多摩出張所	—	92	92	—	—	83	—	83	18	40	58	20	—	20
	—	—	—	—	—	—	—	—	(4)	(4)	(8)	(2)	—	(2)
荏原出張所	—	317	317	—	—	44	—	44	14	8	22	1	—	1
	—	—	—	—	—	—	—	—	(6)	(4)	(10)	—	—	—
本所出張所	—	70	70	—	—	147	—	147	66	83	149	145	—	145
	—	—	—	—	—	—	—	—	(8)	(7)	(15)	(19)	—	(19)
三河島出張所	—	86	86	14,991	14,991	61	—	61	54	28	82	28	—	28
	—	—	—	—	—	—	—	—	(3)	(1)	(4)	(9)	—	(9)
計	3	988	991	14,991	14,991	796	31	827	408	780	1,188	659	3	662
	—	—	—	—	—	(28)	(4)	(32)	(77)	(89)	(166)	(59)	(1)	(60)

検査所別	梅毒 ワッセルマン反應	梅毒 沈降反應 村田法	梅毒 沈降反應 北研法	梅毒 計	食中毒 計	インフルエンザ
細菌部	14,730	14,730	14,730	44,190	213	187
	(2,370)	(2,370)	(2,370)	(7,110)	(2)	—
八王子出張所	2,438	2,438	2,438	7,314	8	2
	(328)	(328)	(328)	(984)	—	—
駒込出張所	2,043	2,043	2,043	6,129	1	—
	(151)	(151)	(151)	(453)	—	—
豊島出張所	3,540	3,540	3,540	10,620	4	—
	(512)	(512)	(512)	(1,536)	—	—
豊多摩出張所	6,220	6,220	6,220	18,660	4	—
	(1,200)	(1,200)	(1,200)	(3,600)	—	—
荏原出張所	1,370	1,370	1,370	4,110	3	—
	(132)	(132)	(132)	(396)	—	—
本所出張所	5,043	5,043	5,043	15,129	9	—
	(954)	(954)	(954)	(2,862)	—	—
三河島出張所	6,445	6,445	6,445	19,335	13	—
	(667)	(667)	(667)	(2,001)	—	—
計	41,829	41,829	41,829	125,487	255	189
	(6,314)	(6,314)	(6,314)	(18,942)	(2)	—

検査所別	臨床試験 屎 潜血反應	屎 その他	屎 小計	尿 糖	尿 蛋白	尿 沈渣	尿 その他	尿 小計	血液 血液学的検査	血液 血液型	血液 その他	血液 小計	脳脊髄液	その他	計	日本脳炎	その他	合計
細菌部	43	1	44	5	11	10	18	44	—	—	3	3	12	19	122	149	58	234,377
	(21)	(1)	(22)	(4)	(4)	(3)	(4)	(15)	—	—	(3)	(3)	(4)	(3)	(47)	(31)	(12)	(7,720)
八王子出張所	9	—	9	4	5	4	1	14	2	—	—	2	—	2	27	8	—	50,739
	(1)	—	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1)	(1)	—	(1,125)
駒込出張所	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	3	52,012
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1)	(488)
豊島出張所	4	1	5	13	1	—	1	15	—	1	—	1	—	3	24	—	—	48,171
	(1)	—	(1)	(12)	—	—	—	(12)	—	—	—	—	—	(2)	(15)	—	—	(1,629)
豊多摩出張所	9	—	9	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	10	—	—	76,883
	(2)	—	(2)	—	—	(1)	—	(1)	—	—	—	—	—	—	(3)	—	—	(3,656)
荏原出張所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,052
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(530)
本所出張所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	6	54,116
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(2,969)
三河島出張所	12	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	14	—	15	63,184
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(3)	(2,049)
計	78	2	80	22	17	15	20	74	2	1	3	6	12	27	199	157	82	622,534
	(25)	(1)	(26)	(16)	(4)	(4)	(4)	(28)	—	—	(3)	(3)	(4)	(5)	(66)	(32)	(16)	(20,166)

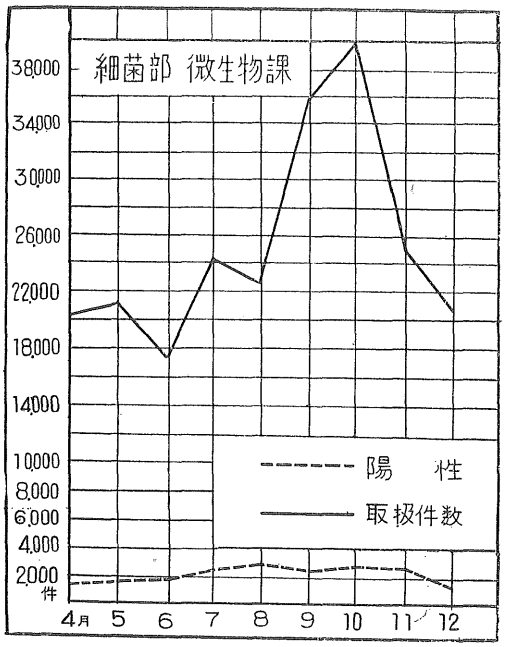

次に新規採用者は9ヶ月の檢査件数は 6,079 名で蛔虫卵保有者は 2,555 名であつた。尙、原虫特に赤痢「あめーば」の檢出も寄生虫檢査と同時に行つているが、陽性者は0.05%であつた。

其他一般の依頼、学校、工場等團体に対する寄生虫檢査を行つたが、主なるものを挙げると足立区役所より依頼により同区内中、小学校28校の檢査を施行した。

檢査人員は21,300名であつた。其の内虫卵を保有していた者は11,928名で全体の56%に当つている。この内訳を見ると、蛔虫が11,821名で最も多く、次は鞭虫で68名、十二指腸虫は9名で僅少であつた。

又港区7校の学童 4,000 名について檢査したが、虫卵保有者は 2,500 名で殆んど蛔虫卵が多く鞭虫、十二指腸虫卵の檢出は僅少であつた。

尙、一般依頼の團体檢査としては日本銀行其他数会社の依頼も受けたが、各社の保有率は大体48%前後であつた。又日本洋裁株式会社の依頼により人糞肥料を施さない畑に栽培した野菜及其畑の土壌も檢査した。其内容については興味ある檢査事項として次に詳述する。

市販の野菜は主として人糞肥料を施したるものであるため、寄生虫卵に汚染せられている場合が多いので、進駐軍に納入する野菜については特に化学肥料のみを使用して栽培せるものを用いている。

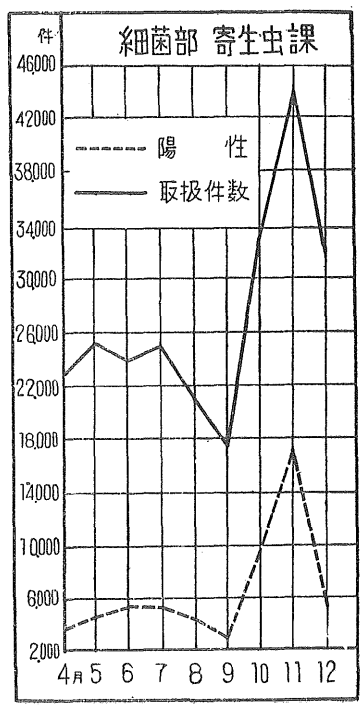

此等を取扱つている日本洋裁株式会社の依頼により「トマト」「セロリー」「レタス」甘藍、胡瓜及び土壌（野菜栽培畠の土）等の檢査を行つた。其結果「トマト」は22箇中何れも寄生虫卵の檢出を見なかつた。「セロリー」は5株中根の部分より蛔虫卵8箇を檢出し葉の部分よりは2箇を檢出した。「レタス」は1株中より蛔虫卵5箇を檢出し、甘藍及胡瓜は4箇中何れも虫卵を見出さなかつた。

尙右の野菜を栽培した土壌も檢査したが檢体820瓦中蛔虫卵を60箇檢出したが其他の虫卵は見出さなかつた。

尙昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである。

3. ワクチン課

過般京都に発生した不幸なヂフテリアトキソイド事故を

契機として生物学的製剤並に製造機関に対する嚴格なる檢討が行われ、昭和24年4月12日連合軍最高司令部公衆衛生福祉部覚書並に同年4月30日厚生省藥務局長の通牒により全國10ケ所以外の製造機関はその製造を中止せられ、不幸にして当所もその中に含まれ今日に至つた。其後当所は製造再開に努力し先づその施設の改善を行つた。即ち具体的には檢査材料受付室の移轉、微生物課檢査室と「ワクチン」各室との交通の遮断、凍結乾燥器の新設、殺菌恒溫槽の新設、ヂフテリアトキソイド無菌室の設置、「ワクチン」準備室の改修等を行い、関係当局の調査を依頼した結果、12月23日可の判定があり引続き試驗製品5ロツトを提出し、之が國家檢定に合格すれば製造許可となる段階に至つた。

旧原液の手持品は國家檢定に提出し合格した場合は使用出來ることになつたので、各製剤の手持品を國家檢定に提出した。その成績次表の通りである。（4月—12月）

製剤名	檢定提出ロツト数	合格	不合格	檢定中
腸チフス、パラチフス混合ワクチン	15	9	1	※ 5
コレラワクチン	3	2	—	※ 1
百日咳ワクチン	6	3	2	1
ヂフテリアトキソイド	1	—	—	1

※全部汲取國家檢定合格済

上記の如く各製剤の合格率は現在の所著しく良好である。百日咳ワクチンは檢定合格率が全國的に著しく不良であつて、当所の如く半数以上の合格を示したのは非常に少く、本所製品が百日咳流行期に重要な役割を果し得たのは欣快に堪えない。

当課は目下試驗製品各5ロツトの合格によつて製造再開の日の1日も早く來らんことを期している次第である。

尙昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである。

昭和24年度ワクチン製造成績表

生産量／種別		混合ワクチン	コレラワクチン	ヂフテリアアナトキシン	百日咳ワクチン	予防液計	膽汁培養基 中試驗管入	膽汁培養基 アンプレ入
年始手持量	檢定合格	cc 438,950	cc —	cc —	cc —	cc 438,950	本	本
	未檢定	—	30,000	20,000	26,700	76,700	3	54
	原液	16,360	—	—	—	16,360		
生産数量	原液	15,080	5,342	134,545	—	154,967		
	檢定合格	121.350	—	—	18,300	139,650	1,350	293
	檢定不合格	17,550	—	—	—	17,550		
交付数量		332,520	28,900	—	10,280	371,700	1,290	180

業務成績表（4月—12月）

細菌部寄生虫課

種別 ＼ 検査所別			細菌部		八王子出張所		三河島出張所		駒込出張所		豊島出張所		豊多摩出張所		荏原出張所		本所出張所		計	
			検査数	(+)	検査数	(+)	検査数	(+)	検査数	(+)	検査数	(+)	検査数	(+)	検査数	(+)	検査数	(+)	検査数	(+)
原虫	赤痢アメーバ	注意患者	2	—	1	—	3	—	—	—	3	—	1	—	3	—	—	—	13	—
		保菌者	293	74	100	34	110	28	100	26	236	91	273	44	418	140	238	81	1,768	518
		患者家族	50	5	346	—	—	—	8	3	43	1	12	—	80	2	32	3	571	14
		健康者	53,366	292	7,432	11	3,118	1	4,337	13	7,578	28	10,340	19	3,401	24	3,950	53	93,522	441
		計	53,711	371	7,879	45	3,231	29	4,445	42	7,860	120	10,626	63	3,902	166	4,220	137	95,874	973
	マラリヤ		—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	2	1	—	—	1	—	5	1
	計		53,711	371	7,879	45	3,232	29	4,446	42	7,860	120	10,628	64	3,902	166	4,221	137	95,879	974
寄生虫	蛔虫		75,323	28,214	15,902	6,401	13,455	6,336	7,002	3,156	8,029	2,806	15,732	5,313	3,530	1,095	4,746	1,096	143,719	54,417
	十二指腸虫		75,323	153	15,902	182	13 455	10	7,002	3	8,029	3	15,732	2	3,530	27	4,746	7	143,719	387
	日本住血吸虫		75,323	—	15,902	—	13,455	—	7,002	—	8,029	—	15,732	—	3,530	—	4 746	—	143,719	—
	肝臓ヂストマ		75,323	—	15,902	—	13,455	—	7,002	—	8,029	—	15,732	—	3,530	—	4,746	—	143 719	—
	その他		75,323	471	15,902	627	13,455	67	7 002	69	8,029	228	15,732	47	3 530	70	4 746	30	143,719	1,609
	計		376,615	28,838	79,510	7,210	67,275	6,413	35,010	3,223	40,145	3,037	78,660	5,362	17,650	1,192	23,730	1,113	718,595	53,413
合計			430,326	29,209	87,389	7,255	70,507	6,442	39,456	3,270	48,005	3,157	89,288	5,426	21,552	1,358	27,951	1,270	814,474	57,387

年末現在手持量	検定合格	58,500	—	—	7,980	66,480		
	未検定	220,150	53,950	186,000	39,340	499,440	—	65
	原液	9,180	2,521	232,000	—	243,701		
廃棄処分		17,550 (検定不合格)	—	—	—	17,550	63	102

4. 血漿課

24年度に於ける当課の活働状況は簡單に述べれば近く厚生省告示により公布せられる予定の無濾過健康人血漿製造規準（25年3月末現在未だ最後的決定をみていない）えの歩み寄りであつたと言い得る。

此の規準の恐らくは原本となるであろう米國の Unfiltered Normal Humar Plasma の Minimum Requirements（1946年1月）を24年5月に國立予防衞生研究所より借受けて、之に従う事としたが、之を全面的に採入れる事は従來より行われてきた方法を可成大部分変更するので予算その他の面からみて一挙に実行出來ないので歩一歩前進する事としたわけであつた。

検定に於ては完全に Minimum Requirements に従つてきたが、製造工程は施設の改造、器具の改変を必要としたので24年度末に於て未だ完成をみていない。

此の1年間に於ては以上の方針に基いて試験的に製造を続けたので可成の試作品があり、主として各都立病院にて使用されたが、之は公式に製造販賣したのではなく、上述の如く厚生省に於て規準が出來上り、それに従つて出來た製品が予防衞生研究所の検定をパスして初めて製造販賣の許可を受けてから血漿課の本当の活働となるであろう。

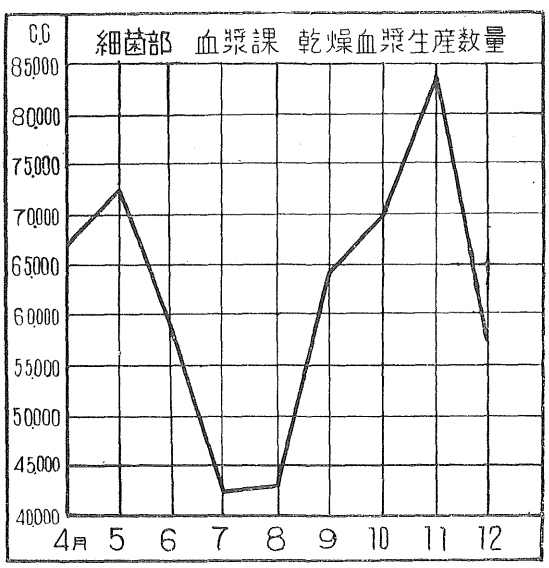

現在未完成の点を述べると規準に定義せられた閉鎖方式採用に必要なる採血室、無菌室、洗滌滅菌室等で、此等は何れも予研の指導を受け目下改造中であつて、同方式に必要なる器具も試作し工事中の現在も実験を行つているので25年度に入ると、凡ゆる点よりみて理想的な人血漿製造検定施設が完成し、従つて当然模範的製品が製造販賣せられるであろう。

尚、昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである。

昭和24年4月～12月

1) 採血人員 9,623名 {男 7,205名 / 女 2,418名}　2) 採血量 1,870,500 c.c.

3) 生産販賣成績表

種別 ＼ 生産販賣量	前年繰越	生産量	販賣量				残高
			都立病院	一般病院	開業医	計	
200c.c.	313	1,439	284	1,102	206	1,592	142
100c.c.	299	2,209	260	1,439	463	2,162	342
30c.c.	21	894	140	541	211	892	20
20c.c.	40	1,346	160	607	591	1,358	25

II 生活衞生部

1. 環境課

本課は東京市衞生試驗所都市衞生試驗部の後身であると言つてよい。從つて相当永い歷史を持つて居る訳であるが、終戰後の荒廢はこゝにも及んで研究室に統合後の本課は人的にも物的にも殆ど新発足にも似た努力を拂つて今日に至つた。

今や漸く一應の内容の整備成つて活動時代に入らんとしている本課の事業は、東京都民の生活環境の科学的な改善向上を目指すものであつて、本課の事業内容は概略以下のようである。

（1） 空気、日光及び騒音に関すること

（2） 住居及び衣服衞生に関すること

（3） 塵芥、屎尿其の他汚物に関すること

（4） 其の他環境衞生に関すること

以上の内実際本課の仕事の中心をなすものは、結局空気の衞生檢査であると云うことが出來る。

次に現在本課で行つている試驗檢査の項目は

（1） 室内溫度條件に関するもの

1 気溫、気濕、気流、輻射熱の測定

2 冷却率、感覚溫度等の測定

（2） 照明測定

（3） 紫外線測定

（4） 騒音測定

（5） 塵埃檢査

1 塵埃粒子の大きさ

2 塵埃粒子の數

3 塵埃の種類

（6） 空気イオン測定

（7） 炭酸ガス定量

（8） 一酸化炭素定量

（9） 諸種有害ガス定性及定量試験

(10) 被服材料の檢査

(11) ビルデイング、工場、事務所、店舗、校舎、アパート、住居の環境衞生檢査

(12) 其他環境衞生調査上必要なる試験檢査

但し以上の中(10)に関する檢査は設備不充分のため未だ実行不可能の狀態にある。

之が関係衞生法規の大部分は東京都衞生関係法令集として昭和24、25年度に集成されて居るがその項目大綱は、

① 営業三法（興業場法、旅館業法、公衆浴場法）関係を初め

② 理容師法関係

③ 墓地埋葬等に関する法律関係

④ 胞衣及び産穢物取扱業取締條例関係

⑤ 溫泉法関係

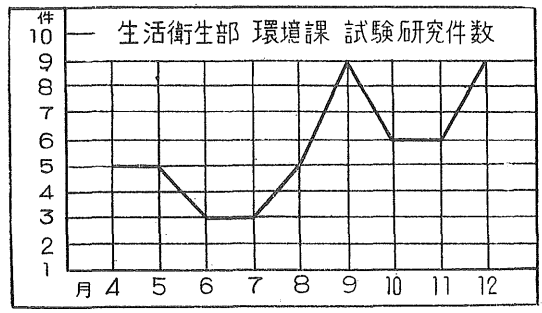

等である。其の他市街地建築物法、傳染病予防法、労働基準法中の安全衞生規則等も必要に應じ参照している。

之等の関係法規の適用対象として重要なものを列挙してみると公衆浴場、劇場、映画館、旅館、ホテル、理髪店、墓地等となるが、本研究所は全都民に開放されて居り、一般民間の依頼試験をも行つて居るから官廳、会社、銀行、工場、デパート其他の諸種作業場の全般をも対象とすることになる。斯くして本課の事業対象は誠に廣汎であつて我等の足跡は今や全都にあまねからんとしている。

尙昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである°

昭和24年度環境課業務成績表

種別／件数		事務所	デパート商店	興業場 映画館	屋外 公園その他	接客場 浴場	その他	研究 空中落下細菌	計
取扱件数	依頼	7	1	—	3	1	2	—	14
	調査	9	—	6	—	7	2	—	24
	研究	—	—	—	—	2	—	9	11
	計	16	1	6	3	10	4	9	49
試驗檢査	気溫	4,908	72	168	6	160	6	146	5,466
	気濕	1,556	18	84	2	80	—	48	1,788
	濕度	1,557	18	84	2	80	—	48	1,789
	溫度條件	2,437	36	273	8	156	—	140	3,050
	照明	39	—	—	—	—	—	—	39
	塵埃	108	18	48	3	—	—	39	216
	空気イオン	—	—	—	—	—	—	6	6
	炭酸ガス	100	18	47	2	—	7	39	213
	一酸化炭素	4	—	—	—	—	—	6	10
	有害ガス	—	—	—	7	—	11	—	18

件数	理化学試験	—	—	—	—	30	—	—	30
	細菌学的検査	3,204	18	5,102	—	1,497	—	11,536	21,357
	生理的検査	—	—	—	—	400	262	—	662
	動物実験	—	—	—	—	569	—	—	569
	室見取図	2	—	—	—	1	—	—	3
計		13,915	198	5,806	30	2,973	286	12,008	35,216

2. 栄養課

都民の健康増進の為に食生活を科学的に合理化し、栄養の完璧を期することは極めて重要であるが故に本課に於ては、食品に就て栄養的な研究並に調査を行い、更に的確なる根拠に基いた実際的指導をも併せて行つている。

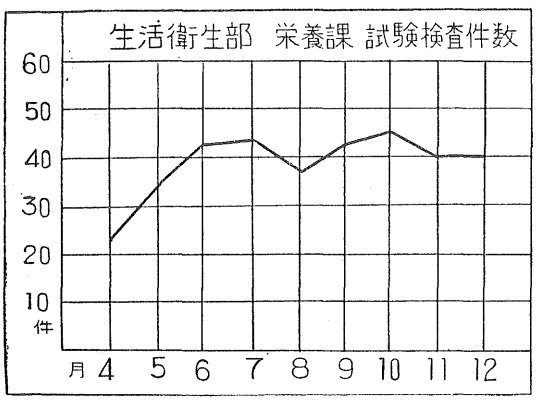

殊に栄養改善指導の重要性は栄養が生物学上基本的な役割を有するのと健康保持、体力改善、治病療養、健全精神、能率増進、食糧対策其他多方面に亘り経済的、社会的、文化的等に関聯を有するので先づ都民の栄養状態を把握すると同時に栄養智識の普及や栄養効果の向上による食生活の合理化を計り、都民の栄養確保改善の実践的部面に逐次重点的に努力している。

本年度の依頼件数112種（処理件数 1,090件）で主として菓子類、調味品、乳製品及乳酸飲料、主食類、魚介類及其の加工品、豆類及其の製品、其他各種肥料等である。調査件数351種（処理件数 2,741件）で主としてビタミン類及主要食品中のカルシウムに就て行つた。

抑も都民一般の依頼に應じ一般成分を分析測定し、食品の栄養成分の研究に努め栄養上の利用價値の判定を行い其の成績に関する証明書を発行して正しい栄養の指針を授け不合理な栄養えの錯誤を示唆している。

又栄養調理指導面では一般都民30回、学校給食指導6回、工場給食指導11回である。

調理の調査研究に於ては合理的献立作成277件、食品の合理的利用研究60件、病人食、小児及妊産婦食餌26件等である。

例えば輸入食料主としてトウモロコシ粉、マイロ、コンスターチ、大豆粉等の合理的調理方法に就て研究並に指導、粉食料配給に際しイースト代用として膨剤應用による製パン実験並に之が指導、未利用資源に於てはヒマワリ油の利用に就て之が利用方法と調理指導並に試食会、正月料理では從來稍もすると蛋白過剰になり勝なものを是正し手近で経済的に而も栄養を加味した合理的調理指導、新生食品では栄養價を増進する目的を以て魚肉に酵素を作用せしめた栄養食料の加工並に調理技術の研究指導、家庭配給食料中・粉、芋類、砂糖等を主とし児童の間食用栄養菓子の技術指導、野菜を主とした調味と調理、学童給食の合理的献立及鯨油の高度搾取と其の残滓の利用方法、動植物食品中のカルシウム含有量の再検討及之に於けるビタミン分布状態の調査研

究、應用微生物を利用して栄養價の改善又は栄養効率增進に應用している。

更に日常生活に科学性を取入れる余地が極めて大きいので食品の変質、変敗防止の爲め鮮度判定、厨房の科学的設計と調理器具の改善及び調理作業の衞生的処理等の諸問題に就ても調査研究に着手しつゝある。

尙栄養相談に於ては都民の栄養智識の食生活等に関する啓蒙指導を司り、來訪者及び通信者等の質疑に應答する他、現地指導を與えたり又集会の栄養指導講習を行う。

尙昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである。

昭和24年度調理研究指導表

種別	調理研究			調理指導				合計
	獻立作成	食品の合理的利用研究	計	都民	学校	工場	計	
件数	204	22	226	10	6	11	27	253

昭和24年度栄養課業務成績表

種別＼件数		植物性食品						動物性食品				嗜好品		調味料		其の他		計
		穀類	豆類	野菜類	果実類	菌藿類	海藻類	獣鳥類	魚貝類	乳類	卵類	菓子類	飲料	油脂類	調味品	動物試験	雑件	
取扱件数	依頼	4	3	—	—	—	2	5	4	3	1	16	6	3	16	1	5	69
	調査	20	11	93	40	1	5	9	43	11	8	7	—	5	16	—	11	280
	計	24	14	93	40	1	7	14	47	14	9	23	6	8	32	1	16	349
試験検査件数	水分	40	32	186	76	2	12	26	84	8	18	30	12	14	38	6	6	590
	蛋白質	18	16	6	6	2	6	10	12	6	12	26	8	10	30	6	6	180
	脂肪	14	16	6	6	2	6	10	10	10	12	26	8	14	30	6	6	182
	含水炭素	12	16	6	10	2	6	4	—	8	—	26	12	2	28	4	18	154
	纖維	12	16	6	6	2	6	4	—	4	—	26	2	—	26	4	4	118
	灰分	46	20	166	66	2	12	28	96	8	18	30	12	12	36	6	6	564
	石灰	40	28	186	76	2	12	18	90	—	10	10	4	—	18	6	3	503
	燐	—	—	—	—	—	—	2	4	—	—	—	—	—	6	—	3	15
	鉄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
	食塩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4
	ビタミン	8	—	38	14	—	4	—	10	12	4	35	—	2	—	6	18	151
	アミノ酸色素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2
	比重	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	6
	炭酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	5
	測定色素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	30
	総酸	—	—	—	—	—	—	—	—	14	—	—	6	—	—	—	—	20
	動物試験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	10
	沃度	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	全窒素	—	—	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	4	—	—	8
	グリコーゲン	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3
	遊離酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
	乳糖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53	—	12	65
	計	190	144	600	260	14	66	104	311	70	74	209	77	54	275	84	85	2,617

3. 水　質　課

水質課は元の衛生試験所、細菌検査所、衛生検査所等で取扱つた水の衛生に関する業務を、一括担当するものとして昭和23年3月5日誕生した。以來上水、井戸水、工業用水、下水、工場廃水、河水、海水、浴水、水泳プール水、温泉、鉱産物等についての理化学的、微生物学的試験、検査、調査、研究を行つている。

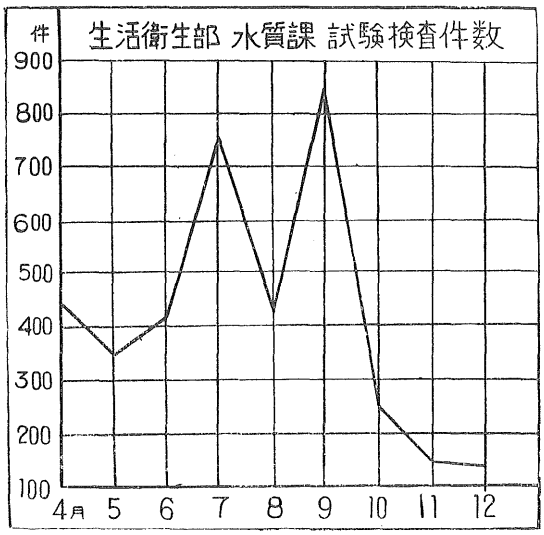

上水試験は都内水道については專ら給水栓水について試験を行い、水道衛生行政上の資料として提供している。なお都内水道の成績については、進駐軍の要請に基いて昭和20年9月以降都水道局の協力の下に衛生試験所が一括して報告し、この業務を水質課が昭和25年1月まで継続した。即ち進駐軍当初は週1回、約半ヶ年以降は月2回の割合に都内各水道の源水、濾水、給水、栓水等についての成績をまとめ、これをGHQ、第8軍司令部及び第8軍東京地区管理部に送附し、その総数は1月を以て104号に達した。

又都下には八王子水道、青梅水道、五日市水道、南氷川水道、大氷川水道、御嶽山水道の6水道があるが、これらの各水道については当該経営市町村からの依頼により各月1回出張検査し必要な注意を與えて水道運営上の参考に資するようにしている。

井水は日常生活と密接な関係にあるので、その依頼も極めて多く、日々その應接に忙殺されている。又水道施設のない人口稠密地区については井水の調査を行つている。立川市については特に長期に亘つて調査を行いつつある。尙昭和24年9月1日のキテイ颱風時に於ては各課の協力の下に江戸川区井戸約700件について理化学的、細菌学的調査を行つた。

工業用水、殺菌剤、殺虫剤等の検査もまた相等数に達している。

浴水の調査は目下継続施行中で、これによつて公衆浴場の衛生学的監理上の簡便で、而も的確な方式を考案せんと努力している。温泉検査も温泉法の公布に伴いその泉質明示が営業者にとつて絶対必要な條件となつたため、依頼件数も急激に増大して現在は依頼者の要求に應じ切れない状態である。尙水質試験法の基礎的研究にも余力を割いている。

尙昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである。

昭和24年度水質課業務成績表

種別＼件数		井水	工業用水	水道水（源水・浄水）	鉱泉・温泉・鉱産物	下水廃水	氷雪	浴場水	水泳プール水	水害地井戸	キャンデー	その他	計
取扱件数	依頼	1,820	43	50	19	4	16	—	—	107	47	44	2,150
	調査	417	2	288	2	4	5	3	32	662	129	67	1,611
	計	2,237	45	338	21	8	21	3	32	769	176	111	3,761

試験検査件数													
物理的検査	濁度	26	—	505	23	3	—	231	64	1,324	—	—	2,176
	濁色度	4,600	171	639	92	6	—	204	69	3,310	—	—	9,091
化学的検査	反應試驗	1,312	66	566	37	7	3	50	68	1,486	—	—	3,595
	酸化試驗	1,302	52	379	—	4	3	116	23	662	—	—	2,541
	還元試驗	1	—	26	—	5	2	45	—	—	—	—	79
	残渣試驗	1,304	47	139	23	4	—	69	23	562	—	—	2,171
	酸素測定	—	2	—	—	3	—	49	—	—	—	—	54
	窒素化合物類	3,904	148	674	—	8	3	185	92	1,324	—	—	6,338
	陽イオン類	3,436	131	125	119	8	6	192	—	—	—	—	4,017
	陰イオン類	1,311	107	611	119	8	6	79	46	662	—	32	2,981
	硬度	1,304	49	194	—	1	—	73	23	—	—	—	1,644
	メタ化合物	—	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	16
	其の他	—	—	2	4	—	—	—	—	107	—	2	115
	一般細菌数	258	28	838	—	1,919	36	148	57	1,989	300	437	6,010
	大腸菌	659	70	2,171	—	4	36	572	105	3,595	176	762	8,150
	球菌類	—	—	—	—	—	—	280	—	—	—	3	283
	其の他	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	32	36
計		19,417	871	6,873	433	1,980	95	2,293	570	15,021	476	1,268	49,297

IV 食品獣医部

1. 食品課

1949年度を顧て当課の活動狀況を紹介すると、当課の常務は公衆衛生課食品衛生係よりの一般食品の送付檢体並びに食中毒檢体及び依頼檢体等の化学的試驗を行うのであるが、之の外の各種の行事を以下に述べてみる。

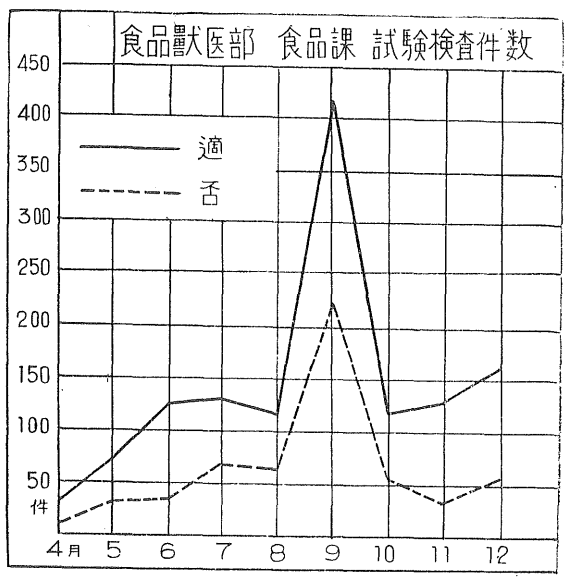

1) 年2—3回の定期的に行はれる一般食品の一斉檢査、即ち中毒の発生率の多い6月と9月、又食料品の需要量の多い12月の歳暮品の一斉檢査である。一斉檢査は特に檢体の適否の早期解決が必要となつてくるので課全員は、深夜まで或は徹夜までして檢体の処理に当つたという狀態であつた。

2) 臨時に行はれた限定食品の一斉檢査、8月には連日約2週間に亘つて食品衛生係に協力して、都内製氷工場の衛生狀態の調査を行い、同時に收去した人造氷について化学的、細菌学的檢査を行つた。尚人工甘味質、酒類、菓子類等の臨時一斉檢査を行つて多大の成果を收めた。

3) 五日市、青梅、原町田の天然氷池の現場調査及び原水、製品の検査

当課員2乃至3名が食品衛生係、保健所に協力して、前記3ヶ所に出張して氷池の清掃状況、その環境の衛生状態等を調査し、同時に原水、製品を收去してその化学的、細菌学的検査を行つた。

4) 池上本門寺、並びに妙法寺の御会式及び浅草酉の市(一の酉、二の酉)の際の一斉取締検査

毎年行はれる御会式に当課員が2隊に別れ、班名は検査班として、1班は池上本門寺へ、他の1班は妙法寺えと課員は検査用具を携えて、夕方各所の本部へと出動する。浅草酉の市の場合も同様にして、本部である所の吉原病院へと出動するのである。そして吾々が待機する中に放射線状に本部に集つてくる取締班によつて收去された種々の検体をその場に於て検査を行つて即決する。その場に於て即決し難い検体のみ研究所え持ち帰つて、検査するのである。

5) 食用色素検査法の研究

食品検査中の困難なものとして著色料のそれがある。その混合着色料の分離及び各個の反應を研究して居るが、その結果も或程度成功して居る。

以上簡單に述べたが、とにかく食品課の業務は興味のある仕事であるばかりでなく、試験そのものも亦興味のあるものである。

1950年度に於ては49年度に於けるよりも、一層張切つて食品衛生の向上に邁進致し度いと考えている。

尙昭和24年度に於ける業務成績は別表の通りである。

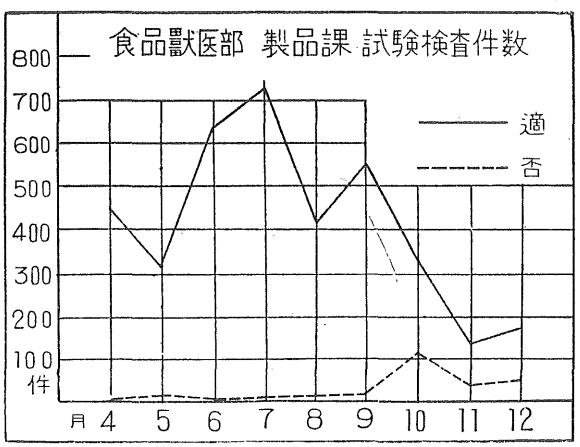

2. 製 品 課

製品課にて担当している業務は食品衛生法並に同施行規則で定められた製品検査及び同法並に厚生省告示による器具及び容器包装の原材料の規格及び製造基準に基き、試驗檢査を行つている。

課内を規格検査班と製品検査班の2班に分け、規格検査班は実驗室1と、人員4名、担当事項は厚生省告示第54号の規格及び製造基準に基く検査及び研究、調査であり、製品検査班は実驗室2と、人員7名、主に製品検査を担当している。製品課の総人員は12名である。

尙昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである。

昭和24年度製品課業務成績表

種別	件数		合成調味料	合成着色料	合成膨脹剤原料	器具容器包装	清涼飲料水及保存飲料水	計
取扱件数	依頼	適	—	1	—	7	1	9
		否	—	—	—	4	—	4
	申請	適	198	336	3,040	—	—	3,574
		否	—	131	8	—	—	139
	收去	適	1	—	—	93	—	94
		否	—	3	1	21	—	25
	調査	適	—	13	—	22	—	35
		否	—	—	—	30	—	30
	計	適	199	350	3,040	122	1	3,712
		否	—	134	9	55	—	198
試験検査件数	感覚試験		199	408	3,309	242	1	4,159
	比重測定		—	—	—	—	2	2
	水分測定		199	483	300	—	1	983
	灰分測定		141	199	416	—	—	756
	熔融点測定		397	2	—	—	—	399
	液性測定		—	—	2,948	—	1	2,949
	糖分定量		140	—	—	—	1	141
	有毒性金属定性		2,189	5,313	37,411	410	11	45,334
	有害夾雑物定性		167	546	3,048	390	1	4,152
	混合物定量		339	344	356	—	1	1,040
	色度檢査		—	94	—	—	—	94
	甘度檢査		—	66	—	—	—	66
	膨脹檢査		—	—	114	—	—	114
	有害夾雑物定量		—	—	—	8	—	8
計			3,771	7,455	47,902	1,050	19	60,197

3. 獣医衛生課

当課の業務は動物用狂犬病予防液の製造、狂犬病の鑑定、食肉魚介並に其加工品の檢査及び牛乳々製品の檢査等で其概要は次の如くである。

1) 動物用狂犬病予防液の製造

都廳所要量を充すのを目的とし、製法は近藤式により犬を用いて居る。頭初の製造計画は 70,000 cc であつたが、其後 80,000cc を追加し合計 150,000cc と大巾に引上げられ、施設不備、要員不足、諸資材の入手難等幾多の難関はあつたが、之を克服し幸い 5 回申請の國家檢定も全部 (87,300cc) 通過し、第 6 回目も (20,000cc) 申請中にて來る 3 月末迄には計画量に到達すべく努力中である。

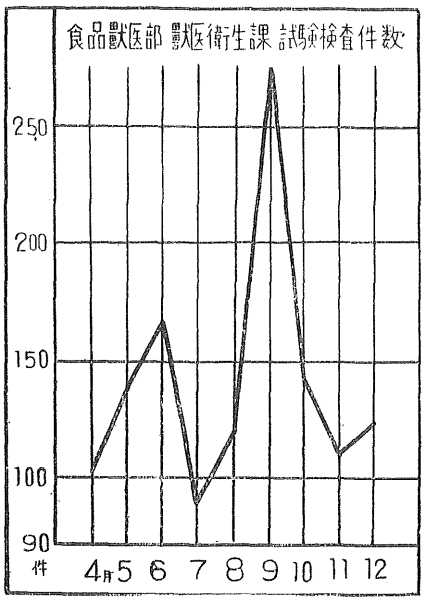

2) 狂犬病の鑑定

都庁公衆衛生課、各保健所獣医係員、都内開業獣医師等が狂犬病の疑ありと診断した犬（馬、猫）は全部当課に送られ（斃殺体、頭部、生体）之を剖検病理組織学的検査（ネグリー氏小体、非化膿性腦炎像）及び動物試験等嚴密な検査を行い其成績を綜合して判決を下して居る。

3) 食肉、魚介並に其加工品の検査

食品衛生法に基き都廳公衆衛生課及び各保健所の食品衛生監視員の收去品の検査を主とし、其他一般の依頼にも應じている。此等の検査には基準は無いが、当課としては感覚検査、理化学的検査（P.H.アンモニヤ定性、昇汞沈降反應、レダクターゼ反應）細菌学的検査等を行い、腐敗の有無、中毒菌、腸管系傳染病原菌、大腸菌等の検査を行い、其他必要に應じ成分定量分析も行つている。近頃都内各地に魚介及び其加工品に原因する中毒事件が散発するので、特に細菌学的検査に重点を置いている。

4) 牛乳及び乳製品の検査

收去品検査を主とし、一般依頼にも應じている事は前項と同じである。此等の検査には食品衛生法に基く厚生省告示により品質の規格が定められ、又食品衛生試驗法により試驗基準が定められてあるので、之に準拠して感覚検査、理化学的検査、細菌学的検査を行つて居るが、特に脂肪、比重、酸度、細菌数（直接法、培養法）大腸菌其他有害細菌の檢索等に重点を置いて居り、尙必要に應じ成分の定量分析も行つている。

最後に興味ある試驗として特記すべきものは昭和22年以來、毎夏都内で販賣せられているアイスクリームの汚染度を調査するため、其指標となる大腸菌の檢出を行つて居るが、50%以上の陽性率を示している事は公衆衛生上看過することの出來ない問題である。(公衆衛生学雜誌第4卷第3号参照)

要するに終戰以來社会の混乱に乘じて不良乳製品が横行し、検査にも労苦が多かつたが、一般社会狀勢の好轉及び都民の衛生思想の向上と相俟つて、漸次良心的な製品に変り業者から進んで検査を依頼する傾向にある事は喜ぶべき現象である。

尙昭和24年に於ける業務成績は別表の通りである。

昭和24年度狂犬病ワクチン製造成績表

動物接種	腦採取	生産量	拂出量	残高
249頭	20,825g	80,000cc	63,200cc	16,800cc

昭和24年食品課業務成績表

種別		取扱件数										試験検査件数																							計
		依頼		送付		調査		収去		計		感覚試験		物理学的試験			化学的試験														細菌学的試験			動物試験	
		適	否	適	否	適	否	適	否	適	否	外観	臭味	光学的試験	瓦斯圧試験	其の他	性状	成分	混和物	重金属	砒素	其他の無機性毒物	アルカロイド	揮発性毒物	其他の有機性毒物	色素	甘味質	漂白剤	防腐剤	其の他	細菌集落数	大腸菌の有無	其の他		
飲料類	氷雪	—	—	30	7	31	—	19	8	80	15	64	64	—	—	1	64	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	224	33	33	20	—	505
	清涼飲料水	4	2	62	27	—	1	—	—	66	30	92	92	15	35	1	141	62	—	235	44	11	14	11	11	253	121	—	64	—	5	2	17	—	1,226
	保存飲料水	—	—	15	7	—	—	—	—	15	7	15	15	7	—	—	15	9	—	35	11	1	10	1	1	25	1	—	26	—	8	7	22	—	209
	酒精飲料	5	2	119	62	51	—	—	—	175	64	233	237	—	—	51	117	145	—	25	1	1	6	327	5	1	—	—	149	20	—	—	—	—	1,318
添加物	膨脹剤	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	—	—	3	5	2	3	2	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	21
	人工甘味質	—	—	58	18	—	—	—	—	58	18	76	70	44	—	6	41	24	173	200	74	6	—	—	6	2	296	—	—	—	1	—	5	—	1,024
	エッセンス	2	—	4	—	—	—	—	—	6	—	6	6	—	—	—	2	3	3	4	2	—	—	3	3	3	—	—	—	—	—	—	5	—	40
	着色料	1	—	16	19	13	3	—	—	30	22	50	33	10	—	—	13	27	77	102	47	7	3	—	7	349	—	—	—	—	—	—	—	—	725
	其の他	—	—	6	30	2	—	—	—	8	30	39	39	51	—	—	32	99	57	37	19	4	1	—	54	37	13	—	3	66	—	—	—	—	511
菓子類	氷菓子	—	—	124	32	75	—	—	—	199	32	42	42	—	—	—	42	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	240	211	—	—	581
	飴菓子	—	1	32	54	15	14	—	—	47	69	116	116	10	—	—	10	—	58	257	115	—	—	—	—	460	—	41	—	—	—	—	40	—	1,223
	其の他	2	1	144	35	11	4	—	—	157	40	196	192	—	—	—	147	36	78	347	157	17	15	42	10	421	31	3	31	10	117	1	696	—	2,547
主食類	パン及麵類	1	—	38	22	—	—	—	—	39	22	37	37	6	—	—	27	21	41	81	43	3	58	25	3	—	1	9	5	18	41	1	203	—	660
	穀粒及穀粉	1	—	24	4	3	—	—	—	28	4	28	26	18	—	—	16	8	14	65	24	2	42	15	6	—	4	4	2	3	9	—	70	—	356
	其の他	—	—	16	—	—	—	—	—	16	—	2	2	2	—	—	5	3	1	6	3	1	4	2	1	1	—	—	—	—	—	—	70	—	103
調味料	味噌醤油	—	—	3	—	—	—	—	—	3	—	2	2	2	—	—	—	—	—	10	2	—	6	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	32
	其の他	—	—	57	8	—	—	—	—	57	8	62	62	9	—	—	62	20	17	184	69	1	10	16	1	20	—	—	20	—	2	—	171	—	726
詰物類	罐詰	—	—	19	30	—	—	—	—	19	30	48	48	—	—	—	48	—	—	—	96	—	—	—	—	—	—	—	159	—	—	—	4	—	403
	瓶詰	2	2	29	1	8	—	—	—	39	3	31	31	—	—	—	54	3	27	56	7	5	2	29	2	21	17	1	76	—	3	1	106	1	473
油脂類		—	—	7	1	—	—	—	—	7	1	8	8	4	—	5	10	4	10	13	5	11	—	—	—	—	—	—	—	28	—	—	—	—	106
食器類		—	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
其の他		2	1	55	134	—	—	—	—	57	135	173	172	40	—	3	114	48	74	594	219	4	57	47	2	146	10	6	147	6	14	3	325	9	2,215
計		20	9	858	490	212	22	19	8	1,110	530	1,321	1,295	218	35	67	963	517	598	2,258	840	74	228	524	112	1,741	494	64	682	377	471	257	1,756	10	15,002

昭和24年獣医衛生課業務成績表

種別＼件数		取扱件数					試験検査件数														診断				
							細菌学的試験					理化学的試験													
		依頼	送付	収去	調査	計	細菌数直接	同培養	リウメチレンブ	大腸菌族	病の原他菌	感覚検査	比重	脂肪量	鮮度	成分々析	加水及加熱	添加物	腐敗産物	肉種鑑別	病理解剖	病理組織	動物試験	授診	計
牛乳及乳製品検査	牛乳	—	27	15	204	246	246	246	122	154	76	231	246	246	350	—	445	227	—	—	—	—	—	—	2,589
	粉乳	—	—	2	52	54	52	52	2	19	30	29	—	7	178	18	—	61	—	—	—	—	—	—	448
	練乳	—	11	—	24	35	35	35	11	29	56	35	—	35	94	30	—	66	—	—	—	—	—	—	426
	合成クリーム	—	8	1	54	63	63	59	50	63	3	63	50	50	90	8	55	53	—	—	—	—	—	—	607
	バター	2	4	2	8	16	4	5	—	1	—	16	—	14	16	47	—	13	—	—	—	—	—	—	116
	アイスクリーム	—	6	2	27	35	35	35	23	38	40	35	—	35	80	53	—	43	—	—	—	—	—	—	417
	チーズ	—	—	—	1	1	1	—	—	1	—	1	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	11
	生クリーム	—	—	—	6	6	1	6	1	6	7	6	—	1	24	1	5	10	—	—	—	—	—	—	68
	乳酸飲料	2	—	2	7	11	11	11	7	10	14	11	9	11	23	14	7	20	—	—	—	—	—	—	148
	山羊乳	1	—	—	3	4	4	4	4	4	1	4	4	4	6	—	—	5	—	—	—	—	—	—	40
	その他	—	13	—	13	26	26	26	5	26	6	26	25	16	30	—	8	22	—	—	—	—	—	—	216
食肉魚介及加工品検査	生肉 牛肉	—	—	3	13	16	39	39	39	39	39	39	—	—	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	273
	生肉 豚肉	—	—	1	16	17	17	17	17	17	17	17	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	119
	生肉 山羊肉	—	—	2	—	2	2	2	2	2	2	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
	生肉 鳥肉	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
	生肉 兎肉	—	1	—	1	2	2	2	2	1	2	2	—	—	2	—	—	—	1	1	—	—	—	—	15
	生肉 鯨肉	—	4	—	1	5	5	5	5	1	7	5	—	—	5	—	—	—	4	4	—	—	—	—	41
	魚介 鮮魚	—	1	3	26	30	30	30	30	29	30	30	—	—	30	—	—	—	1	—	—	—	—	—	210
	魚介 介類	—	—	—	3	3	3	3	3	3	3	3	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21
	加工品 挽肉	—	—	10	58	68	68	68	68	68	68	68	—	—	68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	476
	加工品 ハム	5	2	4	61	72	82	82	82	80	82	82	—	—	82	—	—	—	2	—	—	—	—	—	574
	加工品 ソーセージ	7	9	14	102	132	132	132	132	132	132	132	—	—	132	6	—	9	9	—	—	—	—	—	948
	加工品 ベーコン	3	1	—	6	10	10	10	10	9	10	10	—	—	10	—	—	—	1	—	—	—	—	—	70
	加工品 燻製品	—	24	18	152	194	194	194	194	194	170	194	—	—	194	3	—	—	24	—	—	—	—	—	1,361
	加工品 その他	—	—	—	9	9	9	9	9	9	9	9	—	—	9	—	—	9	—	—	—	—	—	—	72
	加工品 佃煮	—	—	—	51	51	51	51	51	51	51	51	—	—	51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	357
狂犬病検査	畜犬	—	5	—	121	126	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	126	126	126	5	383
	野犬	—	4	—	48	52	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52	52	52	4	160
	猫（牛馬）	—	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	6	—	18
	脳	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	3
合計		20	121	79	1,074	1,294	1,123	1,124	870	987	856	1,102	334	419	1,540	184	520	538	42	5	185	185	185	9	10,208

V　化学檢査部

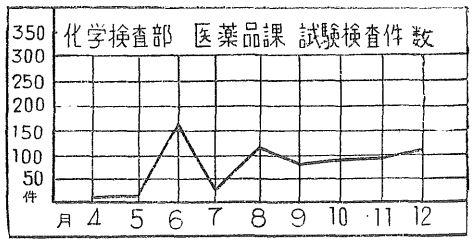

1. 医薬品課

新たに衛生研究所が発足したのは24年3月であるが、医薬品課は移轉と試驗室整備工事のため、5月末迄事業を停止したので6月以降に行つた業務の概要を報告する。当課の業務の大要は次の通りである。

①　都薬務課から送られる医薬品、毒物劇物に関する行政試驗檢体、②他官公廳からの委託試驗、③一般から依頼される有料試驗、④業務の運営上必要と認めて担当している試驗法、その他の試驗研究並に調査等の処理である。

1)　行政試驗檢体

昨年中に薬務課から試驗のため送られた檢体は355種で、之等については何れも既に試驗の結果適否を判定して報告した。送附の状況は区々で6月の103種を最高に11月（74種）10月（65種）5月（58種）となり他は15種前後である。この間昨年の第1次、第2次医薬品一斉檢査並に市販の駆虫剤及ビタミン B_1 製剤の一斉檢査があり、何れもその結果は薬務課長及び衛生局長に報告した通りである。5月の第1次檢査には葡萄糖、塩化カルシウム、ザルソブロカ糖注等の靜注類144種について、又11月の第2次には同様靜注類60種について檢査した。これと併行して11月から12月にかけて、市販駆虫剤21種、市販ビタミン B_1 剤注、錠、液、末68種についても試驗を行い、之等も既に報告済みである。

2)　委託試驗

昨年度は統合直後で一般の認識が不充分であつた故か委託試驗及び有料試驗は共に不振の様である。7月に杉並警察署より駆虫剤一件を送附されサントニンの鑑識を行い、8月には東京地方経済調査廳から蔗糖及び葡萄糖並に人工甘味質を使用した肝油ゼリー、肝油ドロツプ、咳止めシロツプ、咳止めドロツプ、ビタミン B_1 錠等17種を送られ、夫々この糖類の定量並に人工甘味質の檢出を委託された。又11月になつて都監察医務院より中毒死による胃内容物及び血液を送附され青酸塩の檢出を行つた。

3)　有料試驗

有料試驗は49件あり全く種々雜多であるが、この中贋造、偽造薬品の横行している折柄次の様なものが比較的多いのは興味深い。駆虫剤の7件（サントニンの眞偽の鑑定を依頼するもの）を最高に避姙薬の4件、ビタミン B_1 剤の4件、サルフアダイアヂン錠の3件（取引上の必要から眞偽の鑑定を依頼するもの）等である。

4)　これは数限りなくある医薬品の中試驗法の定められているものが極めて少いので、速かに解決せねばならない問題が多い。現在は次の様なものについて試驗研究を行つている。避姙薬の試驗法の決定、パイロジエンテスト、ビタミンAの定量法、10倍用ロートエキス散中のアルカロイド定量法、葡萄糖注射液中に夾雜する苦味物質（Gentiobiose）の研究。

尙昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである。

表　昭和24年度医薬品課業務成績表

種別	件数	取扱件数 依頼	送附	収去	調査	計	試験検査件数 感覚試験	内容量試験	物理学的試験	化学的試験 PH	定性	不純物	定量	重金属	細菌学的試験	動物試験	その他	計
局方医薬品	有機薬品	6	4	—	—	10	67	11	15	11	38	58	27	33	—	—	—	260
	無機薬品	1	1	—	1	3	25	4	—	2	7	31	5	44	—	—	—	118
	液状薬品	1	2	—	1	4	60	9	13	7	8	32	18	22	—	—	—	169
	エキス剤	—	—	—	5	5	—	—	—	—	100	—	100	—	—	—	—	200
	錠剤	2	—	—	—	2	20	2	2	—	4	—	8	—	—	—	—	36
	注射剤	—	5	—	7	12	150	23	3	23	15	—	20	99	68	—	—	401
	その他	5	—	—	7	12	50	5	2	—	—	6	31	—	73	—	—	167
集團医薬品 國民医薬品	散剤	2	1	—	—	3	25	29	7	—	26	—	15	11	—	—	—	113
	錠剤	3	4	—	—	7	38	11	—	—	68	24	4	—	—	—	—	145
	注射剤	—	181	—	72	253	1,850	354	195	498	715	832	800	1,991	486	—	77	7,798
公定書外医薬品	粉末薬品	5	6	—	1	12	93	13	24	4	108	44	58	22	—	2	—	368
	液状薬品	3	—	—	—	3	60	6	4	10	28	4	20	—	—	—	—	132
	錠剤	6	1	—	1	8	90	12	8	2	18	—	24	22	—	—	—	176
	注射剤	5	22	—	15	42	442	67	74	77	238	94	142	418	86	—	—	1,638
	その他	7	6	—	—	13	97	18	43	91	73	11	19	44	—	2	—	398
家庭薬	解熱薬	—	1	—	—	1	4	2	—	—	8	6	1	—	—	—	—	21
	駆虫薬	1	—	—	—	1	10	10	—	—	10	—	10	—	—	—	—	40
	毒物検査	—	2	—	—	2	4	—	—	4	24	—	—	—	—	20	—	52
	その他	1	10	—	—	11	204	50	28	18	32	—	60	—	—	—	—	392
その他		—	3	1	82	86	724	487	607	50	365	38	702	224	—	3	38	3,238
計		48	251	1	192	492	4,013	1,113	1,025	797	1,885	1,180	2,064	2,930	713	27	115	15,862

2. 麻薬化粧品課

都立衛生研究所発足以来1年、こゝに当課の歩み來つた足跡を回顧し、活動狀況の大要を記して見たい。

1) 送付檢体及び調査指導に關する業務

3月は未だ試験設備が整わず試験不能であつたが、4月に入り漸く試験が行えるようになつた。化粧品に於ては当時問題になつていた含鉛化粧品に関する解決の一方法として化粧品製造業者に対して講演会を開き試験法の実地指導を行つた。

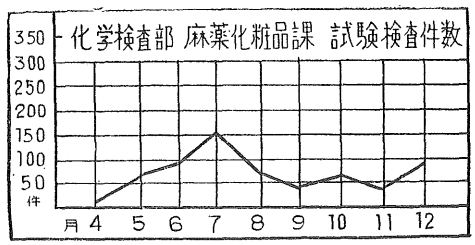

5月に於ては市販化粧品の品質状況を調査するため某百貨店より化粧品約40種を集めて試験を行つた。又夏季に向い防疫用除虫菊乳剤を厚生省通牒に基き抜取試験を8月末まで続行、かなり多数の不良品を発見した。この製剤中のピレトリン定量法は、協定法必ずしも満足すべきものに非ず高度の技術と熟練を要し、尚同一値を得ることは極めて困難であるため課員各々非常な苦心と努力をした。これについては厚生省当局に実情を訴え、試験方法の改善方を要望した。

6月に入つて麻薬検体は急に増加し50に及んだがその中大部分は検体量極めて少く、又多量の異物を混和したもの、偽造品も多く、短時間に処理するのに苦心を拂つた。

7、8月は除虫菊乳剤の最需要期であるため、かなり多数の送付検体の処理と麻薬類其他一般検体の試験を行つた。又東大に於て開催された全國衞生技術者会議に当課に於て予て立案中の化粧品中鉛の試験法を上程、日本薬剤師協会協定法に採用された。

9月にはDDT粉剤、同液剤の送付を受け試験を行い、不良品を発見した。又厚生省より口紅、頬紅等の試験依頼を受け統計的調査を行い、化粧品取締に対する基礎資料を提供した。

10月に入りデパートメント協会の協力を得てヘアーローション中に含有するメタノールに関する調査試験を行つた。

12月より都薬務課麻薬係より証拠写眞の作成依頼を受け、これを実施今日に及んでいる。

2) 依頼試験及び研究事項

各種化粧品、化粧品原料、油脂類、各種殺虫剤、其他について毎月かなり多数の依頼試験を受付け丁寧と迅速をモツトーとして処理して來た。

化粧品封緘を口紅、頬紅、白粉、ポマード等に8月以來実施続行している。

研究事項として家兎によるコカインの微量鑑定方法の研究其他を行つている。

尙昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである。

昭和24年度麻薬化粧品課業務成績表

件数＼種別		麻薬				化粧品						農業薬品	其の他	計
		粉末	液剤	注射薬	其の他	白粉類	紅類	香油類	化粧水類	原料	其の他			
取扱件数	依頼	—	—	—	—	134	54	1	1	33	29	3	7	262
	送付	100	7	17	3	33	12	—	—	7	75	15	—	269
	収去	—	—	—	—	24	21	—	—	7	—	—	—	52
	調査	—	20	—	—	2	6	—	34	—	—	—	—	62
	計	100	27	17	3	193	93	1	35	47	104	18	7	645

試験検査件数	感覚試験		171	13	34	6	193	93	1	35	47	4	40	1	638
	物理学的試験	光学試験	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	2	—	22
		加熱試験	134	6	17	3	—	—	—	—	—	—	44	—	204
		其の他	18	—	—	—	—	—	—	404	—	—	558	144	1,124
	化学的試験	溶解試験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44	—	44
		PH試験	69	6	17	3	—	—	—	—	—	2	—	—	97
		沈澱反應	1,072	56	136	24	12	6	—	—	—	—	—	—	1,306
		呈色反應	1,340	70	170	30	—	—	308	2	—	—	—	—	1,920
		砒素及重金属	—	—	—	—	1,327	619	—	—	329	84	—	29	2,388
		色素	—	—	—	—	4	9	—	—	—	—	—	—	13
		防腐剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
		其他無機物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—	—	15
		其他有機物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	20
		定量試験	3	—	—	—	—	—	2	—	—	2	68	13	88
		其の他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	—	288	311
	其の他の試験		—	80	—	—	—	1,129	—	—	—	3,120	—	—	4,329
計			2,807	231	374	66	1,536	1,856	311	461	376	3,271	756	476	12,520

3. 衛生用品課

当課において過去1箇年を顧みて調査試験或は報告したものは大体次の様である。

1) 繊維衛生材料

脱脂綿について詳細は別項の業務に関聯した試験検査の項に譲るが、脱脂綿については薬務課より送附のもの即ち製造所又は販賣所より收去したもの、次は露店雑貨店等で販賣せられるもの、又消費面の稍々大きいと思われる都立病院、産院等より提出のもの等について品質の比較試験をしたのである。又ガーゼは薬務課より送附のものと都立病院、産院等のものとについて最近の品質を調査したのである。

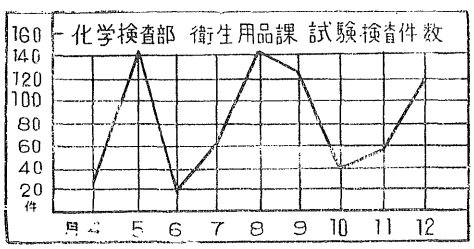

2) 衛生用ゴム製品

最近避妊の問題に関してコンドーム製品について薬務課の協力により都内に販賣している製品を調査した。これは衛生局学会にも報告したのであるが、相当数の不良品があることを認めた。

3) 歯科材料、医療器械器具

これらについては規格や規準のあるものが極めて少い。従つてその性能や材質については個々の調査が必要である。近い将来に重要と思われるものより順次に調査して報告する積りであるが、取敢えず注射針の強度性能について調査中である。

4) 硝子製品

硝子製品中アンプルは注射製剤に最も密接な関係があり、これが良否は製品に及ぼす影響も大である。又最近局方改正の機会にあるので目下市販品のアンプルについて調査試験中であるから

遠からず報告する予定である。

5) 玩具類

当課において試験のため取扱つた玩具類の大部分は公衆衛生課より送附のものである。これについてはその都度に報告しているが、試験の内容はこれに使用する塗料の有害性着色料や有害性金属の溶出の試験である。検体の材料は金属、ゴム、セルロイド、木竹、其他紙の製品のものである。一般に着色料はセルロイド、及び金属製品のものは溶出し難くゴム、木竹、紙製品のものは容易に溶出し得るものが多い。溶出したものには屢々有害性着色料や鉛、亜鉛等の有害性金属が認められる。其他クレオン、水彩絵具、風船ガム、チユーインガム等を衛生的立場より一應調査したのである。

6) 依頼試験に関しては月報にある様に3月より12月迄は53種試験件数436件である。

尙昭和24年に於ける業務成績は次表の通りである。

昭和24年度衛生用品課業務成績表

種別 / 件数			繊維衛生材料		薬品包容器		医療機械器具	衛生用ゴム製品	玩具					其の他	計
			綿類	布糸類	硝子類	紙類	硝子類		金属製品	ゴム製品	セルロイド製品	木竹製品	塗料		
取扱件数	依頼		—	—	2	1	—	—	1	1	3	—	—	45	53
	送附		—	—	—	—	—	142	5	29	13	24	1	28	242
	収去		38	31	—	—	—	—	1	—	11	22	—	—	103
	調査		68	23	—	—	—	—	—	55	—	—	184	—	330
	計		106	54	2	1	—	142	7	85	27	46	185	73	728
試験検査件数	感覚試験	外観	304	85	—	—	—	115	4	2	23	47	—	23	603
		臭味	68	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	142
	物理学的試験	表示	68	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91
		光学的試験	106	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	160
		能力試験	7	270	—	—	—	656	—	—	—	—	—	—	933
		比重	106	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26	186
	化学的試験	P. H.	7	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
		溶解試験	—	—	—	—	—	—	72	126	293	972	—	88	1,551
		熔融試験	—	—	—	—	—	—	36	—	—	—	—	2	38
		凝固試験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21	21
		呈色試験	99	216	—	2	2	—	—	150	47	30	861	31	1,438
		沈澱試験	106	216	—	—	1	—	48	281	143	373	1,098	47	2,313
		染色試験	113	54	—	—	—	—	—	210	70	50	10	14	521
		砒素及重金属	—	—	—	—	—	—	47	693	226	472	528	17	1,983
		其の他無機物	—	—	—	—	—	—	29	110	—	—	96	5	240
		其の他有機物	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	18	25
		定量試験	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	134	141
	其の他		99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67	166
計			1,083	1,026	1	2	3	771	250	1,572	802	1,944	2,593	513	10,560

VI 製 藥 部

1. 資 源 課

1) 藥用資源の調査研究

都下乃至我國各地に豊富に天産する藥用植物中未だ有効成分が未詳のために、未利用の狀況にあるもの多きに鑑み、逐次研究室の整備と共に研究を急いでいる。

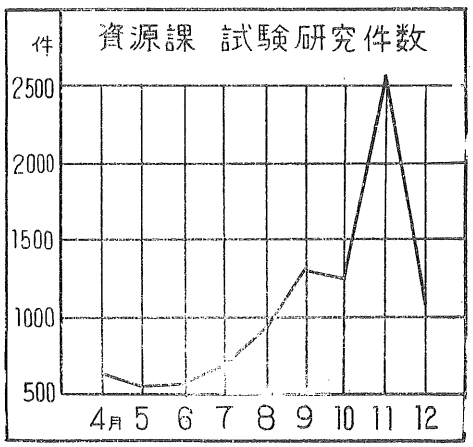

目下研究中の主なるものは次の通りである。

黄柏実、杏仁粕、蔓荊子

2) 藥用植物の生産に関する調査研究

都下殊に三多摩地区八丈島等に於て増産可能なる適性品種を選定するため、構内に600坪の藥用植物資源園を設置し國産並に外國産藥用植物300余種を栽培し、これが生育狀況、收量調査並に成分含量等を調査研究中である。

又一般都民の要望に従い藥用植物の栽培、採集、調製、品質、鑑定等につき相談を受けそれぞれ適切なる指導を行つている。

3) 生藥その他製藥原料の試験研究

戰後医藥品の品質低下の傾向あるに鑑み、就中製藥原料の規格設定を急務とするが、偶々第6改正日本藥局方の改正に当り、生藥並に生藥製剤につき左記12品目の試験研究を行い改正案を提出した。

延命草、ゲンノショウコ、コケモモ葉、ウワウルシ葉、キサヽゲ実、苦木、小豆蔻、黄柏、黄連、キキヨウ流エキス、ダツラエキス、黄柏エキス

4) 製藥原料の依頼試験

都下中小製藥工場より依頼に應じ原料資材、半製品の試験檢査を行い逐次その件数も上昇している。

5) 都立病院等協定処方の調査研究

病院々内繁用処方を檢討して近き将來都立病院を対照としてこれが一括製剤化補給する立前を以て、これが調査研究を行い調査資料を作成し、これが製剤化につき研究中である。

尙昭和24年中資源課業務試驗、檢査成績表は次の通りである。

昭和24年中資源課業務試験検査成績表

種別／項目			依頼試験						調査研究								相談事項							合計
			日本薬局方品	一般原料其他製薬	部内製品	生薬規格試験	診断試薬	その他製薬原料	薬用資源の研究	薬園の植物管理	薬用植物の調査	生薬成分の研究	処方の調査病院繁用	生薬エキス製剤防腐力試験	都立保健所國立病院等当部業務紹介	方剤別病院処方集資料作成	生薬製剤	製薬原料	生薬増産	関する薬草栽培もの	修練生指導公衆衛生実施	関する部内製剤に件	薬用植物鑑定	
取扱件数			7	14	52	44	279	5	14	42	2	2	162	7	24	28	33	24	23	19	50	4	1	836
試験研究項目	物理試験	外観性状	27	62	181	104	173	4	75	10	—	4	—	3,311	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,951
		夾雑物試験	17	62	6	45	7	1	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150
		比重、融点、沸点	23	8	10	22	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	71
	化学試験	定性分析	98	129	33	77	62	32	183	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	619
		定量分析	102	105	128	77	12	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	426
		水分	—	22	16	67	—	2	62	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	179
		エキス灰分	2	83	35	184	—	2	112	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	518
		成分の抽出	—	55	—	26	—	—	137	50	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	283
		規格試験	17	39	5	27	158	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	246
		アルコール数	17	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
	栽培事項	栽培管理	—	—	—	—	—	—	—	1,220	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,220
		植物採集	—	—	—	—	—	—	—	145	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	165
		標本調製	—	—	—	—	—	—	—	190	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	190
		多季手入	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
		その他	—	—	—	—	—	—	—	1,592	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,592
合計			303	565	414	629	423	41	581	3,337	20	36	—	3,311	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,660

2. 製　藥　課

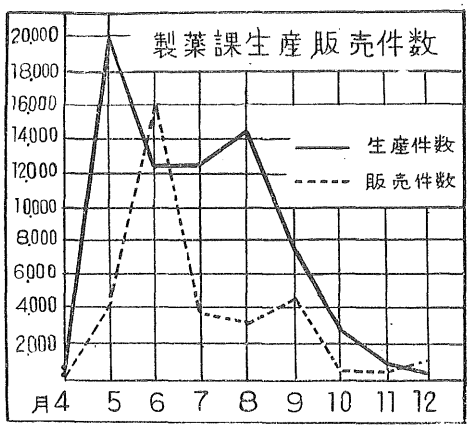

終戰直後医藥業界の混乱に当り、都民の保健衛生確保の見地より新設を見た当課は其の後の急激なる社会情勢の推移に伴い、これに即應すべく製藥課内の事業も再檢討を加え、生産品目も遂次整理して專ら顧客生産に主力を注ぎ、現在では日本藥局方藥品７品目、國民医藥品集藥品２品目、公定書外藥品16品目及び診断用試藥27品目を生産し補給して來たが、藥務課補給係の新設に伴い都立衛生機関えの補給は補給係を通じて行うこととした。

本年度の事業概況を列挙すれば

1. 藥務課補給係を通じて都立病院、保健所等に各種藥品を生産し補給をしている。
2. 保健所の要望により本年より特に診断用試藥を生産し補給している。
3. 公衆衛生課と協力し特に結核予防の見地より都内理髪業者、公衆浴場、興業場等の痰壺消毒藥を生産し業者に配給している。
4. 今夏三多摩方面に集團赤痢の発生に伴い、予防課と連絡し発生地域に於ける井戸水の消毒を奨励し、これに伴う消毒藥の生産を行い予防対策に協力したこと。
5. 防疫対策、水害対策、非常時対策等のため一部備蓄医藥品の生産を行つたこと
6. 民生局児童課を通じ都立並びに民間浮浪児收容所の常備藥、殊に疥癬皮膚藥を新製しセットとして配給したこと。
7. 東京都医師購買組合の医藥品展示会に当課製品を出品して好評を博し、爾來都内病院診療所よりの要望に從い一部不足医藥品の配給を実施している。
8. 都内中小学校衛生室備え付常備藥ヨードチンキ等12品目の詰め合せセットを計画配給したこと。
9. 労働安全衛生規則に基く都内工場向常備藥、都研外傷膏等７品目の詰め合せセットを計画し配給したこと。
10. 文部省内学校衛生会の要望により常備藥余剰能力を以つて各地中小学校向常備藥Ａセット　マーキュロ液等13品目、Ｂセット凍傷等９品目、Ｃセット止血綿等７品目の詰め合せセットを計画し目下配給中である。
11. 都下中小製藥工場より製藥並に製剤の技術改良試驗の依頼に應じ、これが製造試驗を行い原料並びに技術上の改良指導を行つたこと。
12. 公定書に於ける処方内容及び製剤技術の改良調査研究を実施中である。

以上事業の概略を列挙したが当課の事業に就いては未だ充分都民に衆知徹底していない実情にあるので、來年度においてはこの方面の予算を計上し一層都民の要望に副うべく活躍を期待している。

尚昭和24年に於ける業務成績は別表の通りである。

昭　和　24　年　中　生　産　配　給　状　況

品名	単位	前年度繰越量	本年度生産数量累計 予定生産量	生産数量(A)	完全生産数量(B)	生産金額	(A)に対する(B)の割合	本年度配給数量累計 申込数量	配給数量	配給金額	配給先 学校	官職員	関係組合	業者関係	見本放出数量	残高
							%									
都研外傷膏	本 500瓦	—	—	348	348	87,000.00	100	35	35	8,750.00	22	5	8	—		312
都研リニメント	本 50瓦	95	9,900	8,801	8,801	114,526.00	100	3,093	3,093	30,930.00	—	612	2,481	—		5,803
クロラミンT錠	本 25錠	11,753	9,000	20,023	20,023	340,391.00	100	2,696	2,696	32,352.00	—	2,694	2	5		29,075
都研駆虫錠	本 2,500錠入函	8	—	—	—	—	—	2	2	3,625.00	—	2	—	—		6
都研健胃藥	100瓦	10,129	—	—	—	—	—	63	63	1,575.00	—	63	—	—		10,066
衞生クリーム	個 3瓦	602,840	—	—	—	—	—	1,320	1,320	3,960.00	—	—	1,320	—		601,520
稀ヨードチンキ	本 500瓦	—	—	98	98	63,700.00	100	18	18	11,700.00	18	—	—	—		80
都研皮膚藥	本 500瓦	—	—	141	141	40,890.00	100	20	20	5,800.00	20	—	—	—		121
都研整腸錠	本 100錠	—	9,000	294	294	4,410.00	100	122	122	1,872.00	—	117	5	—		172
クロラミンT錠	本 200錠	—	—	700	700	91,000.00	100	—	—	—	—	—	—	—		700
都研硼酸錠	本 500錠	—	—	100	100	10,000.00	100	23	23	2,300.00	22	1	—	—		77
都研整腸藥	本 250瓦	—	—	1	1	120.00	100	—	—	—	—	—	—	—		1
クロラミンT錠	本 250錠	—	—	264	264	39,600.00	100	264	264	39,600.00	—	—	264	—		—
消毒用アルコール	本 500瓦	—	—	95	95	42,750.00	100	30	30	13,500.00	30	—	—	—		65
止血綿	本 50瓦	—	—	31	31	4,650.00	100	28	28	4,200.00	28	—	—	—		3
マーキユロ液	本 500瓦	—	—	51	51	4,590.00	100	24	24	2,070.00	24	—	—	—		27
メチレン青原液	本 50cc	—	45	8	8	520.00	100	7	7	455.00	—	—	7	—		1
フクシン原液	本 50cc	—	45	8	8	960.00	100	7	7	840.00	—	—	7	—		1
都研利尿藥	本 500瓦	—	—	711	711	86,935.30	100	1	1	122.30	—	1	—	—		710
都研健胃藥	缶 5缶	—	360	164	164	85,280.00	100	79	79	41,080.00	—	75	4	—		85
〃　〃	本 250瓦	5	3,600	68	68	3,400.00	100	2	2	100.00	—	2	—	—		71
塩酸加石炭酸水	本 500瓦	—	—	32,087	32,087	2,566,960.00	100	23,112	23,112	1,849,680.00	—	23,012	100	2,273		6,702
都研滋強錠	箱 90錠	278	—	3,330	3,330	24,642.00	100	49	490	3,626.00	—	355	135	—		3,118
都研胃健錠	本 100錠	64	18,000	1,143	1,143	14,859.00	100	349	349	3,042.00	—	328	21	—		858
都研洗滌液	本 500瓦	275	—	—	—	—	—	32	32	1,600.00	—	—	32	—		243
都研駆虫錠	本 250錠	3,897	—	—	—	—	—	283	283	6,980.00	120	45	118	—		2,614
都研苦味精	本 500瓦	122	—	—	—	—	—	89	89	40,612.40	—	34	55	—		33
都研鎭痛藥	本 250瓦	37	—	64	64	3,200.00	100	49	49	2,450.00	—	47	2	—		52
石炭酸亜鉛華擦剤	本 500瓦	114	—	560	560	53,200.00	100	246	246	18,170.00	22	75	149	—		428
都研外傷膏	本 200瓦	70	—	—	—	—	—	33	33	1,320.00	—	33	—	—		37
アスピリン錠	本 500錠	—	—	398	398	224,870.00	100	32	32	18,080.00	23	—	9	—		366
都研胃健錠	本 1,500錠	—	—	515	515	61,800.00	100	52	52	6,240.00	38	2	12	—		463
都研整腸錠	本 1,500錠	—	—	748	748	172,040.00	100	33	33	7,590.00	30	3	—	—		715
都研鎭痛錠	本 1,500錠	—	—	422	422	63,300.00	100	32	32	4,840.00	30	—	2	—		390
都研滋強錠	缶 90錠入45箱	—	—	308	308	102,564.00	100	—	—	—	—	—	—	—		308
都研消毒藥	本 200瓦	936	—	—	—	—	—	12	12	1,560.00	—	12	—	1		923
ゲンチヤナ紫	本 50cc	—	45	8	8	480.00	100	7	7	420.00	—	7	—	—		1
レフレル氏液	本 200cc	—	225	10	10	840.00	100	6	6	360.00	—	6	—	—		4
ガベツト氏液	本 100cc	—	225	29	29	1,595.00	100	26	26	1,430.00	—	26	—	—		3
チール氏液	本 100cc	—	225	16	16	880.00	100	11	11	605.00	—	11	—	—		5
ナイセル氏液Ⅰ液B	本 50cc	—	225	32	32	1,288.00	100	31	31	1,240.00	—	31	—	—		1
ナイセル氏液Ⅲ液	本 100cc	—	225	30	30	1,200.00	100	26	26	1,040.00	—	26	—	—		4
石炭酸ゲンチヤナ紫液	本 100cc	—	225	8	8	360.00	100	6	6	270.00	—	6	—	—		2
ニーランデル氏試藥	本 100cc	—	225	14	14	700.00	100	11	11	550.00	—	11	—	—		3
エスバツハ氏試藥	本 100cc	—	225	30	30	1,200.00	100	26	26	1,040.00	—	26	—	—		4
エールビツヒ氏ヂヤツオ第Ⅰ液	本 500cc	—	225	4	4	240.00	100	3	3	180.00	—	3	—	—		1
エールビツヒ氏ヂヤツオ第Ⅱ液	本 100cc	—	225	29	29	1,160.00	100	26	26	1,040.00	—	26	—	—		3
ゲルハルト試藥	本 100cc	—	225	20	20	800.00	100	15	15	600.00	—	15	—	—		5
ノンネアベルト試藥	本 100cc	—	225	13	13	715.00	100	11	11	605.00	—	11	—	—		2
ナイセル氏液Ⅰ液A	本 100cc	—	225	32	32	1,280.00	100	31	31	1,240.00	—	31	—	—		1
バンヂー試藥	本 100cc	—	225	31	31	1,400.00	100	26	26	1,170.00	—	26	—	—		5
ハイエム液	本 100cc	—	225	29	29	1,160.00	100	26	26	1,040.00	—	26	—	—		3
血沈用クエン酸ソーダ溶液	本 100cc	—	225	19	19	266.00	100	16	16	224.00	—	16	—	—		3
チルク氏試藥	本 100cc	—	225	14	14	560.00	100	11	11	440.00	—	11	—	—		3
フエリング液第Ⅰ液	本 100cc	—	225	20	20	220.00	100	16	16	176.00	—	16	—	—		4
フエリング液第Ⅱ液	本 100cc	—	225	24	24	816.00	100	21	21	714.00	—	21	—	—		3
合計		—	—	—	—	4,325,344.30	—	—	—	2,176,365.70	—	—	—	—		—

第四章　日常業務に関連した研究事項

I　運動性と硫化水素産生能を同時に観察し得る三糖寒天培地（TSI寒天の一変法）に就て

細菌部微生物課

辺野喜正夫
松井清治
早川武

細菌検査の実際にたづさわる者にとつて、それを如何にして能率的に、正確に、速かに、而も経済的に処理すべきかという事は、常に念頭を離れる事のない問題である。

特に大量の保菌者検索に際して此の感を深くする。此の意味に於て1911年 Russel の発表した複糖寒天 Double Sugar Agar は斯界に大きな貢献をした。其後多数の学者が之に追試改良を加え種々の培地が考案された。Kligler の培地や Mickle 等の三糖寒天培地、Hajna の T. S. I. 寒天等は特に注目すべきもので、就中最近（1945年）発表された A. A. Hajna の三糖鉄寒天 Triple Sugar Iron Agar（T. S. I.-Agar）は最も便利な鑑別培地であろう。

Hajna 或は Mickle 等の培地は Salmonella, Shigella の生物学的性状の重要なる鑑別点たる乳糖、蔗糖、葡萄糖の分解能、並に硫化水素産生能を一本の培地内で観察出来るものである。

若し此の鑑別培地で菌の運動性を同時に観察出来れば、一層利用の価値あることは当然であろう。此の様な考は既に1936年 Zia が、又1938年 Liu 及び Li が Russel 培地に就て試み、其の一新変法培地として発表している。然し此等二つの培地は厳重に無菌的操作の許に、いささか手数のかかる方法で作らねばならず、一般にはあまり用いられていないやうである。

吾々は Hajna の培地に於ける寒天の量を一定度減量することによつて所期の目的を達し、運動性を同時に観察する事が出来た。此の培地は菌検索に利用して便利であると思うので茲に報告する次第である。

培地の製法

肉水（牛又は馬）	1,000c.c.
寒天	5g.
塩化ナトリウム	5g.

煮沸し、充分融解する。

ペプトン（亜鈴、照内、極東等）10g を加え、3分間煮沸、減少した液量を補充する。PH7.6とする。之に

乳糖	10g.
蔗糖	13g.
葡萄糖	1g.

硫酸第2鉄アンモン（2％水溶液）　　10c.c.

チオ硫酸ソーダ（2％水溶液）　　10c.c.

を加え、3分間煮沸、再びPH7.6 に補正する。

Phenol Red (0.2%水溶液)　　10c.c.

を加える。之を凝集反應用小試驗管に約 4cm の高さに分注し、コツホ釜で100°c、20分間宛、3日、間歇滅菌し、高層のまま用いる。

肉エキス（レンダーを用いた。）の場合は、蒸溜水 1000c.c. に対し肉エキス 10g, 塩化ナトリウムを 3g とし、その他は肉水の場合と同様の処方でよい。培地作製に当り特に注意しなければならぬのは、PH の修正を正確にする事である。

培養法

疑わしい集落を白金線を以て釣菌し、之を培地に垂直に底部迄穿刺した後、表層にこするやうに塗抹し、16～24 時間、35～37°c で培養する。

培養所見

培養後の成績の觀察は Kligler 培地、或は T.S.I. 寒天の觀察法に依る。即ち乳糖、蔗糖の分解能は表層で、葡萄糖の分解及び Gas 産生する時は培地全体、或は一定の部分が帶狀に暗褐色となる。

又運動性の有無は Oldekop, 又は Hesse の寒天培地に於ける変化を見る時の方法に準ずる。（下表参照）

Salmonella 菌株25株、赤痢菌株11株、及び糞便培養の遠藤寒天上の種々の集落36種に就て本培地と乳糖、蔗糖、葡萄糖加バージコー培地に培養し、又同時に暗視野裝置に依り運動性を觀察し、両者を比較して見た所その成績は全く一致した。即ち此の培地を用うれば、乳糖、蔗糖、葡萄糖の分解能、硫化水素産生能、運動の有無を同時に同一試驗管内で觀察し得る。

從つて、本培地は経済的にして能率的な点で鑑別用培地として廣く利用し得るものであると思う。

培　養　所　見

Nr	菌　株	反應				
		面	柱		運動	硫化水素
		酸	酸	瓦斯		
1	Coli.	+	+	+	±	±
2	Para colon. Proteus-group.	+	+	+	±	±
3	B. alcaligenes.	−	−	−	+	−
4	Shigella.	−	+	−	−	−
5	Shigella.（箕田菌属）	−	+	+	−	−
6	E. typhosa.	−	+	+	+	±
7	S. paratyphi A. ソノ他少数ノ Salmonella.	−	+	+	+	−
8	S. paratyphi. B. ソノ他ノ大部分ノSalmonella.	−	+	+	+	+

II　保存血液の一分野として Placental Blood の利用價値について

細菌部血漿課　宮　本　正　治

Placental Blood を初めて輸血用として活用したのは Novikova, Farberova (1936) で氏等と殆んど同時に Stravskaya (1936) が用いてその優秀なる輸血源であることを強調した。

われわれの採取方法は Goodall Anderson, Altimas, Mac Phail (1938) に準拠して行つた。即ち分娩に際して新産兒を助産婦が取上げ臍帶を結繋して75%アルコールで清淨にする。臍帶は約10cm 程、ガーゼを左手に挾んで中の血液を押し除けた後滅菌鋏で切断し、その切り尖を産道より低く下げる。小孔を切り抜いた滅菌布を用いてこの臍帶尖端をその孔を通じ周圍を包む。突出する臍帶尖端は助産婦の與えるクエン酸ソーダ液の注入された滅菌採用壜に漏斗を通して血液を集める。大体この操作は早く行はれる事が望ましく約3分～5分を必要とする。採血量は一定しないが 150cc—50cc 位である。われわれは血液量の大半を獲得した後で3本の滅菌試驗管に各5cc づつ血液を採取しワツセルマン反應、血液型檢査、血球計算、比重等の各種檢査を施行することにしている。かくして採取された血液は無菌室に運ばれ、無菌試驗のために移植を行つた後攝氏4度の冷藏庫に保存する。

無菌試驗は 10cc のピペツトを用いて液狀チオグリコレート培地に 1cc 宛移植し、37°c の孵卵器に5本、室溫に5本夫々保存し、原則として7日間判読を重ね、雜菌の汚染のない事を確めた上で輸血に供した。

実驗成績

基礎的実驗として10例の採血例と8例の輸血例を得た。各例ともワ氏反應は勿論、嚴重な無菌試驗を経たものである。貯藏血液は靜止狀態ではホモゲーンの狀態にないので、輸血直前に輕く振つて滅菌ガーゼで漏過したものを 100cc 注射器を用いて輸血した。8例中1例に惡感熱発の直後反應を見たのみで他に何等の副作用を認め得なかつた。又各例共分娩第3期持続時間、出血総量、新産兒発育狀態に関しても正常範圍を出たものは見受けられなかつた。

考　按

Placental Blood 利用に当り第一に注意すべき事は、採取血量を多くする爲、臍帶搏動停止以前に出來るだけ早く臍帶を切断すると云う事実が、母体及び新産兒にどんな影響を與えるかと云う事である。この所作は帝王切開時には常に行つている事であるが、あらゆる正規分娩に之を行つた場合耶かの欠点なきかは今後多数の実驗例によつて定まるところであるが、幸ひわれわれの例では何等の欠点を認め得なかつた。

第二には採取血量の問題であるが、之は採血にたづさわる者の技術、主技術者と助手(助産婦)のチームワークの巧拙に関する事大である。 Keller のストラスブルグ病院での実驗結果では 60—90cc とあるが大体全出血量の半量は容易に採取し得ると云つて差支えないと思う。

第三に貯藏の問題即ち如何に長く出來るだけ新鮮な狀態に保留され得るかと云う事である。元

來新鮮血液をいかにして長く保存するかについてはこれ迄も種々研究が行はれ、われわれも目下比較檢討中で現在迄の段階では約1ケ月は輸血用として保存可能であるが、Placental Blood は幼弱赤血球の多い事から保存中殊に溶血が早く起り易い事は已に認められている事であるから保存血液として Pacental Blood を用いる場合は特に此点に考慮を拂う必要がある。

第四に輸血源用保存血液として、Placental Blood はどんな長所を持つているであらうか。

(イ) Placental Blood は供血者側の損耗がない。

(ロ) 濃厚な動脈血であつて其細胞要素は通常血液の15割にも達する。

(ハ) トロンビン含有量が多いから凝血力が大きい。

(ニ) 輸血反應の一原因とも考えられる食餌性アレルゲンを含んでいない。

以上の他ホルモンその他に就ても比較研究が重ねられ Placental Blood の長所、短所が見きわめられる必要がある。

III 落下菌数檢査法に関する研究他一件

生活衞生部環境課 斎 藤 功

業務と関連した調査研究

本課に於ては業務に必要な調査研究並に民間の依頼試驗を行つて居り、それぞれ実務上幾多の参考資料を提供するものであるが、今回は本課で行つている基本的な調査研究中下記二題を選んで報告したい。

(1) 落下菌数檢査法に関する研究

a) 昭和24年度初より継続実施中である。コツホ氏空中落下菌数檢査法は空気の簡易細菌学的檢査法として、空気檢査の際毎常行はれることは周知の通りである。之は細菌学的事項の衞生学に於て占むる重要性に鑑みる時、眞に当然のことゝも云い得るのであるが、その実施法乃至成績判定規準に対しては尙研究の余地があるものと観られる。吾々は本法の衞生学的意義を一層明瞭にする意図の下に本法に関する培養溫度、培養時間、怨限菌数、露出時間、適当培地、落下菌の形態的分類及び季節的変動、他の空中細菌檢査法との比較、他の環境條件構成諸因子との関連等、本法の実施規準に関する必要限度の研究を行いつゝある。調査の対象とした場所は当研究所、官廳、百貨店、公衆浴場、興業場、銀行、会社、其他各種作業場等である。

b) 実驗方法の概略を記せば、使用培地は普通寒天、対照としてゼラチン培地及び 4～4.5% 寒天、培養溫度は 37°c, 22°c, 及 37°～22°c の3種、培地露出時間は5分間、環境條件測定には溫濕度はアスマン通風乾濕計、気流はカタ寒暖計、炭酸ガスは薬学会協定法、塵埃は労研式塵埃計によつた。

c) 次に今迄に得られた実驗的結論を記する。

(i) 同一個所に於ける落下菌数の多少は略ぼ其処に出入する人の数と相まつて増減する

(第一図参照)。即ち落下菌の多数なことは、人的汚染の存在を推定せしめるものである。一般に平常状態に於ける同一個所の細菌数には甚しい差異が起らない。異常状態（混雑、疾風等）に於ては菌数は敏感に変動するが急速に原状に復帰する。

第一図
入浴者数と落下菌数
（都内某浴場男子脱衣場）

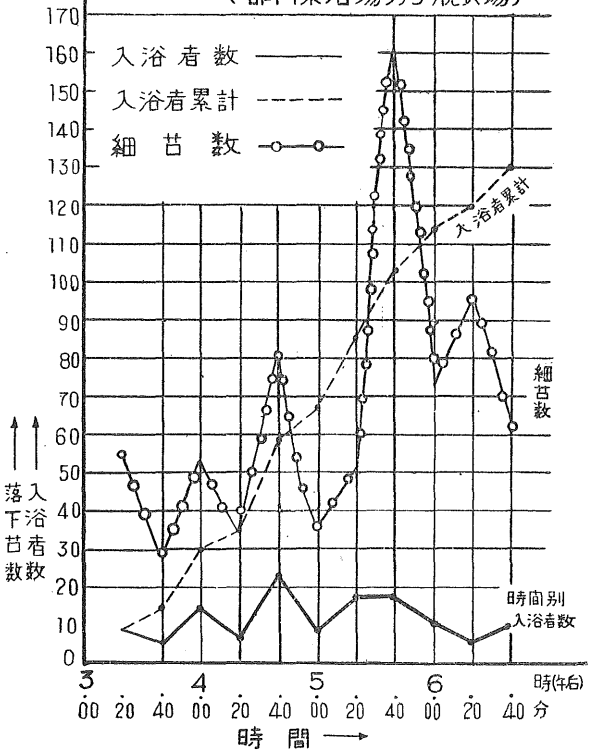

(ii) 落下菌数と塵埃数、風速、炭酸ガス量、温湿度等とは嚴密な併行関係がない。場所が異れば特に然りである。

(iii) 落下菌種類の季節的変動は甚だ顕著である。落下菌数の季節的変動は(冬):(春秋):夏は略 1:1.5:2 位と考えてよい様である。

月別に観察すると 2 月は葡萄状球菌形、5 月は有芽胞菌形、6 月は糸状菌形、7 月は再び有芽胞菌形、8 月は一般球菌、9, 10, 11月は一般球菌中の双球菌が最大多数を占め、12月は再び葡萄状球菌形が増して來る。

(iv) 菌培養法は普通寒天 37°c, 48時間培養を最適とする。22°c培養は不適当である。

(v) 落下菌数の怨限度 上述の如く落下菌数の多いことは人的汚染の存在を示すものとすれば怨限菌数が考えられなければならない。又泡沫感染の実在は当然空中菌中の病原菌に想到せしめる。空中菌の多数なることは何れにせよ明らかに好ましくないことである。

落下菌数は上述の如く出入、人員数により異なり又場所により異なるが、余り混雑しない普通事務室等に於ては普通寒天、血温48時間培養にて50個以下が多く、又 1 時間内に40～50人の入浴者数のある公衆浴場の脱衣場に於ても 100 個以下の場合がある。其他多くの場合を考慮して吾等は現在次の規準を作つて居る。

菌数	50以下	50～75	75	75～100	100以上
判定	清　浄	要注意数	怨限菌数	高度菌数	禁忌度菌数

尚菌数には約20%の誤差があることを考えて置く必要がある。

(2) 公衆浴場衛生の研究

終戰以來浴場の混雑と不潔とは都民生活に不快と不安とを與えている事は、蔽うことの出來ない事実である。特に浴場に於ての淋菌感染が屢々云々されることは職務上我等の看過し難い所で

あり、本研究を企図した所以である。本研究は以下に記する如く a), b) 二部よりなる。

a) 公衆浴場実態調査

当研究所水質課及び東京医歯大衛生学教室との協同研究である。被検5浴場の環境條件は大同小異で施設採光等は概ね良好であつたが、只洗場の傾斜が小いさ過ぎたり、排水溝が狭且つ不潔、浴室脱衣場に隙間風がある位の欠点はあつた。

冬期浴室内は開場後間もなく濕度殆ど100%に達するが、こんな環境に於ても落下菌数は入浴者多数な時は数百の多数にも達することが注意せられた。又浴水中の細菌として衛生上注意すべきものは連鎖狀及葡萄狀球菌等の化膿菌や大腸菌等であるが、化膿菌による家兎、海猿の実驗的皮膚化膿症は、脱毛乱切せる皮膚上に於ても遂に惹起し得なかつた。我等の日常の体驗にても入浴後体の何処かゞ化膿した事は殆ど絶無であり、浴水中に之等の菌がある事は実際上衛生的に問題にならないと考えてよいであろう。小汚染度の標示としては濁度が比較的用い得るようである。

b) 水の淋菌汚染に関する研究

淋菌の培養檢出は比較的困難である。我々はこの困難を可及的減少せしむる爲、培養は細谷式嫌気瓶乃至除濕器を用い、培養瓶内空気が約8%の co_2 を含むようにした。co_2 は満水せる捕気瓶の水の放出と共にキツプの装置から培養瓶底部に導入せられる。この co_2 供給法は従來提示せられた 2,3 の方法に比し推奨し得ると思う。

水中に於ける淋菌生存時間は水の濕度、PH, 含有物等が異れば違う外、人口培養を重ねるに従つて延長して來るので、培養に馴れしめた菌株を供試した。

浴場終業後の浴水の如く汚染度の高い水では淋菌の生存時間は数時間にも達し得るのでその自然的減少乃至死滅を待つことは許されない。斯る場合 0.1～0.015g/l 程度のクロラミンT投入を以て略迅速な殺菌効果を挙げ得る。殺菌効果は水の PH が酸性の方が優秀である。

以上により浴場の衛生としては浴水、脱衣場の消毒と入浴者定数設定、浴室に小腰掛備附並に浴場感染惹起時の法的処置が望まれる。

IV 主要食品中のカルシウム含有量の再檢討 (第1報)

生活衛生部栄養課 酒 井 欅

栄養上欠くべからざる無機塩類中最も不足勝ちなものはカルシウムである。

昭和24年厚生省発表國民栄養調査成績に依れば、カルシウムの1日攝取量は都市に於ては0.259g、農村に於ては 0.272g で必要量の3分の1にも満たない狀況である。

現在使用されている食品栄養價分析表は、同一名の食品に於ても、そのカルシウム含有量に著しき差異あるものがある。

吾々は80種180例の植物性食品に就いて、カルシウム含有量を試驗し、その差違は如何なる理由に帰因するかに就いて再檢討した。この成績より既に発表されている分析表と比較檢討し、こ

ゐ等栄養價分析表の完璧を期し、又國民栄養改善の資料に供したい念願の下に本実驗を行つたものである。

目下試驗続行中であるが、幸い若干の知見を得たので茲にその概要を報告する。

試驗並に試料採取方法

主として容量法を採用し、カルシウム含有量極めて少き試料に就いては重量法を併用し、その平均値をとつた。

試料は東京、千葉、埼玉、群馬等近縣に於ける自家生産品、東京都内市販品、配給品及び淀橋青果市場入荷品を使用した。

試驗成績及び考察

個々の試驗成績はこれを省略し、7類に分類、表示した。実驗例少なき類はこれを除外した。

穀類に就いては主に東京都内で利用せられることの多い5種20例を試驗した。カルシウム含有量は生産地の地質、肥料の種類、量等に依り幾分差異を生ずる様に思れるが顕著でない。

藷類中甘藷に於ては、その品種間のカルシウム含有量の差異は顕著でない。肉部中、太白は22農林1号は23，農林6号は20，沖なわ 22mg% を含有した。皮部には肉部の約10倍量のカルシウムを含有する。貯藏に依る差異は少ない。藷類中肉部のカルシウム含有量は甘藷、里芋、八つ頭等は表中平均値に略々等しく、馬鈴薯の肉部中の含有量は略2分の1である。里芋、八つ頭等の茎は肉部の2倍以上の 48mg% のカルシウムを含有する。

豆類に於ては地質、肥料等に依り稍々差違を生ずる様に思はれる。千葉縣産黄色大豆は 185mg%、群馬縣産黄色大豆は 212mg% のカルシウムを含有した。赤大豆は色に依り稍々差違を生じ、黒、黄、綠色の順序である。

葉菜類に於ては綠色種は白色種に比しその含有量は多い。白菜は 43mg% を含有し、小松菜は 146mg% を含有する。

同一名の食品に於ても部位に依り差違を生じ、綠色部は白色部よりその含有量は多い。例えば大根葉に於ても、綠色部に於ては 168mg%、葉茎部には 98mg% を含有する。同一名の葉菜に於ては出盛り期に最も多い。季節的には夏季最も多く、その他の季節には稍々減少する様に思はれる。東京都内自家生産、同株、略同じ大きさの葉を採りて試驗せるに、8月 76mg%、9月 72mg%、10月 55mg%、11月 38mg% のカルシウム含有量を示した。根菜類は根部は葉茎部に比し極めて少い。

果菜類は一般にその含有量少く、皮部は果肉部よりも多い。

海藻類のカルシウム含有量は植物性食品中最も多い。アラメは 857mg% のカルシウムを含有する。

果実類は一般にカルシウム含有量は少く、肉部より皮部に稍々多い。

主要食品中のカルシウム含有量(植物性食品)

番号	類名	食品数	実験例数		カルシウム (Ca) mg%	水分	食品名
1	穀類	5 (15)	20	最高 最低 平均	39(64) 20(5) 28(29)		玄米(燕麦) 精米(そば粉)
2	いも類	5 (4)	17	最高 最低 平均	27(13) 10(5) 19(10)	67.15(79.5) 80.13(76.0) 72.72(73.2)	甘藷(馬鈴薯) 馬鈴薯(里芋)
3	豆類	10 (10)	22	最高 最低 平均	205(192) 51(9) 100(95)	86.15(86.0)	大豆(大豆) 豆腐(豆腐)
4	緑黄野菜類	18 (9)	42	最高 最低 平均	170(56) 16(6) 85(20)	90.55(81.2) 93.08(90.7) 89.87(90.5)	人蔘の葉(栗南瓜) ビーマ(南瓜)
5	其の他の野菜類	12 (8)	22	最高 最低 平均	69(12) 7(1) 33(7)	95.40(94.7) 89.82(92.6) 89.28(91.0)	蕗(大根) 筍(筍)
6	柑きつ類(とまとを含む)	4 (2)	5	最高 最低 平均	48(29) 12(4) 38(17)	92.07(87.1) 95.07(96.1) 92.62(91.6)	みかん(みかん) とまと(とまと)
7	其の他の果実類	13 (5)	24	最高 最低 平均	81(16) 4(1) 18(7)	83.63(86.7) 90.32(93.5) 88.07(89.6)	いちぢく(梨) はたん杏(桃)

括弧内の数字は暫定標準食品栄養價分析表に依る。

V 井水の調査について他三件

生活衞生部水質課 相沢金吾

1. 井水の調査について

立川市の井水について長期に亘つて調査中である。即ち第1回は昭和21年9月より23年3月に亘り行い第2回は24年2月より同4月に亘つて行つた。此の調査では檢査総数680件で、内飲料に適するもの564件、溷濁又は沈澱があつて、濾過煮沸等の処理を施せば飲料に差支えないもの116件であつた。

超えて24年5月市の一部に臭気井統出の報に接したので同年8月に亘つて主として高松町地域の井戸を調査した。檢査総数188件中高松地域井戸は152件で、内臭気を感じたものは96件であつた。

この臭気の原因についてはガソリン臭と称する人もあるが、21年12月より実施した檢査総数894件の調査結果を総括すると鉄分に原因するように思われるところもある。臭気の本態についてはなお研究中である。(東京都立衞生研究所事業月報第5号報告)

2. キテイ颱風による水害地井戸調査について

昭和24年9月1日のキテイ颱風によつて被害をうけた都内江戸川区の浸水区域について各課の

協力の下に干水後9月16—30日に亘つて現場に出張して井水の理化学的，細菌学的調査を行つた

調査総数662件で、内洪水時冠水した井戸は34件、総数の 5.2% であつた。又飲料に適するものは159件（総数の 24.1% 飲料に不適のものは503件（75.9%）であつた。此の地区は一般に地質が良好でないため良質の井戸が少く、飲用に適する井戸は小岩、松本、鹿骨、篠崎、船堀等の地区に散在している。（東京都衛生局学会誌第5号）

3. 公衆浴場の調査について

環境課と協力して行つているもので、水質課は浴水の汚染度を衛生学的な立場から簡単に而も的確に検査する方式を考案するため、理化学的、細菌学的調査を行つている。

現在までの成績を総合すると概要次の通りである。

(1) 浴水溫度は浴場によつて多少異るが浴客が好む溫度は 42～46°C にあり、多くの浴客の好む溫度は 44°C±1 のようである。

(2) 浴水の汚染度をみるための理化学的、細菌学的試験28項目について行つた結果を総合すると、透視度と他の成分との間に相関性が認められる。即ち透視度をXとし他をYとして最小自乗法によつて次式を求め、これを検討して何れも $\alpha=0.01$ で有意であることを確めた。

塩素イオンと透視度	$y=4.7x-5.4$
過マンガン酸カリウム消費量と透視度	$y=6.4x-30.1$
ヨード消費量と透視度	$y=0.53x-1.32$
アンモニア性窒素と透視度	$y=0.6x-1.5$
蒸発残渣と透視度	$y=5.4x+5.9$

なお電気傳導度の測定は一例に過ぎないが、入浴者数 (x) とよく比例して $y=0.23x+197$ が成立することを確めた。

以上の結果から透視度と他の成分との相関性並に実用の方式についてなお一層検討しようとしている。（本調査については東京医科歯科大学衛生学教室の協力を得た）（東京都衛生局学会誌第4号）

4. アンモニアの新検査法について

現在水中の微量アンモニア検出にはネスラー試薬が唯一の試薬であるかの観があるが、ネスラー試薬は水銀剤であるため蛋白質含有の検体には考慮を要するように考えられる。依つて新井当所長の示唆に基いて Berthelot 法を検討した。本法は1859年に発表されたが、その記錄を入手出來なかつたので1916年 G. E. Foxwell (Chem. Abst. Vol. 10,1916) によつて紹介されたものをその原法と認めた。本法はついで1937年 R. Crismer (Chem. Abst. Vol. 31,1937) によつてその一部が改良された。

依つて著者等は以上の資料に基いて種々検討を加えた結果次のように行うのが妥当であるとの結論に達した。

試 驗 法

検液5cc を小試驗管にとり、別に同型試驗管数個にアンモニア性窒素標準液を適量ずつとり、

蒸溜水を加えて各 5cc とした後検液及び標準液の各管にアルカリ性石炭酸ソーダ溶液 1cc 及びクロラミンT溶液 1cc ずつを加える。次に各管を熱湯中に 5 分間浸漬して呈色させた後、水で急冷する。冷後蒸溜水を加えて全量を 10cc とした後よく混和して比色定量する。

アルカリ性石炭酸ソーダ溶液

純石炭酸 40g に水酸化ナトリウム溶液（40%）50cc を加えて溶かし、蒸溜水を加えて 100cc とする。

クロラミンT溶液　　10%

なお本法の應用については目下研究中である。

VI　市販人工あづき色混合色素の分離について

（ペーパークロマトグラフ法による 2.3 例）

食品獣医部食品課　松　井　多　一

最近都下に市販されている 2,3 の人工あづき色々素に就いて分析して見た処、以下の如き色素の混合されているものであることがわかつた。

1）食用赤色 102 号　食用黄色 4 号　食用青色 2 号

2）食用赤色 102 号　食用黄色 4 号　パテントブルー

3）ローダミンB　食用黄色 1 号　食用青色 2 号

從つて 3) を除く他の 1) 及び 2) の分離確認法は、從來の石尾法及び AOAC クール色素分離法にては分離確認は非常に困難なので、之の適当な分析法についていろいろと検討してみた結果当課で研究しているペーパークロマトグラフ法による分離が、最も手軽で而も正確にゆく事を知つた。

以下当課に於て行つたペーパークロマトグラフの実驗操作法を述べながら色素の分離について簡單に述べてみる。

本法に使用するものとしては

1）定性大判濾紙の八つ切りにしたもの約 30cm×30cm

2）溶媒入れ（例、腰高ペトリーシヤーレ径 10cm）　1ヶ

3）無色透明硝子鐘（高さ 40cm 径 23cm）　1ヶ

4）熱湯入れ（例、小型磁性シヤーレ）

5）クリツプ　1ヶ

次に操作法としては

試料を濾紙に図(1)の如き位置に 0.1mg～0.05mg 位スパーテル様のものでなすりつけて、之を円筒形にまるめて蒸溜水を入れた溶媒入れの中え入れて、熱湯を入れた磁性シヤーレと共に硝子鐘で蔽

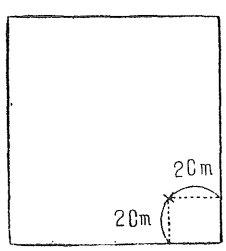

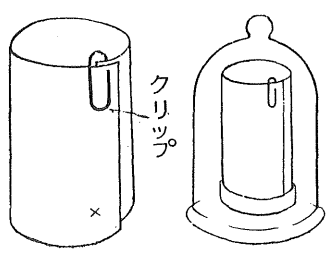

い、濕度を飽和に近い狀態に保ちつゝ一次展開を２～４時間位行い、分離が行われたならば濾紙を取り出して風乾（又は加熱(60°c位)で乾燥）して二次展開を行う。

１の場合　２の場合　３の場合

一次展開を行つた際に先きの３例の混合色素は次の如き順序で上昇分離して來る。（図２）

この場合に色素が彗星型に上昇するために上の色素の末端と次の色素の先端とが同じ層に入つて來るので完全に分離をよくするために之を二次展開にかける。

之れには濾紙を一次展開の時とは直角になるようにまるめる(図３)。後は前記一次展開の時と同様な操作を繰返えせばよい。

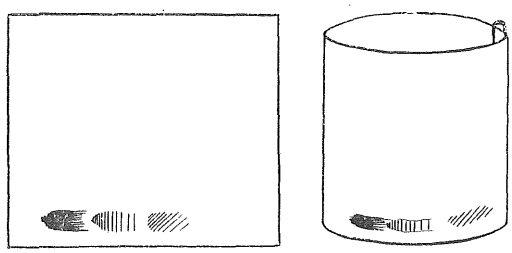

３例の混合色素の場合２次展開を行うことによつて完全に混合色素は分離されて(図４)の如き形となる。

こゝに分離精製された色素を切り取つて蒸溜水適量を加えて抽出して、之れについて羊毛染色試驗により確認する事が出來る。猶水抽出液を更に短冊型濾紙 2×30cm に吸着させて各色素個有の毛管像より色素の予試驗を行うことが出來る。

以上簡單にペーパークロマトグラフ法を述べてみたが、本法を実施するにあたつて濕度が水の毛管現象に関係する事がわかつたのであるが、(之れについては何らかの方法で別に述べる事にする）濕度は75%以上の場合でないと分離が鮮明に行われ難いから、出來るだけ硝子鐘内は飽和に近い狀態に保つように注意しなければならない。又檢体をあまり多くつけたときも像が不鮮明となつて分離がよく行われなかつた。以上の点に注意すれば大体完全に分離を行う事が出來るので、混合あづき色々素の分離に本法を適用して戴きたい。

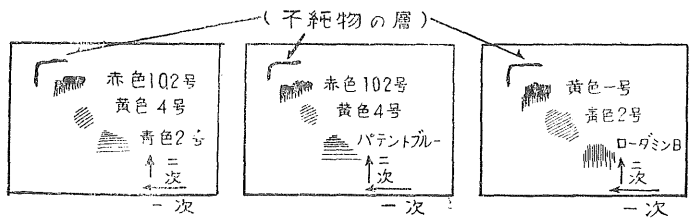

１の場合　２の場合　３の場合

猶ローダミンを除く塩基性色素は中性、アルカリ性で展開を行つても添加点に止まつており、之を PH＝2 (0.01 nHcl 酸性）にすると始めて展開されるので、この性質を利用して次展開を0.01 nHcl にて展開にして 0.01nNH₄OH にて２次展開を行うと塩基性色素の分離確認も出來る。この方法による実際例として当課に於て沢庵漬に使用しているオーラミン、黄色１号及び４号の分離確認を行つたことがある。

猶ペーパークロマトグラフ法による色素分析についての研究は、法定クール色素分離法及び食用許可色素試驗法を作る目的で以前から研究して居たものであつて、之の総括的な研究結果は他の機会に発表したいと思つている。

VII　製品檢査について

食品獸医部製品課　長　尾　元　雅

食品衞生法による製品檢査を当所が引受けてより約1年半になるが此間に挙げた実績は既述の通りである。

吾國として法的に食品の製品檢査を行つたのは始めてゞあることゝ、行政機関と業者間の連絡が充分でなかつたためか、未だに違反者が続出しているのは甚だ遺憾である。其例を挙げてみれば合格証を以て封かんしてあるにも拘わらず内容が異つているもの、又は証紙の横流れ、賣却、或は偽造等があるばかりでなく、最も多いのは食品の添加物として禁止されているものが無証紙にて堂々と販賣され、使用されていることである。即ち赤色にローダミン、緑色にマラカイトグリーン、黄色にオーラミン等が相当多量に使われている。又合成調味料のサツカリン、ズルチンの無証紙のもの（無証紙のものは脱税であるから其闇値は半額に近い相場で取引されている）を使用しているものが非常に多い。又膨剤にしても内容を標示してないもの等がある。一方衞生行政が地方廳え移譲されて日尚浅く、其不備と相互の連絡が不充分なことゝ、各地方廳で行つている製品檢査の試験法が未だ一定したものが規定されてないので、檢査の結果が必ずしも一致しないことなどのため取締の面にも各地方によつて緩急がある現在、業者が取締の緩かな方えと流れて行くことも見逃せない事実である。

要するに之等を防止するには全國の都道府縣が一致して取締を嚴重にすると共に、相互の連絡を密にし且つ試験法も早急に一定のものを規定し、全國が歩調を合せ其間に起きる情報を互に交換し業者の育成指導にあたり、違反者の絶無を期さなければならないと思うので関係各位の絶大なる御支援を願つてやまない次第である。

VIII　昭和24年度狂犬病檢査成績について

食品獸医部獸医衞生課　島　田　幸　治

(1) 緒　　言

昭和23年度東京都内に流行した狂犬病の檢査については檢査材料の送附状況、檢査方法、成績に対する疫学的考察等各方面から検討した結果は已に月報第2、第3号を以て発表した通りであるが、昭和24年度に於てはその流行が益々猖獗となり、檢査も愈々多忙を極めたが、茲に其綜合成績を纏めたのでその概要を報告して将來の参考に供したいと思う。

(2) 檢査概要

当課に送られた可檢材料は剖檢、病理組織学的檢査即ち Mann 氏染色による腦のアンモン角より Negri 氏小体及 Häematoxylin Eosin 染色による後腦、幹腦、延髄等に於ける非化膿性腦炎像の檢査及び動物試験の四法を行い、其成績を綜合して狂犬病の変化を認めたものを眞症と

診断した。

(3) 檢査頭数及び成績

別表の如く1月—12月の間の狂犬病檢査受付頭数は合計221頭（東京都219頭千葉及び埼玉縣各1頭）で其畜種別は犬214頭、猫6頭、馬1頭であるが、檢査の結果は眞症と決定した頭数が187頭であり、檢査総数の84.6%に当る。之を昭和23年度の受付頭数109頭中眞症94頭比率86.2%の成績と比較すると本年の受付頭数は2倍に増加したが、眞症率は稍低下したことゝなる。之は都民が狂犬病の恐ろしさを身に泌みて感じ、極度に神経過敏となり犬の一寸した悪戯や挙動不審位で直ぐに撲殺して檢査を依頼する傾が多くなつた爲と思う。

(4) 月別発生狀況（眞症狂犬病決定頭数）

別表の如く眞性狂犬病は1月から4月迄は8～13頭であつたが5月に入ると俄然爆発し23頭となり年間最高の発生を見た。其後引続き10月に至る迄16～22頭の多数を示し11月には12頭で稍々減少したかに見えたが12月には再び上昇15頭を算した。結局年間の発生狀況を観察するに初夏から晩秋に亘つて多発が認められるが冬期と雖も必ずしも其発生数は寡少でない事が知られる。

(5) 各地区に於ける発生狀況

最高は新宿区の15頭で北多摩郡の14頭、練馬、世田谷、葛飾区の13頭が之に次ぎ、最低は千代田、中央、品川各区の1頭である。其他の地区では2～11の発生を示し無発生地区は認められなかつた。昭和23年度には主として都の北西地区及び隅田川以東地区に多発し、無発生地区は中野、港、文京、足立の4区があつたが本年度はかゝる特異性は認め難く全都に病毒が拡散したかの感が深く、特に本年の新らしい傾向として同一町内に頻発が注目された。

(6) 畜籍別狂犬病発生率

猫や馬の狂犬病は別として犬につき畜犬、無届畜犬、野犬に区別し、各々の狂犬病発生率を見るに畜犬40頭(21.7%)無届畜犬86頭(46.8%)野犬58頭(31.5%)である。此の畜犬も其の大部分は予防注射未済のもので無届畜犬、野犬に於ては全然予防注射は受けて居らないものと考え合せると狂犬病予防注射の絶対に必要なことも議論の余地なく、又無届畜犬や野犬こそは狂犬病の温床であることが窺知される。従つて狂犬病の防遏には野犬の徹底的掃蕩、無届犬の整理を第一に行い然る後予防注射の励行が痛感されるのである。

(7) 檢査成績

狂犬病の檢査に当り剖檢変狀に就ては胃内の異物が特異と云う位で、寧ろ実質臓器には之と云う変狀の無いのが狂犬病の特徴ともなるので参考とする程度に止め、Negri氏小体の檢出や動物試験に重点を置いて居る事は勿論である。而して Negri氏小体も狂犬病独特の変狀ではあるが、幼弱犬や発病の初期には極めて小さいか或は未発生の事もあるので鏡檢に見落しが無いとは断言出來ず Negri 氏小体陰性即非狂犬病と断定するは早計で、必ず之と並行して非化膿性腦炎像の檢査と動物試験を行わなければならない。本年の檢査成績を綜合すると Negri 氏小体陽性147頭(81.7%) Negri氏小体陰性非化膿性腦炎像及び動物試験陽性23頭 12.8% Negri氏小体及び非化膿性腦炎像陰性、動物試験陽性9頭(5%)檢査不能（腦腐敗、撲殺による腦挫滅等）7頭で

ある。

(8) 結　　論

以上各項の要点を摘錄すると次の通りである。

(イ) 本年度の受付頭数は昨年より倍加したのに檢査の結果は眞症率が84.6%で昨年度の86.2%に比し稍低下した。

(ロ) 昨年度と同じく都内の狂犬病は初夏から晩秋にかけて多発したが、冬期も減少せず即ち季節には関係なく過去の発生様式と異る現象を呈して居る。

(ハ) 昨年は都内に無発生地区が四区あつたが、本年度は全地区に発生し特に同一町内に頻発の傾向が見られた。

(ニ) 狂犬病は無届犬（46.8%）に最も多く野犬（31.5%）之に次ぎ畜犬（21.7%）が少なかつた。此畜犬も大部分は予防注射を受けて居ないが、予防注射を受けても免疫有効期間外か又は末期にあるものであつて、何れにしても予防注射を受けた犬には狂犬病は少なく、予防注射を受けない無届犬、野犬が其大部分を占めて居る事実に照し、注射の絶体に必要なことと無届犬の整理、野犬掃蕩の重要性が痛感される。

(ホ) 狂犬病の診断には多少の例外はあるとしても兎に角 Negri 氏小体の檢出は絶対であつて本年度の成績は81.7%で昨年の86.7%に比し稍低い。

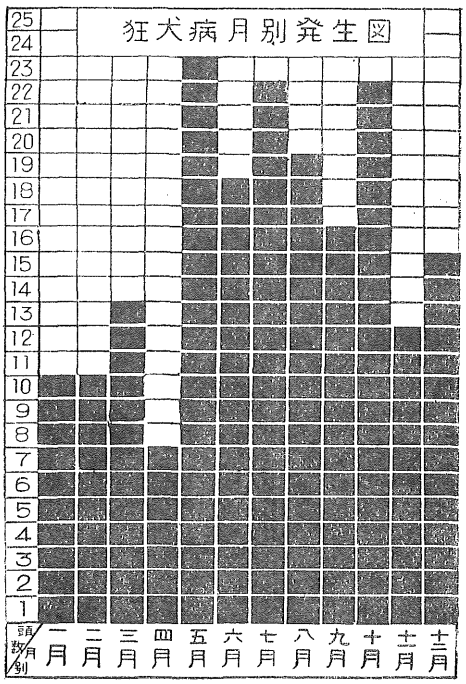

要する都内に於ける狂犬病の発生は昭和23年には94頭であつたが、昭和24年には185（除他縣）頭に達し、益々蔓延の兆が認められ憂慮に堪えない。

檢査材料受付並成績一覧表

月別	受付頭数	内訳 全身	内訳 頭部	檢査成績 陽性	檢査成績 陰性	月別	受付頭数	内訳 全身	内訳 頭部	檢査成績 陽性	檢査成績 陰性
1	11	7	4	10	1	8	21	20	1	19	2
2	10	7	3	10	0	9	17	14	3	16	1
3	16	9	7	13	3	10	23	21	2	22	1
4	9	9	0	7	2	11	19	19	0	12	7
5	24	19	5	23	1	12	24	20	4	15	9
6	20	18	2	18	2						
7	27	27	0	22	5	計	221	190	31	187	34

IX　市販ビタミンB1製剤検査成績

化学検査部医薬品課　湯　本　芳　雄

昨年末より本年初頭に亘つて医薬品課で市販のビタミンB1製剤について一斉検査を行つた。試料は都薬務課及び我々自らの手で都内より収集され、その内訳は第1表の通りである。

第　一　表

	今　回	前　回
注射液	47種	43種
液　剤	4〃	5〃
錠　剤	12〃	1〃
粉末剤	5〃	3〃
計	68〃	52〃

尚前回（昭和22年12月ビタミンB1剤一斉検査）の結果を参考迄に記載することとする。

試験法は Prebluda, Mécollum の比色法により注射液についても製剤同様白土吸着を行つた。

ここでは個々の試料について述べる事は控え、総合成績をのべる。

第　二　表

含有量 %	注射液		製　剤		計	
	例数	%	例数	%	例数	%
0— 44.9	—	—	1	5	1	1.5
45— 49.9	1	2	—	—	1	1.5
50— 54.9	3	6.5	—	—	3	4.5
65— 69.9	—	—	1	5	1	1.5
70— 74.9	—	—	1	5	1	1.5
75— 79.9	—	—	3	14	3	4.5
80— 84.9	5	11	2	9	7	10.0
85— 89.9	8	17	—	—	8	12.0
90— 94.9	8	17	1	5	9	13.0
95— 99.9	12	25	1	5	13	19.0
100—104.9	5	11	3	14	8	12.0
110—119.9	3	6.5	4	19	7	10.0
120—129.9	—	—	1	5	1	1.5
130—139.9	—	—	1	5	1	1.5
140—149.9	1	2	—	—	1	1.5
150— 160	—	—	2	9	2	3
290— 300	1	2	—	—	1	1.5
計	47	100	21	100	68	100

第　三　表

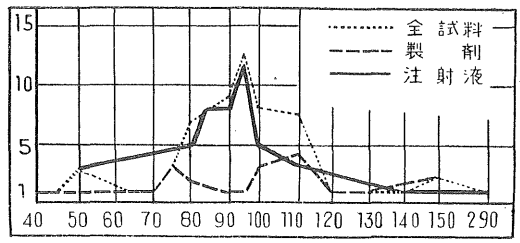

検査の結果試料を注射液、製剤、及び全試料の3つに区分してその測定含有量の表記含有量に対する100分比を以て分類すると第2表の様になる。又この成績をグラフに図示すると第3表の様な結果が得られた。（但し横軸は測定含有量の表記含有量に対する%、縦軸は試料の例数を示す。）

又次に第5改正日本薬局方純ビタミンB1の純度規格を90%と見做して（正しくは89.3%）測定含有量が表記含有量の90%以上か未満かにより試料を適否の2種に区分すると第4表の様になる。

以上の表に現われた化学試験の結果のみを夫々相対應する前回の成績と比較すると、市販のビ

第　四　表

	今　回			前　回		
	適	否	計	適	否	計
注射液	30種 63.8%	17種 36.2%	47種 100%	37種 86%	6種 14%	43種 100%

製剤	13種	8種	21種	7種	2種	9種
	62%	38%	100%	78%	22%	100%
合計	43種	25種	68種	44種	8種	52種
	63.2%	36.8%	100%	84.6%	15.4%	100%

タミンB1製剤の品質は此の間約2年の中に向上せず、むしろ品質低下を示していることがわかる。即ち前回の不良率15.4％に対し今回は36.8％の高率を示していることは注目しなければならない。

X　化粧品中に含有する鉛の問題について

化学検査部麻薬化粧品課　田　村　健　夫

明治から大正、昭和の初年まで鉛白を含有する白粉による幾多の中毒事件は社会的問題として注目されたのであるが、其後法規によつて鉛白の使用が禁止され、適当な取締によつて斯る有害な白粉類は姿を消したけれども、其後太平洋戦争の終了後は又鉛化合物を含有する化粧品類が多数発見されるに至つたのは眞に遺憾であつた。当課に於ては本所誕生以來引続き此の問題を解決し、不良化粧品を一掃するため、厚生省其他の行政当局に意見を具申し、又は関東化粧品工業協同組合、化粧品技術者会等の民間團体及び化粧品メーカー等に対して啓蒙、指導を行つたのであるが、各関係方面の協力、努力により今日では鉛を含有する不良化粧品は殆んど影をひそめるに至つたのは慶ばしいことゝ云はねばならぬ。そこで鉛問題解決のための過去を回顧することゝする。

1)　試験法の立案作成

從來化粧品の公定試験法は絶無であり、又取締法規にも具体的な規格基準等の定めなく、指導取締機関、化粧品メーカー其他民間試験室等に於て一定の試験法の必要が要望せられる狀況にあつたので、予て当課に於て立案作成した「化粧品中の鉛の試験法」を7月6日開催の日本藥剤師協会主催の全國衛生技術者会議に佐々木部長より提出説明を行い、日本藥剤師協会協定法として採用決定された。

又この試験法を行政当局に於て採用せられる様意見具申の結果、10月厚生省より各地方廳に以後この試験法によつて検査すべき様通牒が発せられた。

2)　化粧品製造業者に対する指導

從來製造業者に対して衛生上安全な化粧品を製造する様指導して來たが、特に原料試験を行うよう種々の機会を捕えて話して來た、1例として3月24日共立女子藥專に於て、厚生省後援の下に講演会及び試験方法の実地指導を行つた。又優良品を奨励する意味で本所の封緘証明の利用をすすめた結果、8月第1回受付以來今日まで申込が続いている。今後この業務の発展を期待している。

3) 百貨店衛生試験室に対する指導

從來各百貨店の衛生試験室は化粧品、食品の試験に大いに活動して來たのであるが、含鉛化粧品の出現以來仕入化粧品に対して嚴重な試験を行い、不良化粧品撲滅のための協力方を依頼した所、各試験室はこの主旨の下に活潑に動き、化粧品の品質向上に與つて力あつたことは大いに多とせねばならぬ。

4) 化粧品原料製造業者に対する指導

化粧品中の鉛は大凡原料の顔料に起因することが明白になつたので、これらのメーカーに対して、化粧品原料は特に衛生上完全なものを製造販賣するよう通産省其他の協力を得て指導した。

5) 一般大衆に対する啓蒙

新聞、雜誌等に不良化粧品の害、化粧品の鑑別法等の記事を掲載して一般大衆の有害化粧品に対する認識を深めるよう努力した。

XI 最近の脫脂綿の品質について

化学檢査部衛生用品課 秋 山 勝 治

業者は戰前には北支綿を多量輸入してこれを処理して製造したものであるが、終戰直後からは米綿の配給を受けた。然も製造行程の相違や、機械設備や、材料品質の相違等の影響で種々なる点から見て從來の脫脂綿の様な良品は出來なかつた。最近では印綿の輸入が增加したけれど最初の頃は綿塊或は精練漂白の点でも局方物として不適品が多く、特に綿塊が多く從來の北支綿に比して不良であつた。從つてこれらの原料の性質により製造技術にも改良を加えるべき点が多く示唆されている。当課に於いて最近調査したるものは次の通りである。

1) 昭和24年8月藥務課の送付の（製造業者、販賣業者より收去の）もの38種

脫脂綿38種中34種は藥局方適合品で4種が不適品であるが、綿塊は全部について少量～極少量を認める。又適合品中にて製造上更に注意を要するものが5種ある。これは展伸不充分の部分である。これを多量含む時は製品として良好でない。

沈降試験も大体良好で10—30秒間程度で沈降し脫脂稍々不充分と思はれるもの2種である。

不適品4種は外觀が不良で淡黃色—黃色の部分があり、尙化学的試験では塩素の反應を著明に認むるもので製造行程の不充分の結果である。尙重量の不足のものは3種でこれは小分包裝の場合の不注意である。

2) 次に市販（露店、雜貨店）より購入の脫脂綿7種

試験結果は全製品ともに綿塊を多量に含むので優良品と称すべきものではないが外觀、沈降試験、化学試験等では局方適合品と認められる。唯注意することは包裝及記載の点で全品ともに製造所名の表示がなく、又重量を記載したもの1種、又重量の記載があるもこれを消したもの1種、其他は重量の記載が全くない。重量最大は 32.5g 最少 22.5g 平均 26.1g で50g 入り包裝とすればいづれも重量不足が著るしいのである。

3) 都立病院及び産院等より提出のもの26種

この中に含まれる試料は戰時中の残品もあれば最近の製品もある。從つて成績も種々である。26種の内訳は薬局方適合品が16種であるがその内15種更に製造上注意を要し、製品の改良の余地あるものもある。即ち綿塊を混有し展伸不充分のもの5種、綿塊及び極少量の異物を混有するもの2種、綿塊及び極少量の異物を混有し脫脂稍々不充分のもの2種、綿塊及び極少量の異物を混有し且展伸不充分のもの4種、綿塊を混有し脫脂稍々不充分のもの1種、綿塊を混有し脫脂稍々不充分にして尙展伸不充分のもの1種である。又不適品10種の内訳は次の通りで、黃色を帶び綿塊を混有するもの1種、黃色を帶び尙脫脂不充分のもの1種、黃色を帶び綿塊及び異物を混有し尙脫脂不充分のもの3種、黃色を帶び綿塊を混有し尙脫脂不充分のもの1種、黃色を帶び綿塊を混有し尙展伸脫脂共に不充分のもの1種、綿塊を混有し尙展伸脫脂共に不充分のもの3種、尙重量の不足は12種である。これ等の点は製造業者や販賣業者が共に関心を持つ必要がある。

総　　括

脫脂綿については第1回より第3回の試験を通じて製品中に綿塊を混有するものが多数見受けられた。これは現在印綿や米綿の原料の混合の関係に因り繊維の性質上北支綿と同様な仕上げ行程では多少綿塊の生ずるは止むを得ないが、之を多量に混有するのは使用上好ましくない。次に外観黃色を帶びるものは第1回試験に於いては38種中4種（10.5%）あり、第2回試験では認めず、第3回試験では26種中7種(26.9%)ある。これは化学試験に於いても塩素反應著明のものであるか、又沈降試験に於いて長時間を要するもので脫脂の不充分である事を示して居る。適合品は第1回試験では38種中34種(89.5%)あり、内綿塊多量又展伸不充分等で製造上注意を要するもの5種(13.5%)である。第2回試験では7種中7種を適合と認めるも、いづれも前と同様に製造上注意を要するものである。第3回試験では脫脂綿26種中16種(61.5%)が適合し、内注意を要するもの15種(57.6%)である。即ち適合品として推奨すべきものは第1回試験の製品に多く第3回試験のもの、第2回試験のものの順序である。第2回試験品は正規の販賣品と認められないもので質も適合品としては稍々劣るものであるばかりでなく、更に重量不足の極めて著るしい点は注意すべきである。第3回試験品には局方不適品が相当認められたから今後製品の購入の場合には一應注意する必要がある。

XII 海人草の品質試験

製藥部資源課　平　岩　道　夫

從來國産生藥と考えられた海人草（Digenea）は終戰以來その主産地台湾、沖繩市場を喪失した結果、今や鹿兒島縣近海に於て年間僅かに4万斤内外を生産するに過ぎない実情で、市販の海人草は一般に著しく品質を低下していることは遺憾である。

今回以上の実情に鑑み、鹿兒島、沖繩各地産及び最近輸入された東沙島産と称する海人草を入手し、品質試験を行つた結果その成績は次の通りである。

海人草の品質試験成績

種類	摘要	選否	乾燥減量	アルコールエキス	灰分	酸不溶性灰分	局方適否
			%	%	%	%	
鹿兒島産	昭和22年10月採取	未選別	6.7	5.0	66.8	17.0	不適
鹿兒島産	同年11月採取	未選別	6.5	4.7	61.0	48.0	不適
鹿兒島産	市販品	未選別	11.0	5.6	64.0	45.8	不適
鹿兒島産	右同品	50%選別	15.2	6.4	59.0	19.2	不適
沖繩産		未選別	5.4	11.1	21.3	2.2	適
同 八重山産		未選別	7.0	15.0	25.7	2.5	適
同 都島産		未選別	10.7	10.4	27.0	1.9	適
東沙島産	昭和15年10月採取	未選別	19.5	3.6	32.0	2.4	不適
東沙島産	昭和16年5月採取	未選別	11.4	3.9	56.1	1.1	不適
東沙島産	昭和24年第1回輸入品	未選別	13.7	5.3	36.1	2.3	不適
東沙島産	同年第2回輸入品	未選別	8.0	4.6	39.8	3.5	不適
東沙島産	右同品	88%選別	7.4	9.6	28.0	3.3	適
密輸入品	昭和24年	未選別	12.7	4.0	38.1	1.7	不適
密輸入品	右同品	35%選別	11.1	7.2	40.4	2.4	不適
市販品	東京本町	未選別	8.7	4.2	41.6	3.8	不適
脫エキス品	參考資料	未選別	6.4	2.4	46.0	3.5	不適
局方規格			22%以下	80%以下	30%以下	7%以下	

なお昭和15年10月及び昭和16年5月の2回に渉り東沙島海域で採集した海人草につきこれに夾雜する異種海藻を調査した結果

アナアオサ、アミアオサ、ウブゲグサ、オゴノリ、クロアミモヨウ、サボテングサ、シマテングサ、ジヤバラノリ、トゲイギス、パピリソゾ、ヒメヤハズ、ユミガタ等

十數種を算し、同海域に於ける海藻類分布の一端を明かにした。

これを要するに現在市販の海人草は生產地に於て選別しないか、又は選別不充分の結果海砂、岩石及び異種海藻類を多量に夾雜する外、甚だしいのはエキス分を抽出した海人草の殘渣を市販するから、これが取扱上品質の上に充分なる注意を要すると共に日本藥局方の改正に當り、規格設定上考慮を要する。

2) 黃柏実の成分並に利用の研究

黃柏は我國の各地に野生するキハダ Phellodendron Amurense Rupr の樹皮を剝離し栓層を除いたもので主成分ベルベリンを含有し、古來健胃整腸藥として賞用される。然るにその果実は未だ利用されることを聞かない。偶々黃柏実が特異の香味あるに着目し、これが成分並に利用面を開拓せんとし本研究に着手した。

黃柏実の一般成分は次の通りである。

乾燥減失量	12.0%
粗脂肪(エーテルエキス)	11.5%
アルコールエキス	43.9%
精油	1.95%

なお果実中果皮64%、種子36%の割合で精油は專ら果皮中に含有する。その他アルカロイド、

サポニン、タンニン、澱粉等を含有せず、やや多量の糖分を含有する。

本品中脂肪油並に精油成分については目下研究中で、その利用については今後の研究に期待される。

3. 杏仁油粕による杏仁水の製造試験(要旨)

最近都内の一業者より杏仁油搾取残渣の利用面につき依頼試験に應じ杏仁水製造試験を行い次の成績を得たので報告する。

供試品は杏仁の溫圧粕及び冷圧粕の2種でその脂肪油及び総シアン水素の含量は次の通りである。

供試品	種類	外観	脂肪油	総シアン水素
A	溫圧粕	淡褐色板状	10,883%	0.222%
B	冷圧粕	類白色板状	16,196%	0.318%

以上の定量成績によれば供試品は尙相当量の脂肪油を含有し搾油技術が充分でないことに注意を要する。

(1) 総シアン水素の定量

供試品100瓦に常水300ccをかきまぜて12時間放置した後水蒸気蒸溜し溜液が硝酸銀試液によるシアン銀の反應を認めなくなるに至り止める、この際初溜液500cc迄は100cc毎に以下200cc毎に区分した。

「定量法」溜液25ccに水100ccを加え稀釈し之にヨードカリ溶液2cc及びアンモニア水1ccを加え絶えずかきまぜながらN/10硝酸銀液にて滴定した結果その成績は次の通りである。

(A) 溫圧粕

溜液	N/10硝酸銀液消費cc	各溜分中総シアン水素%
100	6.65	0.144
100	1.90	0.041
100	0.75	0.016
100	0.40	0.009
100	0.20	0.004
200	0.15	0.003
200	0.05	0.001
200	0.00	0.000

(B) 冷圧粕

溜液	N/10硝酸銀液消費cc	各溜分中総シアン水素%
100	10.20	0.220
100	2.70	0.058
100	0.90	0.019
100	0.30	0.005
100	0.20	0.004
200	0.15	0.003
200	0.09	0.002
200	0.05	0.001
200	0.00	0.000

(2) 杏仁水の製造

上記杏仁の油粕2種をそれぞれ搗碎して中末となし常水を加えて糜粥状となし12時間放置した後、酵素エムルジンを作用させてアミグダリンを分解しこれを水蒸気蒸溜に附して溜液中のシアン水素含量を検定して約0.14%に達するに至り蒸溜を止め、溜液に½量のアルコールを加え更に水3分アルコール1分の混液を加えて正確にシアン水素含量を0.1%となし製するに何れも局方所定の杏仁水を得た。

(3) 杏仁水中アルコールの含量について

現行日本藥局方の杏仁水は上述の方法によつて製造するが、ここに用いるアルコール量は專ら経日変化により析出する蛋白石濁を防止するにあるから若しこれがアルコール量を節約し得れば経済上卑益することが多いのに鑑み、各種割合にアルコール量を節約し目下経日変化を調査中である。

XIII 日本藥局方不適クロラミンTの再製試驗他三件

製藥部製藥課 藤森宗吉

クロラミンTは貯藏法如何によつて1部分乃至全体が水に不溶性の黄色の物質に分解する。この分解は特に濕潤したものに於て著しい。分解の程度により次の通り分類される。一例を挙げれば当課に於て長期貯藏の結果次の成績を得た。

	外観	有力塩素含量
1	全体が黄色に着色したもの	0%
2	全体が微黄色に着色したもの	0——18.0%
3	黄色の顆粒乃至塊を混入するもの	22.2——25.0%

1. 2. に就いては再塩素化を要するものであり、3に就いて再結晶法による簡易なる再製法を検討した。

有力塩素含量22.95% の檢体に就いて行つた試驗結果は次の通りである。

檢体は黄色の顆粒及び塊りを含むもので最初に内徑1.5粍の篩眼を有する篩で篩過し、白色結晶と黄色塊とに分離した。前者をA、後者をBとすると、

檢体	有力塩素含量(%)
A + B	22.95
A	24.86
B	13.57

これにより檢体中の黄色塊を機械的に取除くのみで有力塩素含量はかなり上昇することが判明した。しかしA中には尙微細な黄色の非水溶性分解産物が共存するため更に再結晶法により精製を行つた結果次の通りである。

第1法 A 200瓦を取り微溫湯(50度C)200cc に溶解し綿栓濾過後放冷し析出した結晶を濾取し室内で乾燥する。

第2法 A 200瓦を取り微溫湯(50度C)200cc に溶解し上澄液を取り放冷し析出した結晶を濾取し室内で乾燥する。

檢体	收量	收得率	乾燥時間	有力塩素(%)
第1法	96瓦	48.0%	112時間	24.59%
第2法	133瓦	66.5%	110時間	24.82%

尙乾燥は加溫又は乾燥器中で行うと結晶水の一部を失うので室内で放置した。

以上の成績によれば再結晶法によつては有力塩素の含量は上昇して居ない。この原因として微

溫湯に可溶性の分解産物が含まれることが判明し、これを分離して本品の性狀につき物理的性狀等を檢討中である。

(2) 公定処方による製剤の調査研究

公定処方により製剤化にあたり、尙再檢討を要するものが尠くない。これは何れ調査研究の上改正される筈であるが、偶々当課に於て補給対照上調査研究の必要に迫られ公定処方の製剤化を研究中で逐次その成果を報告して参考に供する。

第1版國民医藥品集の皮膚藥15号（後記処方A）により、軟膏基礎剤は主として單軟膏、木蠟軟膏、セタノール軟膏等を使用するのであるが、当課に於ては、親水性のセタノール軟膏を用いて製するにチアントールが油狀を呈して分離しやすく又塗布するに糸の如く撚れる軟膏となる。

チアントールを增量するに量の增加に伴い分離が速くなる。然るにチアントールの3分の1量の木蠟を使用するに糸の如く撚る欠点の無い延びの良い容易に均等に拡がる軟膏を製する事が出來た。

以上の結果当課に於ては次の処方Bにより製剤化している。

処　　方	A	B
チアントール	10.0	30.0
硫　黄　華	10.0	10.0
亜　鉛　華	10.0	10.0
ベタナフトール	10.0	—
木　　蠟	1.0	10.0
軟膏基礎藥	全量 100.0	50.0

藥局に於てチアントール含有の処方にはチアントールの3分の1量の木蠟をもつて予製軟膏を作り用に臨み使用すると便利である。

(2) 診断用試藥の調製に関する試驗報告

当課に於ては今回都立保健所等の要望に従い診断用試藥を調製し補給を行うに当り、これが品質を確保するため原料試藥の規格檢査及びその適格試藥を用いて調製したる診断用試藥につき経日変化を調査し、次の成績を得たので茲にこれを報告する。

1. 原料試藥の試驗

原料試藥は市販品を購入しこれの規格試驗は日本藥品規格 1.001—1.404 号によつた。

第1表　診断用試藥調製原料規格試驗成績

番号	原料名	実性反應	水溶狀	アルコール不溶分	水分	灼熱殘渣	亜鉛	外観	硫黄	不純物	融点	重金属	還元性物質	摘要	註(+)適(−)不適
1	メチレン青	+	+	+	+		+	+							適
2	ゲンチアナ紫	+	−	−	+	+		−		−				デキストリンを含有する	不適
3	フクシン	+				+		+		+					適
4	グリセリン	+	+			+		+		−				アクロレインを含有する	不適
5	アルコール	+	+		+			+		+		+	+		適
6	スルホサリチル酸	+	−					−		−	−			鉄を含有する	不適
7	硫酸アンモン	+	−					−		−					不適
8	酒石酸カリソーダ	+	+					+		+					適
9	パラアミノベンズアルデヒド	+		+		+		+			+				適

以上の成績によれば試薬9例中4例は不適品である，市販の原料試薬を購入するに当りこれらの品質については充分なる檢討を要するものと認める。

3. 診斷用試藥の調製と經日変化

当課に於て調製した診斷用試藥が時日の經過とともに変化することがないか否かにつき室内暗所（常溫）に貯え，これが經日変化を調査した結果その成績は次の通りである。

第2表　診斷用試藥調製後の經日変化試驗成績

番号	試藥名	処方	經日変化										備考
			1日	2	3	4	5	6	7—10	11—15	16—20	21—30	31—40	(+)変化する(−)変化しない
1	メチレン青原液	メチレン青5瓦 蒸溜水100cc メチレン青5瓦 純アルコール1cc 蒸溜水99cc	− −	− −	− −	− −	− −	− −	− −	+ −	+ −	+ −	− −	カビを発生する 1%アルコールによつて防止することが出來る
2	フエーリング試藥第2液	酒石酸カリソーダ34.6瓦 15%カリ溜液30瓦 蒸溜水至500cc	− −	− −	− −	− −	− −	+ −	+ −	+ −	+ −	− −		白色絮狀の沈澱を生ずる 苛性カリ精製後調製したものは沈澱を生じない
3	ニーランデル試藥	次硝酸蒼鉛2瓦 酒石酸カリソーダ4瓦 苛性ソーダ10瓦 蒸溜水90cc	− −	− −	− −	− −	− −	− −	− −	+ −	+ −	+ −		白色絮狀の沈澱を生ずる 苛性ソーダ精製後調製したものは沈澱を生じない
4	ヘーンス試藥	硫酸銅3瓦 グリセリン100cc 15%カリ溶液30cc 蒸溜水至600cc	+	+	+	+	+	+	+					赤褐色の沈澱を生ずる 目下檢討中
5	エールリツヒ「ヂアゾ」試藥第2液	亞硝酸ソーダ5瓦 蒸溜水100cc	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	+	白色絮狀の沈澱を生ずる 長期保存し難い
6	ナイセル「ヂフテリヤ菌」染色用試藥第3液	クリソイヂン1瓦 蒸溜水300cc	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	+	微濁を生ずるも進行せず 長期保存し難い

（7）フクシン原液，（8）ゲンチアナ紫原液，（9）ナイセル「ヂフテリヤ菌」染色用試藥第1液A

（10）ナイセル「ヂフテリヤ菌」染色用試藥第1液B，（11）ゲンチヤナ紫石炭酸液，（12）20%スルホ

サリチル酸液、(13)エスバッハ試薬、(14)エールリッヒ「ヂアゾ」試薬第1液、(15)フェーリング試薬第1液、(16)ウロビリノーゲン試薬、(17)ゲルハルト試薬、(18)チュルク試薬、(19)ノンネアペルト試薬、(20)ガベット「メチレン青」液、(21)ハイエム試薬、(22)パンデー試薬、(23)チール・ネールゼン試薬、(24)レフレル結核菌染色用試薬。これらは前期間中に於て変化を認めない。なお処方内容の記載のないものは主として日本準薬局方の処方に従つた。

以上の成績により経日変化を伴うものは備考欄に記載して対策によりこれを防止することが出來る。なお本研究については目下引つゞき検討中である。

年　報　（昭和24年度）

昭和25年5月15日印刷　昭和25年5月20日発行

印刷者　篠倉政一

印刷所　株式会社第一印刷所

東京都中央区湊町2～16

編集兼発行所

東京都立衛生研究所

東京都新宿区百人町4丁目539